

7、一揆・訴願

三四四〔天和元年十二月白川領惣百姓訴願〕

乍恐以書付御訴訟申上願

奥州白川領惣百姓

一本多下野守様当秋御所替之刻未進萬御借金御催促被遊候得共困窮仕候百姓之儀御座候故金子指上可申様無御座候由申上候得は名主江は繩を御掛ケ組頭江は籠舎面々女房共之儀は人質ニ御取是も繩まで御掛ケ置其上百姓をば半死半生之体御打擲ニ被成青糲にて刈候而指上候様にと被仰付候に付当作之儀ハ下総守様江御年貢指上申候故罷成間敷由申上候得者御奉行御代官衆よりは是非刈取鍋煎仕候而共致上納様被仰付村々江御足輕衆御附置寄人足にて御加勢被成糲にても御取又ハ米に仕金子にても御取被遊値其上只今は白川町米之相場金壹分に付式斗壹式升仕候処壹分に付三斗五六升糲ハ七斗之直段御取被成候に付大分之損米にて難儀仕候右之仕合ゆへ当御年貢御皆済可仕様無御座迷惑仕申候事

一榊原式部大輔様御代には御年貢米之和柶五斗俵にて上納

仕候処能登守様御入部之刻より柶目殊之外太り御取被成其上口米之外別俵と御名附壹石に式升宛御物成之外御取被成候ニ付御年貢之外式重に指上迷惑仕候今御所替に付右別俵米之儀は不被召上候様御勘定所帳面御除被指置候由下野守様御奉行衆被仰渡候得共此分ケ立不申候故当御地頭様にも先規之通被仰付候得者愈百姓共最迷惑仕候事

一奉公人之義前書ハ御相對にて御抱被成候所下野守様御代に罷成御金附被成御給金少分に被下候故奉公に罷出申者無御座候ニ付村々之高に應し割合人被仰付候就夫百姓内訳にて増金ヲ以雇出し申候此段被聞召上其増金指上候得左候ハ、奉公人割人にては御取被成間敷由被仰付候に付御領分中より壹ケ年金千七百兩宛指上申候是まで余内金と御名付御取被成候依之一兩年は御地頭様より人屋請御立に被成候得共其以後人屋請御止右之通又割人にて奉公人御取被成右之金子も千七百兩づゝ毎年御取被成候ニ付二重に罷成金子出可申様無御座由申上候得共然れば秋中白川町相場米大豆にて指上候得と被仰付御年貢同前之米大豆御取被成候故是又三重に罷成百姓迷惑仕候然所替に付右之余内金御取不被成様ニ御勘定所之小役帳面是も御

除被指置候由下野守様御奉行衆被仰渡候得共其分ケ立不
申先規之通當御地頭様より被仰付候得は百姓共最迷惑奉
存候事

一能登守様御入部三年目御領分中御竿御入被成候刻「御竿
入ハ慶安四卯年中御領中拾五万石」村々ニ山野之開キ一
作切ニ作申畑迄老歩之所も不殘御繩被為人候故出高大分
に罷成申候其後右之開キ畑荒地に罷成候而も御年貢ハ御
引不被下尚又新開キ御座候村々ハ御改毎年御繩御入被成
候事

一御領中に夫食御種米と申六千八百八拾石余御座候此利米
三割にて貳千六拾石余本高被御貸付之種米ハ毎年々之未
進御座候弥夫食米も年々未進にて御座候処右之三割之利
足毎年御取被成候に付百姓困窮仕候事

一御年貢米金之内夏成と被仰付毎年七月御取被成候処ニ出
しかね申由被及御間金子出し申儀不相成候ハ、来ル九月
白川町六市之直段ならしに致町相場米出し候へと被仰付
納申候得は御年貢同前に御米被召上候故百姓迷惑仕候事
一御入部以来御林下刈人足三年ニ一度宛出し候処下野守様
御代に罷成右之日用钱高千石に付錢四貫文之余つ、毎年
御取被成其上御城納薪として高千石に付三百束宛年々御

取被成剩近年ハ薪切仲間郷中へ被仰付候故村々より内證
余内金出やとひ遺候ニ付是又迷惑仕候事

一御鷹之餌大米と御名附高老万石に付米五石つ、毎年御取
被成其上大も被仰付候様御取被成候尤是ハ老正に付代物
四百文つ、被下候得共百姓指上候大ハ老正に付金貳分三
分ノ余宛にて買調申候ニ付何茂難儀仕候事

一御領分中にて御城米五斗入老万俵納候処ニ老俵に付三升
より五升迄年々欠米出申候其上江戸にて欠米立申由被仰
付又々老俵に付五合つ、御取被成候故迷惑仕候事

一白川御蔵米番給として高百石に付米老斗錢貳拾五文宛年
々御取被成其上御米番も百姓に被仰付是も二重に相動迷
惑に奉存候事

一去申之耕作違イ申候故大分に未進御座候に付百姓銘々御
吟味之上或はすまき或ハ繩迄御掛ケ御催促被成候故身ま
で売又は妻子迄売指上申候得共相残ハ白川領内に人抱申
者無御座候ニ付御中間又ハ御売延二割金なとと御名附證
文御取被成候処此度宇都宮より御中間御売延金二名御赦
免被遊候へ共相殘金大分に御座候へは何共迷惑に奉存候
事

一当秋所替に付送り人馬之儀高百石に付壹人老正つハ被仰

付伝馬老足之代九百八拾五文人足老人之代四百九拾文つゝ御領分中惣高へ被仰付大分之伝馬人足銭出し申候に付百姓迷惑仕候事

右之通被仰付何とも難儀仕候ニ付前廉より数度御訴訟申上候得共御宥免無御座候故無是非相勘来申候依之惣百姓共ひと困窮仕候所当御所替に付右之御未進御借金等御取立之御催促剩当毛之青刈までからせ御取被遊候故下總守様江当御年貢指上可申様無御座候何共迷惑仕候比旨御所替之節白川にて石尾七兵衛様太田甚四郎様へ青刈之分御立被遊被下向後は右之余内金別表米其外課役之品々御赦免被遊被下候様に御了簡奉願候先達而御訴訟申上候通此度御地頭様御替目之節に御座候間御慈悲ヲ以乍憚惣百姓共たすかり相統申様に被為仰付被下候へ、難有可奉存候右之外課役数多御座候間乍恐口上にて申上度奉存候以上

天和元年酉年十二月 白川領惣百姓

鏡 沼 村 清太郎 下小山田村 忠兵衛
森 宿 村 庄兵衛 大栗村 嘉兵衛
高久田村 弥平次 一ノ関村 左五兵衛
浜尾村 甚右衛門 同 村 善右衛門
同 村 仁右衛門 小高村 弥兵衛

久米石村 左 平	南須釜村 利兵衛
行方野村 長左衛門	同 村 吉右衛門
和田村 茂兵衛	蒜生村 弥治兵衛
仁井田村 九左衛門	赤羽村 源右衛門
前田川村 与次右衛門	二子塚村 久左衛門
上小山田村 嘉左衛門	堤 村 吉左衛門
同 村 庄右衛門	明岡村 三之丞
田中村 甚右衛門	新屋敷村 五兵衛
同 村 惣左衛門	ぬか塚村 利兵衛
川辺村 嘉兵衛	小倉村 十右衛門
細谷村 次兵衛	同 村 庄兵衛
笠石村 次郎右衛門	下宿村 五兵衛
同 村 九兵衛	谷津 沼長四郎
成田村 権右衛門	羽出庭村 弥兵衛
小作田村 仁兵衛	同 村 善兵衛
雨田村 十右衛門	蓬田村 与一郎
日照田村 長兵衛	しやうふ庭村 善太郎
狸森村 利兵衛	下道渡村 覚兵衛
四辻新田村 吉兵衛	中津川村 市右衛門
曲木村 武兵衛	同 村 庄右衛門

杉山村	六右衛門	吉野辺村	久左衛門	飯豊村	半左衛門	真舟村	伊兵衛
同村	弥平次	川子石村	市右衛門	小戸神村	徳左衛門	小田新田	市左衛門
竜崎村	太平	北須釜村	長右衛門	赤羽村	弥一右衛門	同村	伝右衛門
中村	吉兵衛	吉村	与治兵衛	小塩村	武兵衛	湯本村	長右衛門
河原田村	樞右衛門	岩法寺村	弥五右衛門	下松本村	小右衛門	牧野内村	伊右衛門
滑津村	善右衛門	吉岡村	藤兵衛	下小中村	与兵衛	白子村	次兵衛
神田村	太兵衛	大畑村	弥五郎	後藤新田	長兵衛	大里村	五兵衛
同新田村	六右衛門	中野目村	吉之丞	同村	左五兵衛	安よふ寺村	清右衛門
外嶺村	七左衛門	松崎村	甚兵衛	同新田村	小右衛門	三城目村	十五郎
栃本村	五兵衛	谷田川村	市郎右衛門	同村	小一兵衛	中畑村	惣三郎
同村	吉兵衛	栃本山神村	善右衛門	中畑新田	惣兵衛	松倉村	市郎左衛門
江持村	市右衛門	塩田村	小一右衛門	同村	庄兵衛	同村	彦六
同村	庄兵衛	堤村	善左衛門	滑り川村	平左衛門	同新田村	十兵衛
田原井村	伝四郎	小野新田村	太郎兵衛	増見村	喜右衛門	下小屋村	次右衛門
同村	十兵衛	和名田村	孫治	新城村	六右衛門	町屋村	与五衛門
田母神村	清右衛門	鴛子村	吉兵衛	太田川村	又兵衛	同村	忠三郎
九生滝村	伝三郎	かり又田村	彦三郎	矢田野村	久左衛門	保土原村	五兵衛
蓬田新田村	孫左衛門	小野山神村	市右衛門	飯土井村	与右衛門	岩淵村	七之助
上道渡村	助右衛門	川曲村	次郎兵衛	大谷地村	勘之丞	柿之内村	金右衛門
浮金村	伊兵衛	柳橋村	長右衛門	熊倉村	小兵衛	米村	弥四郎

同新田村 与兵衛	柏野村 作之丞	築森村 孫右衛門	新田村 喜太郎
小田倉村 七之助	鶴生村 忠右衛門	小松新田 半三郎	借宿村 太郎左衛門
真名子新田 孫右衛門	同新田村 九兵衛	山小屋村 久四郎	北平山村 孫兵衛
羽鳥村 甚兵衛	羽太村 与右衛門	田嶋村 六右衛門	舟田村 佐平
大村 善右衛門	田良尾村 平左衛門	蕪田村 惣兵衛	久田野村 茂右衛門
上松本村 嘉兵衛	双石村 利兵衛	同新田村 善三郎	新小萱村 太兵衛
上小中村 利兵衛	板橋村 太左衛門	同村 久左衛門	同村 六右衛門
同村 德左衛門	細倉村 甚右衛門	根田村 伝右衛門	大竹村 五左衛門
須乗村 弥右衛門	同村 惣四郎	小田川村 次右衛門	新田村 源之丞
同村 太郎兵衛	本沼村 庄右衛門	釜子村 善左衛門	栃本村 次郎右衛門
同村 伝三郎	大和田村 治右衛門	形見村 与兵衛	郷渡村 喜兵衛
大和久村 市左衛門	泉田村 善兵衛	同村 平左衛門	中寺村 孫兵衛
矢吹村 孫右衛門	泉崎村 覚兵衛	十文字村 仁兵衛	下羽原村 四郎兵衛
飯土用村 弥右衛門	千田村 善之丞	関場村 平治右衛門	中野村 甚左衛門
上小屋村 庄兵衛	関和久村 八郎右衛門	深渡戸村 伝七	金山村 権左衛門
小川村 太右衛門	小松村 十右衛門	同村 権之丞	三森村 甚五郎
同村 太兵衛	宮村 善兵衛	下番沢村 七郎右衛門	山新田 仁左衛門
ほこつき村 善兵衛	堀之内村 甚兵衛	高木村 覚兵衛	河原田村 伝之丞
高林寺 伝右衛門	旗宿村 甚五右衛門	中宿村 太郎兵衛	
長坂村 藤右衛門	上番沢村 仁兵衛		

合貳百七人 但皆名主大庄屋

内江戸登訴訟人之覚

羽出庭村	十郎右衛門	関場村	平左衛門
柳橋村	長右衛門	北平山村	孫兵衛
飯豊村	庄右衛門	大里村	五兵衛
田母神村	清右衛門	三城目村	太兵衛
江持村	市右衛門	真舟村	六兵衛
ほと原村	又兵衛	滑津村	善右衛門
上小屋村	次郎右衛門	竜崎村	平左衛門
笠石村	次郎兵衛	小田川村	次左衛門
狸森村	藤左衛門	関和久村	八郎右衛門
旗宿村	権之丞		

メ拾九人

(名前は上段より下段へつづく)

〔中畑 小針弥太家文書 同一文書が岡崎長成家、中新城小針重郎家にもある。〕

三四五〔貞享二年十一月白河藩中畑村役人給金訴訟〕

「 貞享二年十一月

乍恐以口上書ヲ御許証申上候事

(村役人給金出入一件)

乍恐以口上書ヲ御訴訟申上候事

一 庄屋給分之儀田五反五畝歩宛兩庄屋江宅反歩ニ面村夫ニ仕申候加只今よりハ田一町貳反七畝拾八歩宛兩庄屋江貳町五反五畝六歩付可申候間なによらず白川宿拂小夫すみ筆自分夫々致候様ニ被仰付可被下候事

一年々御年貢勘定組頭百姓仕庄屋方へ帳面相渡シ取立仕候様ニ被仰付可被下候事

一 夫錢之儀ハ兩庄屋江年々金壹兩貳分若又御検見御座候ハ外ニ錢金貳分相渡シ可申候何様ニ被仰付可被下候事

一 組頭給分之儀ハ宅人ニ金壹分米壹斗六升宛ニ御座候へともし今よりハ金三分米壹斗六升ニ可仕候間諸事之小夫白川宿拂何にても分夫ニ仕候様ニ被仰付可被下候事

右之趣庄屋方江ハ兩度以夫承り候へとも合点不仕候組頭共ニ承候へハ五人之者申様ハ村相談尤ニ存候へとも判形ハ不被致候と申候長兵衛儀ハ御米納ニ白川へ罷登り申候故不承

候色々書儀ハ帳付役仕候ヘハ只今よりハ帳付入不申儀ニ御座候間承知不及申と存候事

右之通御了簡上以被仰付被下候ハ有かく奉存候以上

貞享元年十一月

中畑村

惣百姓^⑧

御代官所様

〔中畑 岡崎長成家文書〕

三四六〔享保九年正月騒動不参加につき百姓請文〕

〔^⑨〕上ヶ申證文之事

□□□田畑立毛実取少ク当□□御百姓共難儀仕候義御□江被仰上被下候所御堀城被為遊候後被仰達御慈悲御了簡可被成下之旨被仰渡候由被仰聞難有奉承知□□之落着農業之心を致候様仰付畏入候此上脇組々騒動仕候共当村之儀加談仕申間敷候若相背候者御座候ハ、如何様ニも可被仰付候為後日仍而如件

御百姓 与市右衛門^⑩

享保九年辰正月

〔外二十名連印〕

〔中畑 岡崎長成家文書〕

三四七〔寛保元年十一月所替に当り組々庄屋連印にて願書〕

乍恐以書付奉願上候事

一村別御勘定之儀近年年内御勘定ニ被 仰付候ニ付困窮御百姓迷惑仕候依之奉願候ハ村々強弱ヲ以役人共出精仕米金皆済目錄年内より差上可申候ニ付御勘定之儀先年之通春三月限御勘定差上候様被仰付被下置度奉願上候事

一新御歳御普請并御破損普請共先々御代より御上御普請ニ而在中より者人足斗差出其外諸入用之品々在中より差出不申候所ニ近年ニ至人足ハ不及申上ル其外諸入用作料等迄在中へ御割附被斗仰付迷惑仕候先規之通人足泣被 仰付被下置度奉願上候事

一御年貢米上納御引請之儀古法之通在納ニ被 仰付被下置度奉願上候事

一御城米納之儀只今迄之通ニ而上納仕度奉願候事

一夏成余内御買米之趣古法之通町売買米上米ニ而上納仕候様被成下置度奉願上候事

一在中山林之儀只今迄之通被成下置度奉願上候事

一金付奉公人人代り之儀古例之通三人限被成下置度奉願上候事

事

一 御郡中上納殿廬先御代之通品納ニ被 仰付代納御免被成

下度奉存候尤御屋刃殿廬之儀是又先規之通定納殿廬ニ而

御不足之節斗御割附被 仰付被下度奉存候事

一 漆木之儀老本ニ付御運上錢拾三文宛年々御取被遊候此段

者先規之通運上御免被成下度奉存候

一 竹藪之儀近年枯竹ニ罷成今以立婦不申候藪跡之儀御帳面

御除キ被成下度奉存候事

一 表ノ人足之儀賃錢ニ而差上申候所正人足ニ被成下度奉願

上候事

一 馬売買口錢之儀賃錢ニ而差上申候所正人足ニ被成下度奉

願上候事

一 海道筋ニ而古法無之荷口錢取御百姓共迷惑仕候手馬附諸

荷物等其外近年至古例無之増錢取候場所以来相止候様ニ

被下度奉願上候事

一 兩海道組外ニ被仰付候後諸普請諸人足之儀近組へ御割符

被仰付差出申儀迷惑仕候組々之儀ハ寄人足委御割符ヲ請

申候処組外之村ニ限り一切外江指出不申候向後之儀組外

村々御普請兩海道へ御割符被仰付近組へ之御符割止メ

被下度奉願候事

一 在々所々御林へ挽割小屋御立板割物為御挽被成候ニ付右

小屋掛人足道造り人足等近組へ被 仰付迷惑仕候古法之
通人足御免被成下度奉願上候事

一 御郡中煩焼共江合力廬人足之儀以来御止被成下度奉願候
事

一 御百姓共売米之儀近年他所売御停止ニ被 仰付至極不益

ニ罷成迷惑仕候先々之通他所売米自由ニ被仰付被下度奉

願候事

右之品々古法ニ無御座候儀此度御免被成下御引渡御帳面ニ

右之品々相載候分御除古法之通村々指出帳相認差上申度奉

願上候御慈悲ヲ以奉願候通被 仰付被下置候ハ、永々之儀

至極難有可奉存候以上

御郡中大庄屋一統相談ニ立合申

候組々より庄屋老人宛連判ニ而

寛保元年西十一月

〔中細 小針弥太郎家文書『寛保元年酉之十一月より松平

大和守様御所替ニ付万實書』より抜出〕

三四八〔寛保二年正月諸上納物返済につき願書〕

乍恐以書付奉願上候事

一 前々より度々差上置候御用金之事

一 御太用之砌差上候御用金并百石三兩高掛金之事 但大公儀より京都御代參之儀

一 先年差上置候御質米金之事

一 戌之年老組より六拾兩宛御頼金之事

右之通差上置申候者共之内禿候もの數多御座候而私共方迄御返濟被下置度旨度々願出申候へ共 御上御難波奉恐察候ニ付指留置申候所此度御所替ニ付諸上納物等多御座候ニ付右之者共御上納成兼迷惑仕候へ共本途御勘定之儀者御見立御勘定之儀故抜人共才覚ヲ以漸御勘定差上申候此上何分ニも諸上納仕可申様無御座候ニ付以御慈悲願之通被 仰付被下候へ、難有可奉存候以上

御郡中 庄屋連判

寛保二戊正月

〔中畑 小針弥太郎家文書「寛保元年酉之十一月より松平大和守様御所替ニ付万覚書」より抜出〕

三四九〔寛保二年二月白川領百姓騒動〕

一 御郡中御百姓此度騒動仕和田村之原迄相詰候由依之村々役人共早々引取御百姓相とめ何成共諸願之筋取継差上候様御代官所より被 仰付白川より罷帰押とめ申候得

共不得止事罷出申候戌正月廿四日八ツ時被 仰付候

一段々御百姓二月廿五日より動立東方と見え大勢通申候ニ付当村杯も同廿六日昼時分より段々罷越申候由

一 迎寺川原へ同廿六日八ツ過より段々相詰候由依之御代官様其外御役方衆其場所ニ而諸願差出候様ニ被 仰付候へ共一向差上不申候由其夜者町江入込宿取泊り同廿七日より桜町藤内天神町藤兵衛大工町伝次郎田町平三常右衛門と申者共五人江御百姓踏込かべ立具共打ちらし諸道具等も散々打ちらし申候

一 在郷ニ而ハ小田川村庄屋庄左衛門双石村庄屋庄内此兩人も右同様ニ罷成申候由此外ニ小田村ニ而ハ庄左衛門一家身内之もの共六軒家損し申候

一同廿七日昼時分より白川年貢町竜蔵寺ニ而姫路御代官様方御出諸願三拾本程上り申候由同廿八日兩奉行様御出被遊不残目安差上候由其上ニ而被 仰渡相済御百姓引取申候同廿八日迄不残引取申候

一 其以後小田川庄左衛門双石村庄内白川桜町藤内事も庄屋御役儀被御召上其時其町々被差置候尤白川町家損し候表通ハ上より御普請被成下候由ニ而金子五兩為手当被成下候由

其後三月御引渡前ニ罷成藤内方へ忤へ御役儀被 仰付候
小田川之儀ハ問屋軒断共庄左衛門方へ被 仰付候庄屋之
儀組頭方へ被仰付候尤双石村之儀ハ其砌組合村方一統之
願候而庄内忤方跡役被仰付候其後庄左衛門ハ問屋軒断共
被召上候勿論榊原小平太様御代ニ罷成庄左衛門ついほう
被仰付候

〔中畑 小針弥太郎家文書「寛保元年十一月より松平大和
守様御所替ニ付万寛書」より抜出〕

三五〇〔寛保二年二月余内金延納につき願〕

乍恐以書付御返答申上候事

一先達而奉願上候上納余内之儀御金付奉公人姫路江御共被
御付候上者

越中守様江上納仕候儀御赦免被成下度奉願候所ニ右上納
余内奉公人相懸わり候儀ニ御座候ニ付当御役所へ上納仕
り越中守様御役所へは差上不申様ニ被仰付奉畏御上納可
仕候事

一右余内金之儀當時御上納仕兼候ニ付例年之通三四月中迄
御上納仕候様ニ被仰付此度奉願上候事

一上納余内之儀當御役所江上納仕候上者御公儀様余内并御

主人様より之給金只今迄之通奉公人方へ御渡し可被下置
義と奉存候

一奉公人内給金之儀當時才覚仕兼内々迷惑仕候ニ付奉公
人江當時尅兩二分宛相渡殘金之儀例年之通三四月中迄ニ
諸人主方へ相渡申度奉願候
右申上候通被仰付被下候ハ、難有可奉存候以上

組合村々庄屋連判

戊二月

右之通取繼指上申候以上

大庄屋奥判

右余内金之儀様々御尋ニ付申上候

〔中畑 小針弥太郎家文書「寛保元年西之十一月より松平
大和守様御所替ニ付万寛書」より抜出〕

三五一〔寛保二年二月百姓騒動につき申渡覚〕

覚

大小庄屋共

一此度在中惣百姓共願之儀ニ付致一統大勢御城下へ相集其
上駄馬地町宅へ理不尽ニ踏込法外之仕方絶言語候江戸表
江も申上候所ニ數年來御手当被成下候御恩ヲも不顧殊ニ
御引渡前別而御外聞不宜甚御憤不屈至極ニ被思召上候大

小庄屋共右騒動之氣指存間敷様無之候日頃長役ニ立置候得者一己の取扱不相成候ハ、早速奉行所へ相達し何様ニも騒動不及様ニ致方可有之候所ニ等閑ニ致置候段不調法ニ被思召上候ヘハ申付方も有之候ヘ共御引渡之御時節故御用捨を以不及其沙汰候此旨大小庄屋共へ可被申渡者也

戌二月

〔惣百姓宛はゞ同文の「覚」省略〕

右御郡中屯ヶ村より百姓之内式人宛并庄屋組頭御召ニ而二月三日より四日五日迄三日之御召ニ而御奉行様より被仰付候

覚

一先頃惣百姓共致一統大勢御城下江相詰殊ニ駅場^(マ)地不輕公儀ヲ茂不屈至極被思召上候然共委細其節以書附惣百姓共へ被仰渡候通困窮迫候故之所行と御慈悲之思召ヲ以此節候得共御手当等被成下候此段何茂厚難有可奉存候所ニ今以何角と百姓共我意ニ乗し不輕上を茂背御法直訴等罷出其上彼是さわき立不靜村方も有之段江戸御家敷ニ而も被為御間甚御憤重々不屈至極と被思召上候此以後右之通騒動がましき村々も有之候ハ、早々申上候様江戸表より御下知候此段組合村々庄屋組頭共得と可申渡候若任我意

さわき立候村方有之候ヘハ村役人共申合早々役所へ可訴出候尤諸願等之儀者御法之通村役人ヲ以テ可相願事ニ付右之段敷數申渡置候様ニ可致候若等閑之上於申出者役人共可為越度者也

戌二月上より之御書出し大庄屋元ニ而庄屋

組頭江被申渡候

相定書之事

一此度大望ニ付組合中真之内屯人江戸江被罷登候等相極申候尤夫金之儀太方三兩中真立かひ可致候訳立候入用金者格別ニ御座候其外江戸表ニ而筋立候一統入用金者何程ニ而も脇組同様ニ差出可申候何ニ而茂此願ニ付組合ニ相洩申筋無御座候尤先々江戸登之衆如何様之科ニ相成候共近々罷登同様之難決ニ可申請候此段少茂相違無御座候於違変ハ可蒙神明罰ニ候為後日仲真連判仍而如件

寛保二年戊三月

神田村庄屋 太 兵衛

中野目村庄屋 太左衛門 明國村庄屋 甚右衛門

堤村庄屋 清左衛門 大畑村庄屋 久 治

中畑村庄屋 長左衛門 中畑村庄屋 七左衛門

松倉村庄屋 与左衛門 須栗村庄屋 弥三衛門

同新田村庄屋 平左衛門 三城目村庄屋 伊藤十五郎

三月三日御代官樋上九之平様大庄屋元ニ而被仰渡御書之
写

一先頃惣百姓共致一統大勢御城下江相詰駅場地公儀を（モ）不
輕（モ）法外之仕方不屈至極被思召上候然共其筋御書付を以百
姓共江申渡候通困窮ニ迫候故之所行と御慈悲之思召を以
御時節候得共御手当者被成下候段厚難有可奉存候処ニ今
以百姓共之内我意乗し上を不輕背御法直訴ニ罷出之上騒
立候村方も有之段不屈至極ニ候無程御上使公儀代官茂御
出之事ニ候然所不靜村々も有之五拾年来御手当被成候御
恩をも不顧右之通騒立候村方も有之候而ハ以之外御外分
不宜不屈事ニ候先達御城下於駅場地法外躰早速被逐御詮
儀候段当然候得共御引渡前之儀御用捨ヲ以其通ニ被成下
置候処其勘弁もなく我意乗し村々役人之下知をも不相用
従上御立置候村役人ニ法外之筋も相聞不屈至極ニ候若村
役人之内不直成者有之候ヘハ其筋江も可訴出候所ニ大勢
任我意何角騒立有之候而ハ大公儀江被為對御仕置不相濟
儀不得止事大公儀江御屈被成被逐御詮儀何有之候左候而
ハ其村一躰可及難儀候此段得と相考村方之内ニ而不屈成
了簡申出候もの有之候共人々致勘弁村一躰之不及難儀之

様ニ了簡第一ニ候依之在中ヘ御代官被差出候右之趣百姓
共ヘ可被申渡者也

戌三月三日 御郡代所

右御書出候趣三城目大庄屋元江庄屋組頭長百姓御召ニ而御
弁御書出以被仰付候庄屋兩人組頭次郎左衛門六左衛門伊右
衛門与惣兵衛半四郎長百姓勘助源内名左衛門勘右衛門兵藏
与五右衛門参候

〔中畑 小針弥太郎家文書「寛保元年十一月より松平大和
守様御所轉ニ付万貫書」より抜出〕

三五二〔寛保二年三月白川郷中惣百姓訴願〕

奥州白川郷中惣百姓乍恐以口上書奉願上候事

一奥州白川御領分之儀九拾三年以前慶安三寅年本多能登守
様御領分之節新御竿御入被遊式万五千石之御打出高改出
と御名付被成若殿様御兩人長門守様彈正様江老万石宛御
分地被遊候相殘五千石ハ御公儀様江御上被成候由ニ御座
候白川領内之儀ハ先年神原式部大夫様御領分之節村々新
田之分御改古田新田と相分り其新田之分只今迄ハ古新田
と名付格別土地之余分茂無御座候所ニ右御竿之儀土地之
有無ニ御かまいなく御入被遊候ニ付本田之内又ハ上中下

三段内段取を御くり上げ分米ヲ以出高被仰付候故全余計之御年貢上納之筋ニ罷成申候此儀御分地被遊候思召ニ而御年貢入故之通出高被仰付候儀無セ御年貢上納仕候尤御竿入候翌年よりハ奉願年々御取ケ御免相御引下ケ被下又ハ高引等ニ而年々之御手当被成下候左候而茂元米土地余計無之所江格別之御出高相増候儀ニ御座候作徳ハ勿論余計之御年貢上納仕候上諸御高役懸り相勤申儀ニ御座候中々免合又ハ御高引等ニ而者行届不申進々と百姓及困窮ニ年々潰百姓出来人数有高減し申候事

一右之通領内人少ニ罷成候故御田地ノ耕作百姓共御手余り申候尤余國之儀ハ歟取り屯人ニ而ハ田畑五反六反茂農業仕候白川領之儀ハ右人少故歟取り老人ニ而ハ老町或ハ吉町武三反宛農業仕候故悉ク手張候而自然と手入施末ニ罷成実取り等すくなく他領ニ而ハ夏作時分芝地又ハ畦草等ニ而こやし之貯仕候へ共白河領之儀人少故左様之手入茂不罷成自然田畑ニ罷成候而弥々困窮相募候上出生之子供扶助養育難ニ成身上之者共先年御竿以後ハ武才三才之子供捨子ニ仕且又出生之砌をし返し候旨申候而直ニ殺申候女子ハ別而用立不申候趣ニ而をし返し申候ニ付領内ニ女すくなく依而出生之子供すくなく御座候甚以不仁之致方

ニ而歎敷儀とハ人々奉存候へ共扶助難仕身上之者共無セヒ事ニ奉存候此儀自然と郷中之風俗ニ相成り人々茂かくし不申様ニ罷成候儀全以右御竿以来年々困窮ニおよひ候故之事ニ御座候其以來之御領主様ニ茂右困窮之段數年來御願申上候へ共先御検地之儀ニ候間格別之御了簡ニ茂難被遊趣ニ付年々百姓取統之御手当をも被下拝借米金等茂被仰付候へ共拝借之年ハ御年当難有奉存候へ共返納物之年賦相嵩余計之御年貢上納之上ニ返納之品共重り困窮之上困窮ニ罷成候依之御領主様ニ茂寔以年来御難儀被遊候段紛無御座候御事ニ御座候白河領之儀郷中人少ニ御座候ニ付奉公人給金等別而余國よりハ高値ニ而御座候間奉公人召拘候而農業仕候儀茂相成申候他領ニ而田畑質物等ニ入置申候儀御座候様ニ及承申候へ共白河領之儀ハ田畑質人等之儀一向取入御座なく候其上作り余り之田畑外江預ケ申候ニハ種こやし代と名付金子指添漸く相渡申候様ニ御座候へ共是又近年ハ百姓困窮仕候ニ付只今ニ而ハ金子指添候而茂預り申もの無御座候間村中惣付と名付寄合作ニ仕候へ共面々田地作余り候上之儀ニ御座候間惣作儀ハ芝地同前ニ罷成実取りかへなく御座候へ共御領主様江ハ相応之御年貢上納仕候高役夫役懸り物等儀百姓弁済

ニ罷成候所勿論他所境ニ而ハ今以年切出作ニ預ケ候場所
茂少々宛御座候ヘ共其外村々ニハ左様儀曾而無御座候余
國トハ夥敷違御座候乍恐右縣之儀御賢察奉願上候事

一 白川領之儀ハ御田地より外ニ百姓之稼一切無御座候御田

地一通之渡世ニ御座候所ニ近年諸國共ニ米穀下直ニ罷成
其上白河領之儀ハ通船不自由之土地ニ御座候ニ付別而米
下直ニ御座候先年ハ領内ニ而米買置仕候者茂御座候ヘ共
近年ハ段々領内困窮仕候故左様之もの無御座候他領江馬
足ニ而付送り候得共猶以下直ニ相払申候上運送相懸り候
ニ付御百姓勝手ニ罷成候右申上候通御竿詰年來百姓困
窮年々ニ郷中人少ニ罷成候ニ付次第相弱申候其上白川之
儀奥州海道越後海道両道之駅場ニ御座候他所之境より他
所境迄ハ八里余り之所御大名様御上下諸夫役相動申候別
而春秋御上下之節ハ人少之儀御座候ヘバ農業捨置日々ニ
罷出申候ニ付相続可仕候様無御座候郷中相立不申候仕合
ニ御座候此度御領主様御所替ニ付乍恐右之段奉願上候以
御慈悲右御打出高御引捨被下御竿以前之古高被成下候ハ
、右不仁之致方茂相直し段々人増し永々相続仕郷中相寄
申儀備ニ此御時節之御憐愍と雖有可奉存候何分ニ茂上之
御慈悲計りを奉願上候より外無御座奉存候右御願之儀庄

屋小百姓共迄一統ニ罷出御歎申上度奉存上候奉恐御上意
其上此度御所替ニ付大庄屋小庄屋共御領主様御用多ク他
出難仕罷有候故私共為惣名代罷出御歎申上候尤郷中惣連
判相揃置申候御尋之節指上ケ可申候以上

白川領郷中

寛保二年戊三月

江戸宿浅草平右衛門町家主 新右衛門

上 右之願書来ル十一日江戸ニ而指上申候下書ニ御座候

右願ニ付江戸登之庄屋中

本沼組双石村 庄 内 板橋組田嶋村 太兵衛

同組橋本村 八左衛門 旗宿組仁井田村 半右衛門

釜子組赤羽村 又兵衛 西海道上小屋村 勘三郎

浅川組板橋村 藤次兵衛 小倉村 貞左衛門

〔中畑 小針弥太郎家文書「寛保元年十一月より松平大和
守様御所替ニ付方覚書」同じ史料が表郷村中野菊地武雄
家文書にあり、これによつて若干補足。なお菊地家文書
のものには末尾に左の付記がある〕

〔此書付四月五日御勘定御奉行御月番御屋敷飯田町ノ台木下伊賀守様
ヘ差上候処駕ヲト御熱覧ノ上御引指ニ願候ヘバ御内證ヘ可差出旨御
返し被遊候則トナタ様ヘ罷出候ベキヤト伺ヒ申上候ヘハ神尾若狹守
様ヘ可差出筋之旨被仰候ニ付直ニ同日御屋敷外神田橋ヘ参リ差上ル
御請取御吟味被遊旨被仰渡日暮為致候〕

三五三〔寛延二年己十二月御陣屋へ強訴之風聞にて御尋書返答書〕

「寛延二年巳十二月

指上ケ申御請書之事

(御陣屋へ強訴之風聞にて御尋書返答書)

指上ケ申御請書之事

此度御百姓共御願之筋有之由ニ而御陣屋江相集ル之廻文
等相廻候由取沙汰申触シ候段被爲御聞及御吟味被仰付恐
入奉存候右御尋被成候得共於村方ニ右躰之取沙汰勿論疑
敷者も無御座候此度ニ不限自今以後五人切ニ吟味仕り左
様之者御座候ハハ急度御訴可申上候万一不申上内外より
被及御聞候ハハ私共何様之曲事ニも可被仰付候爲後日仍
如件

寬延二年巳十二月

中畑村五人組頭

同	同	同	同	中 細 村 五 人 組 頭
吉 兵 衛 印	權 之 助 印	角 之 丞 印	兵 八 印	半 七 印
同	同	同	同	同
勘 右 衛 門 印	平 右 衛 門 印	駒 平 印	庄 六 印	吉 六 印

御奉行所

[illegible]

(名前は上段より下段へつづく)

〔中畑 岡崎長成家文書〕

三五四〔寛政九年浅川騒動前の年貢諸負担等〕（抄）

（表紙）

「 寛政九年

萬 御 用 留 帳

中畑村

已正月吉日

岡崎□□□

御用之義有之候間来ル十五日各御揃可被成候尤代役等ニ而
は不相濟候間御直參可有之候 以上

已正月十三日

大庄屋所

覚

一□□出候日待等家内切之事

一米金杯納割村切ニ相極可申渡候事

一御皆済日限村々之模様ニより御定之日限三四日已前ニ可

被申出事

一余内夏成上納等之通遅レ致間敷事

一上納稗半数金納被仰出候残半分と并売年賦口々ハ是迄之

通

右之通名々先達而御触書之趣承知敷數御申渡可有之候事

正月十五日

稗上納之覚

一稗式拾貳石九斗壹升

此金四兩貳分貳朱ト 丁錢四百六拾六文

内

此割 壹兩貳分貳朱ト 丁錢四百八拾五文 中畑村

ノ

辰之上納稗之義来ル廿一日より同廿七日迄之内相納候様被
仰付候間右日限無遲滯上納可有之候尤繩菰之義も右日限納
切早々御通可被相廻候依之村々申越候 已上

二月十八日

大庄屋所

辰御年貢米大豆納高并附出馬表ノ人足割

一米千五百三拾七石九斗七升八合五勺八才 冥加米共

一大豆拾三石九斗七升九合四勺三才

二口合千五百五拾壹石九斗五升八合壹才

此表三千四百五拾六俵四分八厘 但四斗四升九合詰

此馬五千百貳拾八疋

表ノ人足 六百九拾壹人 但老人五表ノ

此割

中畑村

一米五百貳拾六石七斗七升八合

一大豆五石貳斗八合

五百三拾老石九斗八升六合

此表千百八拾四表八分貳厘 但右同断

此馬五百九拾貳疋 人足貳百三拾七人

拾軒新田

一米三石八斗四升貳合老勺三才

此表八表五分七厘

此馬四疋 人足貳人

七軒新田

一米貳石三斗八升四合七勺六才

此表五表卜三分老厘

此馬貳疋 人足 壹人

右者当辰御年貢米大豆納高井附出馬表人足割相極候間各
承知之上馬高人足割附之通可被指出候 以上

已正月

大庄屋所

申談候御用之儀有之候条来る廿六日此方江御摘可被成候尤
名代等ニ而ハ難相濟御用向ニ候間御直參可被成候 以上

正月廿四日

大庄屋所

覚

稗并繩孤上納相濟早々御通可被相廻候

一稗金納代金は又早々可被相濟候依之早々申越候 已上

正月廿七日

大庄屋所

一去辰御下札可被相渡候間早々御請取可被成候

一稗繩孤御通今亦早々可被相廻候御歲突合指支へ相成仰之

状着次第可被遣候

一稗金納代金如何延引有之候哉状着次第可被相納候依之早

々申越之候

正月廿九日

大庄屋所

覚

一惣百姓持高帳 堅帳二冊

一去辰年万難割帳

右之通来ル十日を限村々無遅滞可被差出候例年遅參候村も

有之指支申候ニ付延引無之様可被指出候 以上

三月二日

大庄屋所

覚

一金三兩ト丁錢六百拾九文

触元役所入用并御駕籠結春割

一同六兩也

大庄屋所入用之内春割分

一丁錢七貫七百五拾四文

繩役錢上納分辰年正納引殘蘇繩代共ニ

一丁錢貳貫六百七拾七文

中畑御藏斗出目表ノ附出追割

但去納高江割

ノ金九兩ト丁錢拾壹貫八拾文

但錢相場壹貫五百廿五文

此割

中畑村

一金三分貳朱ト丁錢貳百三拾七文

触元割

一同壹兩三分ト丁錢百拾壹文

大庄屋所春割

一丁錢貳貫三百七拾文

繩役錢

一丁錢九百貳拾壹文

斗出目追割

ノ貳兩貳分貳朱ト丁錢三貫六百三拾九文

内貳貫六百七拾七文

斗出目表ノ追割可違分引

殘金貳兩貳分貳朱ト丁錢九百六拾貳文

ノ

拾軒新田

一丁錢百八拾九文

触元割

一丁錢三百六拾五文

大庄屋所割

一七文

斗出目追割

ノ

右之通当巳年諸割附金錢例年之通相廻候間来ル十五日を限

可被相済候依之早々申越候 以上

三月朔日

大庄屋所

中畑村

一丁錢貳貫拾文

刈大豆代

一同三百五拾壹文

藥代

一同五百貳拾五文

萱代

ノ貳貫八百八拾六文

右者去辰年正納御口錢相渡可申候間当春割ニ御差次被成候

共御勝手次第ニ被成候 以上

三月朔日

大庄屋所

覚

先達而申付候其村小八返金滯申儀致如何候哉早々否申義可

被申出候依之申越候 以上

三月四日

大庄屋所

先年致割府相掛候納繩之儀去月廿九日迄ニ上納有之候様申

入置候処今以不相納候へ、繩竹御奉行所より嚴敷被仰付候
如何致延引候哉甚以不相濟義依之此状着次第早々片時も早
く上納可有之候延引有間敷依之申越候 已上

三月五日

大庄屋所

余内金之儀来ル廿五日半數四月七日不殘皆納致候様被仰付
候依之右日限無遅滯上納可有之候尤包錢之義先達而申談置
候通上納度毎ニ上納金江差添可被遣候

一先達而より度々申遣候高割金不納之分是亦先月中上納之
趣相触候処今以不相濟甚御役所向御立腹ニ有之候依之早々
状着次第上納可有之候依之早々申越候 已上

三月十一日

大庄屋所

申談度御用之義有之候間明十七日早朝此方へ御越可被成候
尤御名代等ニ而ハ難相濟候間御直參可有之候 已上

三月十六日

先達而相触候諸帳面今以不被指出御指支ニ相成候依之早々
状着次第可被指出候 已上
一当春諸割府金錢是又不被指出触元割等別而指支之旨度々

申来候早々可被相濟候依之申越候 已上

五月七日

盆中前後共ニ踊之儀兼而御停止之旨家内之男女ニ至迄急度
可被申付候尤證籠又ハ迎送り火等ニ付候而も随分火之元入
念無油断可被申付候右之趣面々令承知組下村々江も不洩様
可被申渡候 已上

七月七日

領奉行所

右之通被仰付候条各御承知之上村方江も急度可被申聞候
已上

七月八日

大庄屋所

村繼を以申入候大和久村庄屋此度被仰付候一件ニ付百姓共
願之義有之趣ヲ相聞候右ニ付太田川村庄屋倅蔵踏瀬村庄
屋箭内名左衛門小田川村庄屋佐藤平九郎立会之上百姓共存
寄之処得と承札不行届処ハ利解申聞尤重立候もの入念候而
被相札強而不吞込ニ相願候ハ、左右札之早々可被申出候此
表へ小田川村庄屋佐藤平九郎罷出居中含遣候何レにも取合
御作法之趣百姓共へ申聞心得違無之利解可被申聞候依之早
々申越候 已上

九月六日

手代中

見届印形致可有之

中畑村庄屋 岡崎長左衛門殿

三番金不納之分早々可被相納候明三日限皆納之儀は先達而相触置承知候処如何延引候哉明日は是非為其登候条此状着次第可被相納候 已上

十月四日

大庄屋所

覚

一三番金不納有之甚御繰出御差支之旨依之早々皆納致候様被仰付候敷數御取立可被相納候

一御無尽金之義先達而も申談候通九十月と兩度ニ相納候様被仰付候処先月上旬不相納是又早々上納有之候様被仰付候依之早々可被相納候 已上

十月七日

大庄屋所

先達而より度々申遣候三番金上納之義如何上納遲滞ニ及候哉御役所より敷敷被仰付も有之候処時柄延引有之候而ハ何れ不相濟義ニ候依之早々状着次第皆納可有之候

一人別御改之義も廿一二日頃御出立之趣ニ相聞候間御年貢方附込等無御油断御申付可被差出候

一御無尽金は又先月中半數上納被仰付候処一向不相納度々御催促被仰付候ニ付早々上納有之候様御取斗可被成候

當已御物成金錢小物成金錢上納之義例年之通十月廿日半數十一月十日皆納被仰付候間右日限之通無遲滞上納可被成候 已上

十月十三日

大庄屋所

覚

已年冥加米割合

御領中五百表割

一米拾八石壹斗六升四合

当組分

五石三斗五升三合

中畑村

壹斗八升貳合

十軒新田

已年物書扶持米割

一米三石九斗

四月入

此割

壹石壹斗四升九合

中畑

三升九合

十軒

右之通当已年冥加米并物書扶持米割合相廻候間村勘定江御入御取立可被成候 已上

十月十六日

大庄屋 処

追而三番金不納之村々早々可被相納候度々御催促被仰付申
訳難相立候此上相滞候ハ、其段村別申上候より無之候依之
状着次第早々上納可被成候以上（後略）

十月十七日

大庄屋 所

先達而御願之御無尽金之儀当暮江戸表御繰出之御積ニ御入
被遊由ニ付近々上納残来ル廿日限上納被仰付候延引ニ相成
候而ハ以之外御差支候ニ付此段殿敷申聞候様依仰御座候
以上

十二月十八日

大庄屋 所

〔中畑 岡崎長成家文書 ここでは浅川騒動前の各村の年
貫諸負担の状況を知る目的で抜粋した。〕

三五〔寛政十年正月—二月浅川騒動之御ふれ書〕

「 寛政十年正月—二月

浅川騒動之御ふれ書

一此度百姓共願之筋有之趣ニ而大勢さわがしき致方無挽切
捨申候者も有之候得共此度此儀ニ付外百姓共之儀ハ何れ
も令用捨吟味仕置等一切申付間敷候此後騒動義無之様致
シ御百姓相續之義専一候尤此上夫々難儀之者共ニハ点驗
之上相續手当も可申付候了箇違無之様可致候右之趣金山
村鈴木伝左衛門より急速可申聞候以上

正月廿七日

伊 勘 左

御領中大庄屋并駒付役銭取立役之分不残役儀召放候申付候
尤追而吟味可申付候有之趣金山村郷在鈴木傳左衛門より急
速可申聞候以上

三月廿七日

伊 勘 左

百姓共一統相立しずまり候趣追々令承知殿様御為第一之義
ニ候先達而も相触候通り猶此上皆々令安堵農業ニ取掛り不
可有油整候万一彼是之うたかいも有之令延引候而ハ上ニも
うたかい趣以外ニ候条来ル今日より此書付相廻次第一刻も
はやく田畑等打起之儀第一候

二月朔日

伊勘左

此度大庄屋共退役申付候付諸御用向上下共ニ差支之儀も有之候間取次金山村鈴木伝左衛門浅川町年寄芳賀嘉七芳賀清五郎江当村御領中諸願取次申付候間此旨可令承知候万一指急キ候義ニ而取次之万江申立候而間ニ合イ兼候義も候ハハ庄屋組頭致直参候而も可為勝手次第候以上

二月四日

伊勘左

右御書付を被仰出候趣小前百姓共令之奉承知重々難有奉存候此上無油断農業出精可仕候仍而御請書差上申候以上

寛政十年年二月

元中野目組堤村惣百姓

喜兵衛

〔後欠〕

〔堤 吉田清作家文書〕

三五六〔寛政十年浅川騒動初期の願書布令等〕〔抄〕

〔表紙〕

「 寛政十年

萬 御 用 留 帳

中畑村 〱

先達而より村々願之節も有之候ハマ可申出旨相触置候願之儀も有之候ハマ当二月廿二日限可差出候年去此度百姓一統騒立当処勿論御国許江戸三ヶ処ニ而夥敷御物入も相懸り候得は御救之儀厚思召候ても御手廻兼候儀も可有之候間村々ニ而も可成丈は諸願等致勘弁御苦勞ニ不相懸様心掛御手宛之儀も連々御願之百姓相統致候ハハ上ニ而も下々之志被御悦被遊弥年々御救も可有之候条此処厚致承知一統心得違無之様可心掛候

右之趣其触下村々小百姓共江不洩様早々可申聞候 已上

二月十六日

郡奉行所

右之通之御触申来候御村方江不洩様御申聞可被成候 以上

二月十六日

触出役 水野谷惣七

御触書之写

此度百姓共願之筋有之趣ニ而大勢さわかしき致方無抛切詰申候者も有之候得共此後此儀ニ付下百姓之儀ハ何事も令用

拾吟味仕置等一切申付間敷候惣百姓何とも致安堵此後騒敷儀無之様ニ致し御百姓相統之儀専一候尤此上夫々難儀之者候ハ、調之上取統候手当をも可申付候其旨了簡達無之様可致候

右之趣金山村鈴木伝左衛門より急速可申間候 以上

正月廿七日

伊 勘左

此度村々難渋願之儀御領中一統大望成ル願ニ付昼夜御調被成候得共七月八月之儀者間も可有之候ハ、其段致勘弁百姓共穩ニ相待居候様村々役人共より申間候様被仰出候間右之趣御承知被成小前共御申付置被成候右依仰如斯御座候 以上

二月廿六日

取次役 水野谷惣七

覚

元浅川組 元山白石組

浅川町駒付代 芳賀清五郎

ノ

元石川組 元谷田川組

中野村 同断 二瓶藤十郎

ノ

元中野目組 元滑津組

中宿村 同断 小針 良藏

元枋本組 組下四ヶ宿

ノ

元金山組 元釜子組

中野村 同断 菊地弥二右衛門

ノ

元浜尾組 元谷田川組

元柳橋組 下松田村同断

神尾武兵衛

ノ

右之者当年切駒附代役申付候ハ、元組々村々駒御用向指図を仕候様可申付候是又駒付役老人にて相廻り目付馬喰兩人風義相立候様申付置候条是又得其意候様可申付候 以上

三月晦日

豊 武左

右之通被仰出候間村々承知可被成候 以上

四月二日

取次役 水野谷惣七

覚

二日・七日・十二日・十七日・廿二日・廿七日

右御用日ニ候者諸願書并諸届等可指出候尤指掛り候儀ニ候ハ、昼夜無構右之件々御領中村々江相触可申候 以上

三月廿九日

郡奉行所

御領中諸願取次役人

右之通被仰出候間村々御承知可被成候 以上

四月

水野谷惣七

覚

一大繩 百五拾束 一中繩 三百五拾束

一細繩 百束 一蕨繩 拾五束

✕

右正繩ニ而可相納其余是迄代錢上納之分当年より指免申候

但萬一御入用之節へ何程成共割符上納可申候

一駄荷老太ニ付壹文宛之間屋より口錢是迄上納御取立候分

指免申候

三月廿九日

領奉行所

右之通被仰付候間御承知可被成候 以上

四月

取次役 水野谷惣七

覚

一迫駒役金之事 是迄三割上納之処今般有免を以老割五分

上納ニ申付候事

一是迄種駒并駄馬年賦金不納之分延金願之儀者不相成候間

致出仕相納可申候事

一去年より取立候駄馬冥加錢貳百文宛は当年より指免可申

候事

一惣而御法を下候より自由ケ間敷注文致相願候趣不得其意

候其上御法を指構候儀不容易候事故指出候書付之儀全ク

不取立候乍去当年之儀者格別難決之趣も相聞候ニ付迫駒

一件之内少分故有免之事へ御駒方へ申談置候間相伺可任

差図候 以上

三月廿九日

領奉行所

右之通御仰出候間承知可被成候

四月

取次役 水野谷惣七

覚

当秋御検見可被仰付之処御領中村々取合之上御願申上候儀

も可有之元組切ニ申合決着之上近々浅川へ拙宅へ拙者出勤可申答

ニ内評儀仕候間明三日組頭老人を拙宅へ御遣シ可被成候御

直参ニも及申間敷委細者組頭共江内談可申遣候間其上答之

処可被仰儀の者相分り候様成ル組頭御遣シ可被成候 以上

午八月二日

水野谷惣七

御領中村々庄屋

一御領中率舍人村預ケ他出留之者共来春高懸錢相除キ納候

様被仰付候間其旨御承知可被成候尤相除候者共有之候ハ

、別紙相認メ御差出可被成候

一諸役錢之義先達而廿日迄ニ上納致候様被仰付候ニ付相触

候処一向相納不申旨廿八日迄に急度相納候様敷敷被仰出

候間左様御承知被成御取立早々上納可被成候 以上

午十二月廿六日

水野谷惣七

〔中畑 岡崎長成家文書 浅川騒動に直接間接に關係すると思はれる事項を抜粋した。〕

三五七〔寛政十一年浅川騒動後の処置〕〔抄〕

〔表紙〕

「 寛政十一年

萬 御 用 留 帳

未正月吉日

覚

「 同組金山村 忠 藏

同組小松村百姓 文次郎

右之者共不屈有之御領内追放申付候村送ニ而差遣於他領境
繩をとき追払可申候 以上

二月七日 大 五左

覚

庄 屋 組 頭

長百姓兩人 百姓代兩人

右之者共触候書面之通来ル九日召連可被罷出候若村役人之

内病氣之ものも有之候ハ、村内より代役見立可被罷出候一
村も不洩候様可被相触候事 以上

二月七日

領 奉 行 所

右之通申来候書面之通組頭長百姓百姓代御召連九日早朝ニ
御出勤可被成候 以上

二月七日

水野谷惣七

指上申御請書之事

其方共儀去正月中騒動之節不罷出候へば居宅被打潰或は石
を懸られ候様令承知候旨にて前後無弁追々罷出所々相廻り
候由 上を大切ニ存候ハ、其身居宅者如何様ニ相成候共村
役人御伺「 又者殊「 元江「 猶「

「申分之「 「候依之高百「 「過料錢貳貫文宛

申付候已来何事ニよらず相慎ミ可申旨被 仰渡候

右之通今般私共御呼出之上被 仰渡尚亦帰村之上組百姓共
江不洩様可申間旨被 仰渡承知奉畏且過料錢之儀者持高ニ
応し割賦仕庄屋許江取集之上来ル晦日迄之内取次役方へ可
相納旨被 仰渡是亦奉畏若相背候ハ、重科ニ可被仰付候依
て御請證文指上申処如件

寛政十一年二月九日

元何組何村惣百姓代 長百姓 組頭 庄屋

御奉行所

先日御役所ニ差上候御請書之写相廻し候間村方江不洩様説
為聞可被成候尤持高江割合之儀ハ相除候高も有之候ハ追
而御役所江□□候上ニ而□□先ッ□□被仰付

□□萬事□□候而者御物□□ニ奉存候何分追
而□取合可致候而左様御承知可被成候 以上

一御油断も有之間舖候得共稗大豆繩蕨御通御廻し可被下候
中畑御蔵御日限も今日限御座候間早々御取斗可被下候

以上

二月一日

水野谷惣七

覚

一高何百何拾石

之何組何村

内

何拾石 萬引古水損引相除

同 新古荒御用捨引地之分相除

同 庄屋拾石役持高相除ク

同 寺社山伏持高相除

此分表向持高書出有申候ハ除ク百姓前より内々田地借り
請作候ハ貸渡シ百姓前より過料可出事

同 組頭持高相除ク

一家より忤ニても出候ハ同様過料但騒動ニ罷出候者有之
候ハ相作之上過料指出可申候尤家内より罷出候ハ同
様過料指出可申候

同 □□□□

但騒動□□料錢□□□

錢高何百

此過料錢何程 但百石ニ付式貫文ツゝ

右者此度御召出之上被仰渡候通過料錢当月晦日限無滯上納
可被成候尤持高ニ応じ高百石ニ付丁錢貳貫文宛之割合上納
候様被仰付候得共村ニより余り高有之候村ハ手余り高之分
當時之持高ニ込入取立上納可被成候此度被仰渡候旨重キ事
ニ候得者万一心得違過料錢之儀ニ付彼是申出候者も有之候
ハ被仰渡候趣精々利解可被申聞候右之段從御役所依仰如
斯ニ申合候 以上

未二月

追啓過料錢之儀去年之持高ニ而取立上納可被成候水吞小前
相調書上ケ可申候事

一騒動ニ不指出もの慥成證據御座候ハ其次第御指出可被
成候事

〔以下不明 紙片損じ切れている〕

触書代

近々元組々取次役方へ点検書取揃右日限無遅滞指出候様早々可被相触候尤右点検書へハ村々役人ハ勿論惣百姓代両三人連印ニ而差出候様可被申相触候 以上
右之通被仰出候間御承知可被成候 以上

二月晦日

水谷野惣七

〔中畑 岡崎長成家文書 浅川騒動に関するもののみ抜粋〕

三五八〔文化六年四月石川・白川・田村三郡各村より年

貢等につき訴願状写〕

乍恐以書付奉願上候事

一此度御上地ニ可被仰付候村々之儀村高不相応人少困窮ニ而御田地手余永荒多年増荒地出来諸弁納相掛御百姓共難渋至極仕候ニ付奉願上是迄厚御救ヲ以莫大之拝借米金并御高引被仰付困窮之村方可也ニ取続難有仕合ニ奉存候然ル処此上戻り高ニ被仰付候様ニ罷成候而茂何様ニ茂相続仕兼御百姓共荒ニ相成候様ニて歎ケ敷奉存候依之厚御慈悲ヲ以御堅慮被成一統御居高被仰付被下置度奉願上候
一御年貢米之儀村々之内山合又者冷水懸り之場所勿論土地

柄悪敷米出来不宜撰立候得者御米不足ニ相成候村々茂有之是迄茂買納等ニ仕尚又金納御願上申上御上納仕米申候此上御城米御登等ニ被仰付候様罷成候而ハ御運送旁以百姓一統難渋至極仕候ニ付厚御慈悲ヲ以金納ニ而被仰付被下置度奉願上候

一寛文年中本多下野守様御代御年貢五斗入にて上納仕候処減り多相成候由ヲ被仰付欠米として沓表ニ付三升より五升迄御取被成其後江戸にて欠立申候由被仰付又々五合沓升宛御取被遊候故二重ニ罷成難儀仕候ニ付其節御願上申候所御聞濟無御座欠米と名付相納申候其後御引繼ニ罷成惣百姓難渋ニ奉存候何卒御慈悲ヲ以い米欠米御免被成下度奉願上候

一余内金并金附奉公人給金上納之儀慶安年中本多能登守様御代御手廻り并御家中仲間村々禿者御奉公ニ指出候様被仰付罷成御召抱給金御上より被下候処御奉公難儀之由ヲ申出人共望不申ニ付御給金之外村元より給金年々多相増雇出申候然ル所本多下野守様御代ニ罷成此段被為及御聞其増指上候ハ、正人御取被成間鋪由被仰付白川御城下拾貳万石ニ而沓ケ年ニ金千七百兩被差上申候由是ヲ余内金と御名付御取被成候ニ付人屋御建被遊相對ニ而御召抱被

成候処其後松平下総守様御代ニ罷成御手前抱御不自由ニ
相成村々割人ニ被仰付村元より給金遣シ正人指出候右余
内金茂御取被成二重ニ罷成難渋之筋申上候得共御聞濟無
御座候ニ付無抛差出候所寛保年中神原小平太様御所替ニ
罷成候節御敷キ申上御勘弁ヲ以老組荏人宛御蔵仲間斗被
仰付奉公人内給金と申候而老兩ツ、組々より上納仕罷在
候処天明年中御改法之砌先規之通元人差出候様被仰付奉
願三分一并五割増上納ニ被仰付御受申上是迄上納仕来申
候右段々申上候通本多能登守様御代より其後御代々出来
候者ニ而御百姓共難渋至極仕候寛永年中松平式部太輔様
御代迄ハ本高百石ニ付金老兩ツ、夫金上納仕候外余計之
上納物何ニても無御座候所慶安年中より御代々段々被仰
付余内金附其外小物成過役之品々多相成難儀至極仕勿論
能登守様御代御領中御竿入之砌山野切開一作畑等迄老步
茂不残打ツメて繩引被遊出高多分ニ相成自然と困窮相募
り人少ニ罷成御田地手余拝借御引高相嵩恐人敷々數奉存
候右之始末ニ御座候間余内金并金附奉公人給金御上納之
儀御慈悲ヲ以て来御免ニ被仰付被下置度奉願上候

右ノ件々御郡中百姓數出申候尤慶安年中より元文年中迄之
間御代々新規過役ニ品々數多被仰付万民及困窮數奉存候

前ケ条ニ申上候品々格段之御慈悲ヲ以右願之通被仰付下置
度奉願上候是迄御私領之間御慈悲深ク米金拝借并御用捨御
高引口々多御救被成下候而も右地詰之村々百姓共立直り兼
難渋至極仕候此度御承知ニ罷成万端相改候御時節にて乍恐
惣百姓永統之基奉敷候幾重ニも御仁恵之御教を以右願之通
被仰付被下置候ハ、一統難有仕合ニ奉存候已上

文化六巳年四月

石川郡 白川郡 田村郡
右三郡村々

御預り 御役所

御預所村々

長百姓 老人
組頭老人 庄屋

高メ五万七千七拾六石式斗六升五合

定回尺

ケシ〇一九九三〇

内九百八拾九石六斗六升八合 新田高

残高五万八拾六石五斗九升七勺

老九九六六

四月廿三日御呼出シ之節に被仰付候内預御役所願出

〔中畑 岡崎長成家文書「文政十三年石川白川田村三
郡願書扣候」より抜出〕

三五九〔文政四年二月構原領より天領へ替地につき七九

村願書〕

乍恐以書付奉願上候

奥州白川郡石川郡田村郡七拾九ヶ村

右村々之儀文化六巳春迄榊原式部太輔様領分之砌御藏場江遠在之村方ハ御年貢津出道中入目等難儀ニ付奉願上金納候得ハ白川并野州黒羽両宿十一月米相場平均直段三俵安ヲ以石代被仰付高直ニ付願之村方多無御座候処去巳年以來越後之國と御替地ニ付直ニ御預地ニ罷成候処御先代御相場引続

ニ相成当五万石余之村々御年貢穀代十一月両宿濟市平均上米直段被仰付高直ニ而百姓共一統難儀至極ニ付其段度々奉願上候所御取請無御座難儀仕候得共御直訴仕候儀奉恐入差控罷在連々困窮仕歎鋪奉存候依之近御料塙御支配所並棚倉竹貫石川三宿十月相場石代ニ被仰付被下置度奉願上候

一駒廻之儀天明年中迄直段高下ニ不抱駒老足ニ付錢貳百文ツ、上納之処天明二寅年御改法ニ而同年より右貳百文上納御免ニ相成現金駒廻三割ツ、之夫金上納ニ被仰付候処寛政十年老割五分上納被 仰付駒廻共亦相止不申難渋迷惑仕居候処去ル巳年御上地ニ罷成候砌近御料並ニ御免可被成候百姓共安居候処如何之事ニ御座候駒廻 被仰付

其上夫金上納共ニ被 仰付難儀至極ニ奉存候依之其段度々奉願上候得共御聞濟無御座弥々相願申度候ハ、御奉行所江直訴仕候様被 仰付候得共其段恐入指控罷在候小前之上金夫金上納斗ニ無御座近在ニ而も諸懸り相増遠在ハ別而入目多猶農業第一之時ニ而百姓共迷惑其上払候代金も早速請取兼難儀仕候尤難之義も末々下々為ニ相成可申旨被 仰渡候得共何ニ而も小前之為ニ相成候義無御座百姓難儀仕候依之近御料塙御支配所通駒廻并夫金上納御免除被仰付被下置度奉願上候

一御検見之儀年々御座候而は人少之村々人夫彼是失墜相成猶又違作時付等手後ニ相成取実薄難儀仕候御領所中も追々相願候得共 公儀御法ニも貳拾ヶ年平均ニ無之候而ハ定免ニ被 仰立かたく旨ニ而御取上ニ相成兼居候得共御預所ニ相成候而も最早御検見拾ヶ年有之候此拾ヶ年平均ヲ以定免ニ被成下置度奉願上候

一諸職人御役永之儀并諸役錢榊原式部太輔様御代天明年中御改法之旨被 仰付新規上納御引次ニ相成難儀仕候ニ付近御料並ニ御免除被成下度旨一統奉願上候

右一件厚御慈悲ヲ以御聞濟被下置度奉願上候尤寛永年中松平式部太輔様御代迄ハ米方元和升夫金高百石ニ付金壹兩ツ

、上納仕候外小物成上納もの何ニ而も無御座候元米当御支配地困窮人少ニ罷成候訳は慶安年中

本多能登守様御代白川御城下拾五万石取新規御竿入被遊出高式万石余之分若殿様方本多彈正様本多長門守様御分知高ニ被遊候思召を以山野切井一作切畑等迄歩も不残繩引被遊出高多分ニ罷成其後御代々新規過役上納物追々被仰付百姓共行立不申村方不相応人少困窮ニ罷成相統難相成候様ニ歎數奉存候右等之処厚御考弁被成下置類外之御慈悲を以百姓共永続ニ相成候様御下知被仰付被下置度奉願上候前文奉願上候通御聞濟被下置候ハ、難有仕合ニ奉有候以上右は去秋中奉御訴訟候御免除御願之儀今以御下知無御座候ニ付郡中一統御窺申上度旨申出候間何卒御慈悲ヲ以兼々被仰立被下置度奉願上候

文政四巳年二月

郡中惣代年番役

源左衛門 忠左衛門 弥十郎

浅川御役所

高田御領地浅川御陣屋

一高八万三千百四拾九石五斗壹升七合

右者竹内平右監門様御役所御用ニ付奉申上候

文政四巳年五月十二日也

五月廿三日御奉行所江御領中諸役人御召 被仰渡候

異国船之儀ニ付度々從 公儀被仰出候趣も有之何れ応變御手当之儀無之候ては相濟不申候処兼々承知之通御差支之御勝手故高田表ニおゐて御大中老中始同役共厚相考種々及評議候得共迎も御手段無之不止得事御入用金壹万両高田表町在は被仰付彼表ニおゐて先年より引統名前才覚并月割不時才覚金度々被仰付候上之儀候得共異国船一件ニ付応變之御勝手御差支之儀有之候而は格別御振合ニも相掛恐入候事ニ付此度も前書之通被仰付候御請御濟候当御領中江右順御入用金可被仰付候処兼々難渋之御領中ニ付格別金高相減被仰付候無一儀ニ候間厚令承知御入用金別紙割合之通り高懸并名前御願之処一統令納得兩様共半數来ル七月残半數は同十二月ニ相納候様願入事ニ候尤御返済之儀は来巳暮より拾五ヶ年元金御返済販斗可申候 以上

〔中畑 岡崎長成家文書「文政十三年奥州白川石川田村三郡願書扣帳」より抜出〕

三六〇〔文政四年四月白川・石川・田村三郡困窮農民訴願〕

乍恐以書付奉願上候

奥州白川郡三拾三ヶ村

同州石川郡四拾三ヶ村

同州田村郡九ヶ村

右三郡惣代

白川郡上新城村庄屋 理 助

田村郡上道渡村庄屋 兵左衛門

右者村々人少ニ而困窮仕御田地手余永荒多年増諸弁納相掛百姓難済仕候ニ付先領中ニ莫太之拝借米高御高引年々御敷申上御救ヲ以困窮村々漸々取統罷在候処去已年御上知ニ罷成候後御高御引上年々起返高被 仰付候得共人少之村々ニ而中々起返兼難儀至極仕候第一村々地詰ニ而年増百姓難済ニ罷成候訳ハ本多能登守様御代御領中御竿入之砌山野切開一作切畑等迄迄歩も不残折詰ニ被遊出高多分ニ罷成自然困窮相募敷ヶ敷奉存候尤御竿入之砌ハ村々人数多御座候故極薄地之場所迄山野切開百姓出精罷在候処御竿入已米人勢相弱り連々人数相減好地之場所江も手入不行届難儀至極ニ付高田御預所中も多分之御救金等も被下候得共乍恐一統之御救ニ者行届兼無勿駄事ニ奉存候依之秋中より奉願上候通穀代御相場之儀近御料並棚倉竹貫石川右三ヶ所十月平均相場ヲ以テ石代上納被 仰付被下度奉願上候元米右村々之儀者山谷間故年々豊凶ニ不拘不熟青立ニ相成村方多難儀仕候勿論畑方同免半石半永三七七升式合畑方御年貢上納仕候寛保

二戌年白川御領内御分地之砌御料所ニ相成候村々ハ其節より右三ヶ所十月中上米平均相場御式法之御糶上ヲ以定石代被 仰付赤米青米之義者中米下米之平均ヲ以テ上納被 仰付候右等之姿も御座候ニ付何卒厚御慈悲ヲ以近御料並前文奉願上候通三ヶ所相場ニ被 仰付被下置度幾重ニも奉願上候誠ニ以野州黒羽之儀ハ国違川岸場故米穀至極高値之場所ニ御座候白川之儀は同国とハ年中野州双之地ニ而米高値之処ニ御座候下値ニ売払候而高値成右兩所之石代相場ヲ以上納仕候故間金多分ニ相立難済百姓取統兼候間以來右二ヶ所相場御免除被成下置近御料並御相場ニ被仰付被下置度奉願上候

一駒糶之儀天明年中迄は直段高下ニ不拘馬老足ニ付錢貳百文ツ、上納之所天明二寅年より現金駒糶ニ三割ツ、夫金上納被 仰付候所寛政十年高田御領内騒動御座候後半數御免ニ相成老割五分之上納仕罷在候所則御引難物ニ相成百姓共難儀仕候駒糶御座候而は糶場石川町江遠方之村多分有之馬率出候ニも障費農業第一之節迷惑仕候其上諸雜用相懸難儀ニ御座候間近御料並駒糶御免除被成下置度奉願上候

一御検見之儀年々御座候而は第一種刈取手後山間は猪鹿喰

荒尚又人夫費ニ御座候故麦作蒔付向後自取実薄専と困窮

百姓難義ニ罷成候間此段厚御勘弁ヲ以定免ニ被成下置度

奉願上候

一諸職人御役錢之儀天明二寅年より新規に上納被 仰付候

品々御座候処是又御引継相成難渋仕候此儀は諸職人大方

身弱之者等ニ而百姓業丈夫々働仕兼家内之扶持之不行届

無廻職人稼仕候族多分ニ御座候此段厚御勘弁ヲ以近御料

並ニ御役水御免被成下置度奉願上候

右ヶ条之儀高田御領中再応奉願上候得共御取請無之強而相

願度候ハ、江戸表江直訴仕候様被 仰付有之候得共其儀奉

恐入差控罷在候処去辰秋中より奉願上候所今以御下知無御

座候ニ付郡中一統奉願上候全体小物成上納之儀往古ハ無之

品々ニ候処慶安年中より御領主様御代々追々被 仰付候而

難義ニ罷成候既当御支配所之内塙井ニ川俣御支配所江村々

入交罷在候ニ付御納仕も脇御料所之振合小前之著及承罷在

候ニ付近御料所並ニ御下知無之段相敷是非之出府之上御訴

訟具候様百姓一統申之候ニ付難捨置此度私共出府仕奉願上

候幾重ニも御憐愍之御慈悲ヲ以前文奉願上候通被 仰付被

下置候ハ、百姓一統相助一際相勤永統之基重々難有仕合奉

存候以上

文政四巳年四月

三部惣代

田村郡上道渡村庄屋 兵左衛門

白川郡上新城村庄屋 理 助

竹内平右衛門様 御役所

此度郡中為惣代出府之上相願候四ヶ条之儀何れも不容易儀

就中初ヶ条石代相場之儀甚不輕儀ニ而最初私領より上知ニ

相成候節可相願答ニ御座候処御預所ニ相成候ても拾老ヶ年

も相立今更右様之儀申立候迎テ中々取上可相成儀ニ無之第

一御收納筋聊ニても減少いたし候義殊ニ諸向御騷約被 仰

出候御時節柄ニ付御役柄江対候而も難申立儀ニ候得共去秋

中鄉村請候砌より追々相敷是まて先支配江も度々相願候儀

も有之私領引附とハ乍申入会有之最寄り御料所石代値段と

区々ニ而実ニ難儀之段候得は承知之事ニ付如何様ニも申立

遣度候得共前書之次第ニ而無余儀時見合居候所亦々此度出

府之上強而相願婦村も致兼候趣ニ付此上は無是非事ニ候間

郡中成替り得と取調之上不濟は上御事ニ而難取斗候得共及

力之丈は申立遺情々^(情)尽遺候様可致候間何れニ而も婦村いた

し彼地ニ而相待否可罷在候事

〔中畑 岡崎長成家文書『文政十三年石川白川田村三部
願書扣帳』より抜出〕

三六一〔天保五年十一月石川白川幕領村々御城米納御

免願〕

〔表紙〕

「 天保五年

乍恐以書付奉御愁訴候

」

乍恐以書付奉御愁訴候

白川郡

三拾三ヶ村

石川郡

五ヶ村

右者当年御物成米納辻皆式御城米上納可仕旨被 仰付承知
奉畏小前一同江申渡候処右村々之儀往古白川御城附ニ而本
多能登守様御代慶安年中御竿入多分出高ニ相成其後国窮人
少仕右年中と見競候得者当節人数凡三分一相減候ニ随ひ荒
地并納地夥敷土地柄故御私領之砌りより御高引并諸色御救
有之文化六年神原式部太輔様御預所已来迎茂難波不得止事
万端御手当テ向を以取統罷在候処去ル酉年之凶作已来打統
違作ニて一統相哀罷有候処去巳年中米納辻皆式
御城米可仕旨被 仰付御座候得共困窮之村方難行届是迄通
皆金納仕度段尚又稀成凶作之義一統及飢候ニ付夫食様借者

勿論其餘品々御救向奉願上候処夫是共厚御聞届夫々被仰立
被下御救向被成下候故及餓死候ものも無御座候仁恵之程挙
難有御儀相心得一円ニ農事指はまり当春者例より時節も取
急キ種蒔仕候処昨年々凶作榎故歟苗代生立兼無據種籾買入
追蒔等精根限り手入仕候故ケ成之作柄ニ者相見得候得共全
体村々苗不足ニ付落植仕候故哉刈取候処初秋之見込と違ひ
束数刈劣り思え外取実薄貯榎様借之分詰戻并返納物又者他
借金を以追種買入候分返済方其上昨年年延致置候借財向返
済等都而作徳米之内を以一式仕拂候事故例年之割合より者
小前手元より之出方過格之儀ニ而難波者昨年ニ茂不相劣程
之儀ニ御座候追々御届申上置候通先年中より時疫痢病等流
行仕村方ニ寄死亡之者多一統氣落罷在候処江從古来不致来
御城米被 仰付不案内之御儀ニ茂右之勿論何方江津出被
仰付候而茂殊之外遠路欠減等之諸夫塗多小前一統相統難出
来事ニ存請他国奉奉公ニ罷出候もの多手余荒地而已相満申
候様可相成永年御支配被成下相統方厚御世話被成候故一同
勢力ヲ得農業出精仕候間次第ニ村柄立直可半と存候処天災
とは及申昨年稀成凶作之処御仁恵と以一統助命難有奉存居
候間もなく右躰御厳重親規 御城米被 仰付一統当惑至極
仕候儀ニ御座候間御嚴重之御趣意を以被 仰付候儀違背仕

候段重々奉恐入候得共存亡ニ抱り候場合不得止事不願恐此
段奉欺上候

且右兩郡中村々奥村北趣三ヶ道ニ而

御朱印御證文御代官所御用不及申上御大名様方式拾余頭并
御旗本地御通行之駅路白川御領白坂宿より久米石宿迄五ヶ
宿當御支配所小田川宿外三ヶ宿都合九ヶ宿助合ニ御座候間
村々より六七厘も隔候所江日々人馬相談往返三日茂相掛り
往古者人勢茂有之相勤候得共此節ニ至人少困窮仕候而茂詰
人馬之儀者相減不申第一農事最中御大名様方御通行繁儀ニ
付田方養不行届植付等茂向後罷成其上作物雪霜之中より取
仕舞候様ニ相成誠以助合故難渋不少殊ニ者新田村多本田迎
茂薄地土地柄悪米故文政四巳年より皆式青米石代奉願上候
処格別之御勘弁を以被 仰立被下置候得者願之通ニ者難被
仰付通を以被 仰付候村々一鉢米性不宜御城米撰立候
米無御座難渋至極仕候依之

御城米之儀御免是迄之通皆金納被 仰付被下置度段先達三
郡一統奉願上候処重々御吟味し上被 仰立被成下候得共願
之趣御聞濟ニ難相成旨被 仰付其段小前一統江申聞候処前
文奉申上候通 御城米相納候様ニ而者御百姓相統茂不行届
難渋至極仕候旨奉而相欺申候ニ付重々御趣意不奉願恐奉御

愁訴候厚御慈悲之御勘弁を以右願之通 御城米御免皆
金納被 仰付被成下置候へ、一統相統仕廣大之御慈悲難有
仕合奉存候以上

右村々

三役人判

天保五年十一月

浅川御役所

但此願書之儀

嶋田帶刀様御子息様

嶋田八五郎様御役所江上ル

御同人様御手代

松沢繁右衛門

御同人手附

庭井惣兵衛

御同人手代

堀口孫兵衛

同

稲垣小源次

同

加々爪昌助

〔大畑 青木政義家文書〕

三六二〔嘉永七年二月旗本領大畑村外凶作旁ニ付備荒貯

穀を以貢米に充てられ度願〕

「嘉永七年二月

乍恐以書付奉願上候

表端書

「初発差出候願書享」

乍恐以書付奉願上候

石川郡

神田村

中野目村

堤村

大畑村

右村々之儀先年御代官竹内平右衛門様御支配中米納仕皆式

青米石代被仰付度段郡中一同惣代ニ而出府之上願立候処御公辺ニおゐて重々御吟味之上願通ニハ難被 仰付分通ヲ以被仰付其段嶋田帶刀様御代官所ニ相成又候去ル酉年 当御知行所江其儘御引渡ニ相成候而茂右御賑合ヲ以御取扱ニ御座候処当御代官様御引請と相成御仕法立とシテ

殿様御難渋ニ付凶年之御手当難被為成依而ハ右青米石代間米之分村々郷藏江積立置非常御手当ニ相備置候様被 仰付候ニ付則入用相掛ケ郷藏普請等仕年々積立小前一同能キ御仕法立と勘腹仕相棄罷在候処此度異国船渡来ニ付御上様御公用御勤向御差支ニ付右備穀之内四ヶ年分御用弁相立候様被 仰付老ヶ年分小前へ被下置殘六ヶ年分ハ是迄之通郷藏江積立置候様被 仰付奉畏候得共昨年稀成大旱魃ニ而田畑共類外之違作ニ而多分之御引方被成下候而茂御收納方皆済ニも差支候もの御座候而猶又質物奉公ニ罷出候ものも有之此節ニ相成候而ハ夫喰米差支候もの共多分有之当年御百姓取統方六ヶ敷依而ハ右非常御備穀不殘拜借被 仰付候而茂難引足候儀ハ眼前之儀と奉存候當時不融通ニ而村役人共種々心配仕居り候処江前文之通右積立置候内ヲ以御用弁相立候様被 仰付候左すれハ右御仕法立之御趣意と相違仕候様乍恐奉存候乍併大切 御公用御勤向ニ抱り候而ハ重々以奉

恐入候ニ付村役人共必至之才覚ヲ以被 仰出候四ヶ年分之
 糧代金丈ハ先納可仕候間此段厚以 御憐愍ヲ御聞濟被成下
 置度奉願上候左候ハ、左候ハ、右御仕法立ニ茂不相崩猶又
 御用弁ニ茂相立村々一統難有仕合ニ奉存候此段幾重ニ茂御
 慈悲之以御勘弁ヲ右願之通被 仰付被成下置候ハ、御百姓
 共相続仕莫大之御慈悲と小前一統難有仕合ニ奉存候以上

嘉永七寅年二月

石川郡

神田村

長百姓 亀 藏

組頭 重四郎

庄屋 藤井忠治平

中野目村

長百姓 由右衛門

同 武左衛門

組頭 周次郎

庄屋 円谷甚左衛門

大畑村

長百姓 嘉 市

組頭 弥左衛門

同 松右衛門

庄屋 青木 柳藏

堤村

長百姓 弥平次

同 豊 藏

組頭 辰 吉

庄屋 円谷 春平

河上須兵衛様
 大崎徳右衛門様

(名前は上段より下段へつづく)
 (大畑 青木政義家文書)

三六三 (安政二年六月圓穀払出ニ付領主へ江戸籠訴)

「 安政二卯年六月二日

差上申一札之事

(松平万太郎知行中村頭穀公用として払出しに反対し)
 (た大畑中野目神田堤の百姓惣代江戸にて籠訴江戸に)
 て調べの上納得村方願書取下げ一件

差上申一札之事

奥州石川郡大畑村外三ヶ村之者共地頭申付を相拒候由之一
 件当御奉行所江差出相成御吟味御座候処右村々為惣代罷出
 候大畑村庄屋柳藏中野目村武左衛門堤村辰吉神田村忠次平
 申立候ハ大畑村外三ヶ村并同知行同郡中畑村川部村中野村
 ハ薄地殊ニ地詰之村方ニ付文政度御料所之節最寄村々都合
 八拾五ヶ村共其節之支配御代官嶋田帶刀様江願之上村方収
 納辻之内式歩五厘丈二青米安穀代旨唱時相場より安直段を
 以金納ニ相成来候処天保八酉年中七ヶ村村高五千石ハ万太

郎方江知行渡ニ相成其役同十三寅年右安石代納之儀差支も有之候間相止以來正米ニ而相納可申尤右青米石代安直段より時相場直段と之相場違之間米惣高五千石ニ而凡米三拾三石程ニ相成候分年々村々郷藏江積貯置凶年其外非常手当ニ可致置旨等申渡有之候ニ付一同承伏いたし其段請書差出郷藏造立いたし右寅年より去々丑年迄中拾壹ヶ年之間右割合を以村々ニおいて年々開概いたし來処去寅二月中中畑村陣屋江七ヶ村役人とも一同呼出之上右丑年夏以來異国船渡來いたし候ニ付而ハ追々嚴重之被仰出も有之地頭おいても御武器其外御手厚ニ御手当有之為夫人百姓共も多人数呼出多分之物入相掛り右ハ非常之備無余儀節ニ付右開穀之内四ヶ年分ハ地頭所諸入用ニ遣拂壹ヶ年ハ七ヶ村百姓共一同江可異遣旨申渡有之其砌中畑川部中野三ヶ村ハ承伏いたし候趣ニ候得共私共村々之儀ハ一鉢困窮人少之村々漸開穀をもいたし候程之儀元來地頭おいて仁惠之取計を以村方凶年其外非常手当之ため積貯置之義ニ付此上地頭所入用等ニ遣拂相成候而ハ仁惠之廉も不相立一鉢趣意齟齬いたし何分にも受いたし兼候義と存此上用金等申付在之義ニ候ハハ受可致右開穀之儀ハ用捨有之候様仕度旨私共ハ小前村役人共為惣代罷出只管歎願いたし候得共取上無之種々利害受迎も申立之

趣難相立義と存猶私共一同相談之上右難渋之始未夫々訴伏ニ認去寅九月廿九日辰吉ハ阿部伊勢守様江武左衛門ハ遠藤但馬守様江御駕籠訴いたし候処兩人共地頭江御引渡相成候後御奉行所江差出相成候義之旨申上當時御吟味申ニ御座候処一鉢私共村々之義地詰人少之義ニ付文政度御料所之節村方收納辻之内貳步五厘丈ハ青米石代と唱安直段を以金納ニ而相納候段ハ相違無之候得共天保度万太郎江知行渡ニ相成候後村々ニおいても納得之上都而正米納ニ相成候得共右之内貳步五厘丈之收納ハ代金ニ直し青米石代安直段と時相場と之相場違之間金を以買米いたし右之分凶年其外非常手当として開置候処地頭所ニおいてハ異国船渡來ニ付武器其外之手当多分之物入相當右開穀之儀内四ヶ年分ハ地頭用弁ニ申付有之候処中畑村外貳ヶ村ハ承伏いたし候得共私共村々ニおいてハ村方非常之差支可相成と一途ニ心得違品々難渋申立利害之趣相拒罷在候段心得違と相弁私共村々は迄拾貳ヶ年分開穀八拾四石之内貳拾八石ハ地頭申付通猶四ヶ年分貳拾八石ハ地頭所備米と相定此分元穀江年割之利米拾ヶ年之間差加へ郷藏江積立置地頭非常用ニ相備度旨相願候処殘穀并以來之貯穀ハ村方非常而已ニ相備候等今般地頭おいても開屆相成候上ハ年々詰穀いたし候節ハ勿論村方入用之

節ハ其度ニ地頭江申立違拂候様可致積り地頭江申立候処同

所よりも向後村方積穀之分地頭用ニ不遣段御奉行所江も申

立有之先達而地頭おいて吟味中利害之趣承伏いたし兼候迎

私共一同申合之上辰吉武右衛門ハ重キ御役人中様方江差越

御駕籠訴いたし候段先非後悔恐入地頭江も厚相詫御吟味下

之儀連印書付を以奉願上候処前書之始末一同不埒ニ付急度

にも可被仰付候処御吟味下をも相願候ニ付一同急度御叱り

被置願之通御吟味下被成下候段被 仰渡一同承知奉畏候仍

御請證文差上申処如件

松平万太郎知行

奥州石川郡

大畑村

庄屋

柳 藏

中野目村

百姓

武右衛門

堤 村

百姓

辰 吉

神田村

庄屋

忠 次 平

寺社

御奉行所

右ハ六月二日御呼出ニ而御白州ニおいて御役人様方例席

松平豊前守様御直ニ濟口之被渡ハ右四人之名前御呼被成

其方共一件一同申合せ辰吉武左衛門ハ重キ御役人中江御

駕籠訴等いたし候ニ付急度被仰付処願下をも相願候ニ付

一同急度叱置古沢記兵衛小林新兵衛慎申付ると罷仰渡一

同退座いたし私共ハ御腰懸迄引取罷在候処別ニ御白州之

脇ニ御役所有之其御所ニ而御公用人様方御兩人并御下役

様御例座ニ而前書之通御認御證文之御讀聞有之右請書ニ

調印被仰付則調印仕御腰懸江引取申候

〔中野目 門谷善人家文書〕

三六四〔文久三年一月中畑村等七ヶ村夫人馬書上(控)〕

乍恐以添紙夫人馬奉書上候

去戌一ヶ年分

一夫人馬數四千八百二十人

但大和久踏瀬

太田川小田川

中畑村

一同 五百九十人

但常陸通の分

ノ五千四百十人

一同四百七十三人

但右四ヶ宿

堤村

一同五百七十八人

但右同斷

中野目村

一同六百三十人

但右同斷

川辺村

一同四百二十三人

但中畑新田矢吹久
来石ノ三ヶ宿詰

大畑村

一同五百二十人

但右三ヶ宿詰

神田村

一同雇金三十七兩三分と三十四文 但笠石宿詰

中野村

右一ヶ年の歩人馬相調候通に御座候其上御陣屋の御用人足並村々用水普請等の人足年中には多分の儀御座候て此上御軍用兵賦人足被仰付候ては別紙奉歎願候通り如何共当惑至極仕候間幾重にも御賢察被成下置御慈悲の程奉仰候右相調の通聊も相違無御座候以上

文久三亥年正月

右七ヶ村惣代

太 兵 衛

江戸御役所

岡崎長左衛門

右歎願書二通下案の積に相認め御附浅川恒左衛門様へ差出御添削相願の処殿様へ被指上三日御留置被成候に付相伺の処其儘にて宜候間調印可致旨被仰間候に付置に印形仕尚此書付へ殿様よりも厚之歎願書被添御老中様御列席へ御手元に被為上候由浅川様より被仰間候其後御沙汰の儀相窺候得共中々急速には不被御沙汰有間敷の模様被仰間候間帰国の

儀相伺ひ候処兩人出府の儀御老中様迄御洩達に相成候処事故若し御奉行所へ御召出しに相成候御知行所様子柄御尋ねに可相成義の模様も御座候由にて此段相心得差控居候様被仰聞其後十八日又候帰国の儀相願候処両三日控居候様被仰聞廿一日朝五時御目見得被仰付廿三日発足にて可致帰国旨御役人中様より蒙仰

岡崎健五郎記録

堀田相模守殿御渡候御書付一通相達候 無遅滯可相返候

正月廿四日

大目付

榊原小平右衛門殿留守居

国々私領の百姓年貢取筋或夫喰種貸の願節ニ付領主地頭城下陣屋には門前へ大勢集り訴訟致し候儀近來間々有之の由相聞候都而強訴徒党又は逃散の儀は堅停止の処不屈至極自分以後右休の儀於有之は急度遂吟味頭取并指統事を工み候者夫々曲事可申付候

寛延三年午正月二日

中畑村御百姓半左衛門外

指上申御請書の事

石川郡中畑村

於在方何事によらず徒党の儀申節不相加ものは居宅焼払又

三六五〔文久三年一月中畑村等七ヶ村兵賦軍役につき歟
願書〕

〔表紙〕

「 文久三年亥正月

兵賦御軍役歟願書の控

石川郡中畑村 岡崎長左衛門」

乍恐以書付奉歟願候

一高二千二百二十四石八斗三升五合

中畑村

一〇二百七十石五斗八升

大畑村

一〇二百七十八石六斗四升九合

堤村

一〇四百九十石八斗二升五合

神田村

一〇三百四十七斗二升四合

中野目村

一同三百七十四石四升二合

川辺村

一同千五百六石八斗八升五合

中野村

〆高五千四百五十石五斗四升

内

千七百二十六石五斗九升八合二勺五才

慶安年中御改め出しの分

九十九石一升三合

新田高

四百八十五石七斗

手余り荒地

は可打壊杯申威し張紙等いたし候儀有之候は、其村は不及
申最寄村々百姓共申合寄集候場所へ罷越頭取并重立候もの
と見受候分并此家へ火を掛可申と或は可打壊とか申ものを
可摘取若手難及候は、住所名前等聞料御料御私領の無差別
相認最寄の御代官所へ可指出捕違名差違等有之候ても不苦
尤徒党のもの共仇を不致様取斗遣し相応の御褒美可被下万
一遺恨を以て科なきものの名前を申立候事於有之者吟味の
上可被重科心得違無之急度可相守旨支配所限村役人并小前
のもの迄不成様得と申聞一同連印請書取之銘々宅へ右書付
張置候様可申渡候

右は天明三年被仰出候忘却も難斗に付請書指上候

文政八酉年十二月

惣百姓代定藏◎外

〔中畑 岡崎長成家文書〕

一家数三百五軒

内 三十六軒

九軒

二十四軒

残二百三十六軒

一人数 千七百一人

内男八百五十七人

内百二人ハ

二十五人ハ

三十三人

四百十二人

十七人

二十八人

残二百四十人

七ヶ村惣家数

村役人分

神主修驗医師座頭

水 呑

七ヶ村惣人数

村役人分

神主修驗並医師座頭分

水呑分

老若のもの

病身のもの

身売奉公人

当時用立候者

右村々の儀往古白川御領の節本多能登守様御代慶安三寅年御領中新規御竿入に相成御打出高二万五千石是を改出と名付(中略)御竿入地詰以來困窮に陥り候御知行所に不限近郷者白川領一円人少に御座候て日雇人等も無御座候且又御知行所の儀は奥州街道の近村にて定助郷に御座候処近來箱館表へ御用方様上下の御通行にて夫人馬多甚難渋仕候ニ付

宿助共相談の上既に先年増助郷の儀奉願上漸々少々増助郷を被仰付候得共皆遠村の事故格別の足合にも不相成殊に臨時の御通行多く火急の儀は近村の助郷へ斗り相掛り候故宿方間屋共より先年より相争出入議定等仕候得共兎角勤勝ちに相成当惑仕候併し御郡役の儀相滞候ては恐入候故日々歩人馬相詰申候元來前文奉申上候通人少の村々に御座候て誠に当惑罷在候其上去年九月より十一月迄麻疹大流行にて三十才以下は不及申中に者四五才のものも右症にて悉く難儀仕候農業も難相成秋収の業却て手後れ御收納米拵等手廻り兼御日限の間に合不申追々御日延奉願上候仕合に御座候就中に中畑村の儀は以前より常陸道中にて所々家中様御通行御継立の儀は村内斗にて勤來り候故過役に罷成に付先年相願宿方へ詰人馬の内を以て差引仕度段奉願候得共不相叶候是も近頃は御通行相増旁々以難渋の儀始当惑仕候然る処へ今般御講武所御軍役御高割人数被仰付奉儀得共前條奉申上候通の次第柄にて駅場御継立の人馬にも差支候儀何分にも人少の事故御大切の御用向違背仕候儀には毛頭無御座候得共右の仕合にて今日の経営難立行如何共当惑仕候依而此度の御軍役の儀は乍恐厚御慈悲の御仁恵を以て蒙御免度伏而奉願上候左候は、御百姓出精仕永続可相成と奉存候

何卒此段御機惑を以て御開濟被成下置度偏に奉願上候此儀
 村々一同罷出奉願上度奉存候得共諸雜費と申御地元にても
 此節御用多く御座候間相談の上私共兩人郡中為惣代参上仕
 候右願の通御開濟被下置候は、小前小者に至る迄一統莫大
 の御慈悲と重々難有仕合に奉存候 以上

文久三亥年正月五日

右七ヶ村惣代 神田村庄屋 太 兵 衛

中畑村庄屋 岡崎長左衛門

江戸御影所

〔中畑 岡崎長成家文書〕

三六六〔貞享四年四月白河藩領中畑村関堀願之覚〕

「 貞享四年四月

関 堀 願 之 覚

関堀願之覚

一此度権之丞新堀水乗り兼申候間右之古堀ニ被遊可被下候
 新堀はり直し申候へハ人足大分ニ懸り自分聊迷惑仕候殊
 ニ水道も悪敷末々迄之義ニ御座候へハ何共迷惑ニ奉存候

右之古堀ニ奉願候権之丞古堀之内ニ苗代仕置候当分ニハ
 たおし不申候様に可仕候間古堀へはり直し申様ニ被仰付
 度奉願候以上

貞享四年

卯ノ四月廿四日 中畑村

傳 介	甚 十郎	十 兵衛	与 作	長 七郎	十 介	七 兵衛	茂 兵衛	作 右衛門	傳 左衛門	茂 右衛門	清 右衛門	小 右衛門
惣 十郎	孫 介	半 四郎	長 吉	小 介	勘 二郎	勘 三郎	小 平次	作 兵衛	十二郎	久 兵衛	吉 右衛門	権 介
	同 茂 兵衛	組頭 名 兵衛	善 七郎	長 次郎	長 十郎	甚 右衛門	吉 兵衛	善 兵衛	久 太郎	孫 兵衛	与 惣	喜 三郎

〔名前は上段より下段へつづく〕

〔中畑 岡崎長成家文書〕

三六七〔貞享四年四月中畑村茂右衛門新田用水出入一件〕

〔表紙〕

「 貞享四年卯ノ四月廿一日

茂右衛門新田用水出入一件

」

仕候證文之事

一今度茂右衛門新田仕候所川迎へ水とり越ニひかれ申候へ

ハ本田之水不足ニ而迷惑ニ御座候間罷成申間敷候以上

外ノ四月廿一日

中畑村

庄三郎印 五左衛門印 介太郎印

与右衛門印 藤右衛門印 惣七印

権之介印 徳兵衛印 伝兵衛印

弥三郎印 弥左衛門印 勘介印

徳左衛門印 作十郎印 金之丞印

二郎作印 勘之丞印 吉兵衛印

仕候證文之事

一今度茂右衛門新田仕候所川迎へ水ひき申候へハ本田ノ水

不足ニ御座候間罷成申間敷候以上

卯ノ四月廿一日

中畑村

仕證文之事

一今度茂右衛門新田仕候所川迎へ水とい越ニひかれ申候へ

ハ本田之水不足ニ而迷惑ニ御座候間罷成申間敷候以上

卯ノ四月廿一日

中畑村

久兵衛印 三右衛門印 半三郎印

七三郎印 加平次印 七之丞印

弥左衛門印 茂作印 半十郎印

清三郎印 長二郎印 市兵衛印

吉兵衛印 吉十郎印 半三郎印

七右衛門印 三之丞印

左證文之事

一今度茂右衛門新田仕候所川迎へ水といをひかれ申候へハ

本田之水不足ニ而迷惑ニ御座候間罷成申間敷候以上

善介印 彦三郎印 惣左衛門印
与兵衛印 長吉印 平左衛門印
久右衛門印 小平次印 二郎作印
長介印 与四郎印 惣五郎印
作之丞印 与五平印 兵三郎印

卯ノ四月廿一日

中畑村

清右衛門印

十兵衛印

十兵衛印

伝三郎印

伝介印

伝介印

伝左衛門印

権介印

権介印

茂兵衛印

吉右衛門印

吉右衛門印

七兵衛印

久兵衛印

久兵衛印

二郎右衛門印

勘二郎印

勘二郎印

十介印

十介印

勘三郎印

喜三郎印

喜三郎印

久兵衛印

与作印

与作印

介三郎印

久三郎印

仕上候證文之事

一今度茂右衛門新田ニ仕候処川迎へといにて水ひかれ申候
へハ本田之水不足仕候而迷惑ニ御座候間罷成申間敷候以
上

卯ノ四月廿一日

中畑村

半三郎印

加兵衛印

久右衛門印

清左衛門印

長七印

四郎右衛門印

弥平次印

喜兵衛印

善之丞印

源二郎印

仁兵衛印

茂平次印

口上之事

一今度茂右衛門新田申達私田尻へといかけ川迎へ余り水取
可申を申候左様ニ仕候へハ私田之不かつてニ罷成申候以
上

貞享四年

中畑村

卯ノ四月廿一日

小右衛門印

(名前は上段より下段へつづく)

〔中畑 岡崎長成家文書〕

三六八〔元禄七年四月白河藩領中野目村明岡村と用水出
入一件〕

「元禄七年戊四月

乍恐以口上書返答申上候事

」

(明岡村と用水出入一件につき中野目村差しの返答書)

乍恐以口上書返答申上候事

一本多下野守様御代式拾四年以前寛文十戌年郡御奉行川嶋

小左衛門殿御支配之節当村日損所ニ付而御見分之上明岡村後ニ池式ツ寄人足ニて御つき被成明岡村庄屋次右衛門以書付を申上候通下池御もらい被遊当村之養水ニ被下候上池之替地中田老反歩下田式反九畝式拾四歩ノ三反九畝式拾四歩松崎村明岡新田村右両所江中野目村より出シ置申候事

一明岡村池水取申様ハとい式ケ所ふせ置老ケ所よりうわ水下池ニ權無之其時新堀ヲ当テ於只今水取来り申候底水之儀ハ庄屋次右衛門申上候通下池江も明岡村之方江とい老ケ所ふせ置水取申度由願上候へ共川嶋小左衛門殿被仰付候ハ中野目村江大分之替地申付候間とい老ケ所ニて相對仕兩用致候様ニ被仰付樋老ケ所ニ相究先々御代よりたゞ今迄式拾三年一言之違風無之底水取来り申候然所ニ当年新堀当テ下池養水堀切申儀我か儘仕候事

一 九年以前丑ノ年之月照ニ断無之新堀を当申ニ付当村より人足遣埋申候而樋口より水落シ申候三年前末ノ年日照ニも右之樋口より前々之通水取申候事

一 当五月廿日ニ庄屋次右衛門方より以手紙申来候ハ底水取申内其村池上江堀当水引申度候仕廻候ハハ埋可申と申来り候へ共前々之通下池へ引落とい口より取候へと返事仕

候所ニむたいニ新堀当申候然間人足遣埋庄屋次右衛門方へ断申様ハ式拾三年以来無之新堀当候儀不罷成候間前々之通水落申様ニと相断申候次右衛門返事ニハ左候ハハ御公儀様へ申上御了簡次第ニ可仕と返事仕候ニ付任其意ニ罷在候所ニ何方江も御披露不申上我ケ儘ニ又候新堀当テ申候早々埋申様ニと断仕候へ共一円合点不仕候ニ付人足遣埋可申候へ共左様ニ仕候ハハ口論も出来可仕と存無是非以書付申上候事

一 右之新堀未代指置申候へハ下池養水堀きら当村弥以日損ニ逢何共迷惑仕申候以御慈悲前々之通仕候様奉願申候事右之通毛頭偽り不申上候御了簡之上被仰付被下候ハハ難有奉存候以上

元禄六年酉ノ五月

中野目村庄

太右衛門

組頭

藤右衛門

同

吉三郎

一 去五月明岡村と当村池出入ニ付明岡村より口上書指上ケ申ニ付返答仕大庄屋十五郎殿を以去夏指上ケ申候然所ニ当二月ニ罷成右之口上書認直シ指上ケ申様ニヒ被仰付御返被遊候由ニて十五郎殿より明岡村江相渡り申候庄屋八

左衛門伯父神田村庄屋太兵衛明岡新田村庄屋六右衛門并

松崎村才粹小右衛門右之者共八衛門所江指集色々之作り

ことを仕口上書認直シ指上ケ申候其返答仕候様ニと十五

郎殿より被仰付明岡村之口上書御渡シ被成候へ共偽り申

上候返答可致様無御座候ニ付去夏之返答書指上ケ申候事

一 当村より上池之代地被仰付うわおき上分ニつき水十分ニ

ため下池養水ニ仕候様ニと川崎小左衛門殿被仰付候ニ付

松崎村明岡新田村之田地袋ニ仕其替地中野目村より出シ

水十分ニため申所ニ右之所八畝歩程切替と名付田ニ仕於

今ニ庄屋次右衛門作り来り申段去夏以書付を申出候其故

毎年池ニ水十分ニため不申候底水前々下池江引落申所ニ

去夏我か儘ニ新堀當下池へ一円水落下申候ニ付去年当村

御田地日損ニ逢惣百姓難儀仕申候右之池下ニ明岡村之田

四町余御座候内苗代五六畝歩ほと御座候中野め村之田拾

五町余之内此池下ニ苗代式町余御座候右之池水にて冬水

よりおこたらす苗代用水ニ仕申候右之新堀指置申候へハ

上池之用水青熊川へ落下池ハ天水計ニ罷成当村御田地弥

日損ニ逢可申と迷惑ニ奉存候乍恐以御慈悲前々之通被仰

付被下候ハハ難有可奉存候以上

元禄七年

戊四月

中野目村庄屋

太右衛門

組頭

藤右衛門

同

吉三郎

惣百姓

〔中野目 円谷善人家文書〕

三六九〔享保九年五月堤・神田・中野目用水出入一件〕

〔表紙〕

享保九年

乍恐以口上書奉申上候事

乍恐以口上書奉申上候事

一 当村田拾六町三反九畝三步之内六町余ハ沢尻池下ニ御座

候先年者上関と申沢尻用水をとめ自由ニ引来り申候其後

神田中野目より右之場所新池ニ筑申度由願池ニ仕申候得

共其水之義ハ先年之通引申答ニ御座候ニ付召来より三ヶ

村ニ而引来り申候所ニ近年ニ罷成候而ハ何角と妨かまし

く申出入ニ罷成申候就中昨年ハ右之池へ初中後式ケ村よ

り番人指置衣は樋口違ひ共ニとめ昼ハ兩村へわけ水ニ仕

引申候得者当村へ者水かけ可申様無御座候剩池下関々一

日ニ五度三度ツ、引破り下り上り之者共我儘ニ水引申候構ひ申候得者早速喧嘩ニ罷成植付之障りニも成申候間当村よりハかまわせず申候得者弥々式ケ村へ計り自由ニ仕堤村御國地捨り申ニ付去夏中御役所様迄奉申上候所早速御了簡之上御田地相應ニ水被仰付植付仕候所又々六月九日朝神田庄八と申候もの池下水口土手引破申候ニ付私共人足式三人引連水のせ置申処ニ同昼ニ成り式ケ村役人先立大勢参右之所引破申候ニ付当村より与惣次郎左衛門ヲ以様子承り候得者二ケ村了簡にて破り申候と返事御座候ニ付其通ニ難捨置大庄屋殿へ御見分被下候様願出申候得共十六日迄も御了面無御座候同十七日ニハ郷御目附衆御廻り被遊候ニ付御見分ニ奉入申候得者水かけ候様被仰付候ニ付則水のせ申候得者十八日之朝ニハ又々式ケ村より引外し番人付置申候

一右之通ニ御座候得ハ去年茂散々不作仕申候ニ付御検見之時分御見分ニ可奉入と御百姓とも違而願申候へをも出入之上之義ニ御座候ゆへ押へ置御訴不申上候然ル所ニ去秋又候式ケ村より右之池下へ新堀之出入申かけ候式ケ村より堀ニ望申候所ハ酉之年大雨ニ而池々ぬけ申候ニ付押拂へ候所ニ而則戌之春式畝拾五歩之立掃御座候へハ歳々旧

冬迄御上納仕申候ニ付田主御座候而今年も植仕付申候其外荒所年々砂入りニ被成下候得共御百姓作徳不仕候而迷惑之由申ニ付昨秋以書付切起し申度願片岡市郎左衛門殿へ御内意御窺へ申候得者去八月七日より同十日迄大雨嵐ニ而大変ニ御座候まゝ指ひかへ候得と被仰付相止メ罷在候此義ハ以後迎も押切候処少土手ヲ筑元田ニ奉願る場所ニ而御座候式ケ村より古堀杯と申懸ケ候義全偽ニ而御座候勿論前々より堀ニ而御座候へ、戌之春押切池土手繕ひ之時分堀りも相立置可申筈ニ御座候へ共昨秋ニ成り植付田之よせへさいみ杯相立候義ハ新敷申懸村々先年之堀ニ御座候処水自由ニ通少茂式ケ村之障り無御座候事

一式ケ村より申掛候堀相立候得者当村之田六町五六反之内壹町式反程荒所ニ罷成り申候ニ付大庄屋殿へ御了簡被下候様申上候得者去秋郷御目附衆御廻り被遊候節御同道御見分之上十五郎殿被仰候者式ケ村より申候通ニ堀相立落着候得と御咄候へ共左様ニ相立遣候へ者水のり不申候間水口式間程西之方へ御直し可被下候左候ハ、兩村申候通堀相立可申と願申上候へ共御得心不被成当春迄打捨り申候ニ付当春御勘定後より右之堀御了簡被下御内意井関伊左衛門殿へ御窺申候へハ一先大庄屋へ相談相済候様ニと

被仰付候ニ付私方より兩度其後長百姓組頭ヲ以四月十六日同廿八日ニ奉願候得共何共御沙汰無御座候ニ付聞四月十七日迄相待最早植付ニ成り申候ニ付又々願申上候へ者十九日ニハ大畑和右衛門松崎善内中畑伊左衛門御拾扱之御相談被成候由承り申候へ共何共不被仰渡候而度々御了簡又ハ扱ニ可被成と被仰置候界も無御座候故御百姓共我意之仕方仕御役所様迄罷上り申候義不調法至極ニ奉存候其節私共御役所へ罷出候得者御百姓共罷出候由色々御吟味被遊候へ共毛頭相知らせ不申忍び罷上り候段申上候早速引取候様被仰付候ニ付水之義御窺申上候得者御手代様より被仰付候ハ數年古法可有之間其通ニ仕候得と御意御座候ニ付罷歸數年之通水かけ植付仕候然ル所ニ右之新堀片も無御座候所式ケ村より新法ニほり申候ニ付大庄屋殿へ御覽ニ入当村ニ而埋申候所ニ又々兩村より五六度参りほり申候ヲ數度埋置申候得ハ当月九日ニ堀立番人付置申候間当村御百姓共も罷出埋申候而番人を置申ニ付式ケ村より大勢参り破り可申候と申候処追上ケ罷在申候其時式ケ村より人数ニ八九拾人罷出堤之もの壹人ニ五人七人宛取懸無異儀堀も立当村植田迄散々ニほりちらし其上関々へ大勢下り引外し申候得者大勢ニハかけ合不申無是悲被

破申候ケ様ニ意勝ニかゝり申候へ者可仕様無御座他下御田地過半日于ニ罷成最早当作ハ草ノ引分ケも不罷成候年々出入御座候ゆへ不作仕弥増御百姓迷惑ニ奉存候依之大庄屋殿へ罷上り申立候得者新堀古堀之御了簡難被成被仰候得共此旨前田川被仰候ハ神田中ノ目より申候通ニ堀相立候様ニと内事被仰候得共此堀相立候而ハ堤村亡所ニ罷成申ニ付御請合不申上候殊ニ定歸り之御竿地例し申之身ならず水のり不申御田地ニ障り申候間何分ニも御見分被為遊被下御了簡之上自分出入不仕様被仰付被下候ハ、難有奉存候以上

享保九年甲

辰五月

堤村組頭

角兵衛

庄屋

喜左衛門

右堀出入之儀御見分之上以御了簡ヲ被仰付被下候ハ、難有可奉存候以上

三城目組大庄屋

伊藤十五郎判

〔堤 吉田清作家文書〕

三七〇〔享保九年五月沢尻池水井堀につき神田・中野目

両村と堤村との出入〕

「 享保九年

證 文 之 事 〕

證文之事

一 沢尻池水井堀之儀ニ付神田中野目と当村御百姓共爭論仕
内事ニ埒明不申候於 御役所去ル廿四日御裁許被 仰付
候得而双方被遊御吟味候処当村ニ證據證文無御座神田中
野目ニ者正徳三巳七月親兵右衛門役義相動候時分沢尻池
水引出入誤之證文出置候證文御座候ニ付右之證文今度指
出シ当村よりの申方非儀ニ罷成庄屋遠慮被 仰付直訴ニ
罷出候御百姓五人手錠ニ而当村郷藏ニ入置被遊候義御尤
至極ニ奉存候然ル上ハ沢尻池水貫水ニ而引当村御田地ニ
かけ可申候堀之儀御了簡ニ而被仰付候得者神田中野目申
候通り之堀ヲ立水ヲ流シ可申候向後右池水堀之儀ニ付当
村之もの共非義成儀申出候得ハ此連判之者ども如何様之
曲事ニも可被仰付候為後日村中連判仍如件

享保九年辰五月

堤村百姓

吉之丞 次郎左衛門 甚三郎

次兵衛 徳兵衛 彦三郎

甚五右衛門 次郎兵衛 仁三郎

定右衛門 次右衛門 彦六

与惣次 彦次郎

久右衛門 伊右衛門

組頭 角兵衛

庄屋 喜左衛門

〔名前は上段より下段へつづく〕

〔堤 吉田清作家文書〕

三七一〔寛政四年九月平鉢郷惣百姓より新堰堀願〕

乍恐御願申上候一札之事

一下堰下平鉢郷日損地ニ付乍恐御願申上候堰水遠方ニ御座
候故用水用立不申候而年年苗代水植付等ニ相後れ惣百姓
共甚難渋仕候依之新堰之儀年來御願申上度惣百姓共会話
候得共御役人衆中御繁多中別段御苦勞ニ罷成候も恐多奉
存候故差控罷在候然ル処三五年打続大日損ニ而渡世ニも
相後れ今日をも兼凌候位ニ難渋仕候ニ付今般無拋新堰之

儀願申上候何卒御取成を以新堰成就仕候様御願可被下置
偏ニ奉希候尤も堰城場之儀ハ折橋より扇子田迄而之内乍
御苦勞御役人衆中御見通之上御築可被下候堀城之儀ハ御
田地沢山相潰れ候事も有之間敷哉之様乍恐懸案仕候何卒
御役人衆中御評議之上

御上之御慈悲を以新堰御築被仰付可被下置候様ニ御願被
下置度偏ニ奉願上候

一右御願申上候意趣御故障等も有之相叶不申儀御座候ハ、
何卒御慈愛を以右下堰御取立 御上普請ニ而堰城可被
成下候様乍恐奉願上候就夫堀之儀も居口より横手寺門前
石橋まで堀抜 御上御普請ニ被仰付可被下候様奉願上候
御取成を以相叶申義ニ御座候ハ、石橋上下丁日半日を御
分ケ番水ニ被仰付可被下候右様無御座候而ハ遠方之儀ニ
御座候得ば用ニ水相成不申候而又候惣百姓難渋仕候何卒
御慈愛を以相叶候様御取成御願可被下置幾重ニも奉願上
候

右二ヶ条之内 御上之御慈悲を以新堰之儀願之通被仰付
可被下置候ハ、難有仕合奉存候以上

寛政四壬子年九月 平鉢惣百姓

定右衛門◎ 利 八◎ 喜之助◎

御役人衆中様
清 吉◎ 源重郎◎ 八之助◎
太惣 次◎ 丑之助◎ 友 吉◎
八郎兵衛◎ 長兵衛◎ 直 七◎
茂右衛門◎ 茂 七◎ 文四郎◎
太四郎◎ 八郎治◎ 猶 吉◎
(名前は上段より下段へつづく)
(中畑 岡崎長成家文書)

三七二〔寛政七年正月越後高田藩領中畑村堰普請人足

積帳〕

(表紙)

「 寛政七年 滑津組

堰御普請人足積帳

卯正月 中畑村

ひかへ」

覚

守寺山

一上堰ノ切 堅拾屯間

滑津組中畑村

但作杵老通杵□拾六挺

此材木松枝杭打人足

一松木 三拾貳本 柱木

但目通貳尺廻り長貳間半

一松木 三拾本 長木

但目通り八九寸廻り長有次第

一杭木貳百本 長四尺

一松枝貳尺束 五尺繩

一人足四百八拾人

但梓拵松枝かき付杭打□□持前築共ニ壹挺□□

三拾人積り

ノ

字滝川

一下堰ノ切 堅拾五間

但梓数拾七挺

此材木松枝人足

一松木貳拾六本 柱木

但目通り貳尺廻り長サ貳間

一松木五拾本 長木

但目通り八九寸廻り長サ有次第

一杭木百五拾本 長サ四尺

一松枝三百束 五尺繩

一人足六百人

但梓拵松枝かき付堰持前築共ニ壹挺ニ付三拾人積り

ノ

右之寄

一松木百三拾八本 但細木□□共

一杭木三百五拾本 長四尺

一松枝五百束

一人足千八拾人

右者寺山滝川用水堰御普請材木松枝人足積奉願上候乍恐御見分之上被仰付被下置度奉存候材木之儀ハ白川御領松倉村ニ而□□調申度奉願上候被 仰付被下置候ハ、難有奉存候以上

卯正月

組頭 金 八 忠□□

同 市右衛門 平□□

金次郎 庄屋 小針 良藏

与□□ 同 岡崎長左衛門

当なし式冊宛

〔中畑 岡崎長成家文書〕

三七三「寛政十二年七月越後高田藩領池普請人足積帳」

(表紙)

「 寛政十二年

滑津組

池御普請人足積帳

申七月

中畑村

「

覚

とりやは池

一古土手三拾貳間 前築高サ貳間根置沓間

馬踏貳尺

此坪數四拾貳坪

此人足百六拾八間 但沓坪四人懸り

同所

一池袋さらい 堅拾八間横四間深サ貳尺

此坪數貳拾貳坪

此人足六拾六人

但沓坪三人懸り

ノ

二井池

一古土手四拾間 前築高サ五尺根置四尺

馬踏貳尺

此坪數拾四坪

此人足五拾六人

但沓坪四人懸り

同所

一上築四拾間 幅貳間半 高サ貳尺

此坪數三拾沓坪

此人足百貳拾四人

但沓坪四人懸り

同所

一池袋浚 堅貳拾間横貳拾沓間深サ貳尺

此坪數百貳拾九坪

此人足五百拾六人

但沓坪四人懸り

ノ

ぬい池

一古土手拾七間 前築高サ五尺根置四尺

馬踏貳尺

此坪數六坪

此人足貳拾四人

但沓坪四人懸り

同所

一上築拾七間 高サ貳尺幅貳間

此坪数拾坪

此人足四拾人

但し老坪四人懸り

朝伊奈池

一古土手三拾八間 前築高サ三尺根置老間

馬踏半間

此坪数拾三坪

此人足五拾貳人

但老坪四人懸り

同所

一上築三拾八間 高サ貳尺幅貳間

此坪数貳拾三坪

此人足九拾貳人

但老坪四人懸り

惣人足ノ千百三拾八人

右者当村池前築凌御普請奉願上候乍恐御見分之上被 仰付
被下置候ハ、難有奉存候

申七月

滑津組中畑村

組頭

勘之丞

同忠

七

同平

八

庄屋

小針良藏

同金

八

岡崎長左衛門

同市郎右衛門

大庄屋

野木平右衛門

同与

八

(名前は上段より下段へつづく)

〔中畑 岡崎長成家文書〕

三七四〔文政四年越後高田藩領中ノ目外ニケ村沢尻池用
水取極〕

「 文政四年

義 定 一 札 之 事

義 定 一 札 之 事

一於堤村沢尻池之儀者用水一切可取用筋無御座候乍去江筋
等も行渡居候間慈愛を以時宜ニ寄両村江水合力を乞貰水
ニ而御田地養可申事
一於同村ニ池下之江堀代替地取請置候上者自由ケ間敷候ハ
勿論猥ニ立入申間敷候事

一於同村池普請井ニ入用人足等は迄之通以来共ニ一切差出
申間敷候事

一於神田中野目兩村ニ堤村之儀者水上之事ニ御座候故慈愛
を以水合力を乞候儀成御座候ハ、先方御田地見届候上ニ
而水為引可申候事

右者神田中野目兩村より堤村江相懸り水論出入奉御訴訟候
処双方御吟味中年番役源左衛門惣代下新城村勝左衛門立入
先年之姿を以前ケ條之通双方納得之上内濟仕候然ル上者向
後違乱無御座候万一ケ條之月相違仕候儀御座候ハ、早速御
届可奉申上候為後日仍如件

文政四巳年六月

堤村百姓惣代

清 次郎

弥 次郎

組頭 三郎兵衛

組頭 小右衛門

庄屋 勘右衛門

神田村百姓惣代

組頭 重 助

同 重右衛門

庄屋 勘之丞

同後見

太左衛門

中野目村百姓惣代

善 六郎

組頭 兼 八郎

同 善兵衛

庄屋 周 助

同後見郷土

同後見郷土

同後見郷土

卷込巻通

一 覚

一錢四百文

以上

右者水論出入ニ付惣代庄屋勝右衛門雜用出分體ニ受取申候

以上

巳六月廿五日

中野目村

庄屋中

浅川御役所

附紙

「御代官

竹内平右衛門様御支配之御

此通之書付神田中野目堤三ヶ村役元ニ御座候御役所江も
老本指上置候然ル上者御料所替りニ相成候而も御役御引
渡ニ被成下候様仰付候ニ付心控仕置申候以上

文政四巳年六月廿五日

浅川 年番所

三七五〔嘉永六年四月旗本領中畑村新堰普請願〕

「 丑ノ四月

乍恐以口上書奉願上候事

〔中村新堰普請願〕

乍恐以口上書奉願上候事

一中畑村之内治斗内平八内中宿原宿四ヶ所年々日損ニ逢及
禿ニ難儀仕ニ付四年以前戌之年より新堰願庄屋衆へ數度
願申候ニ付去ル亥之年惣村中役人衆相談之上袖山村より

水盛頼越見分爲致候へハ成程水懸りよく御座候へ而水の

り可申と申ニ付役人中相談之上判形仕御公儀様へ新堰願

申上候へハ御見分之上被仰付候趣承百姓共難有奉存候処

至当分ニ新堰堀爲致申義不罷成と太右衛門と申者壹人ニ

而差聞申候右之者申候ハ田畑たおれ堀代ニ罷成太分高村

并ニ可罷成候間四ヶ所之百姓共并可申と被申候若御公儀

様より堀代高御引被下候ハハ可仕と申ニ付堀代高之義ハ

ひしいけと申古池禿シ替り高ニ仕申候ハハ御公儀様之御

損ニも村之損ニも罷成り申間敷と相談仕り相改候へハ高

之違も相見へ不申候間御願普請出来候様ニ申候へとも時

妻壹反五畝歩たおれ申候被是以罷成間敷と申合点不仕候

新堰堀願儀度々相談之上御公儀様へ御願申上候処至只今
ニ違返仕り普請致候へ而ハ人足大分懸り難儀仕候なとと
申候此外相談致事も指聞候へ而迷惑仕候新堰不仕候へ而
ハ右申上候通四ヶ所之百姓共年々日損ニ逢迷惑仕候付乍
恐御了簡ヲ以被仰付被下候ハハ私共相統仕御百姓可仕候
蒔麦代之儀ハ日損所之百姓共并可申候被爲遊御了簡新堰
被仰付被下候ハハ永々日損ニも不罷成候以御慈非願之通
り新堰堀被仰付被下候ハハ難有奉存候以上

丑之四月

中畑村百姓

半 次 佐五右衛門 安之丞

与市右衛門 利兵衛 佐左衛門

市右衛門 八郎兵衛 兵三郎

半三郎 加平次 金三郎

左平 七之丞 権兵衛

太左衛門 七右衛門 作之丞

太郎兵衛 平助 宇左衛門

八左衛門 弥右衛門 甚兵衛

作右衛門 関右衛門 武助

角兵衛 平七 与四郎

藤	八郎	重右衛門	喜右衛門
徳右衛門	半二郎	権助	
又兵衛	清三郎	吉之丞	
七三郎	甚平	善之丞	
文六郎	作兵衛	市三郎	
義左衛門	勝右衛門	与惣左衛門	
次右衛門	吉右衛門	文四郎	
平次右衛門	久右衛門	六郎右衛門	
吉三郎	市十郎	五兵衛	
組頭 久兵衛	同彦三郎	同庄右衛門	
庄屋 甚左衛門			

(名前は上段より下段へつづく)

〔中畑 岡崎長成家文書〕

三七六 〔嘉永六年七月乍恐以返答書奉申上候〕

乍恐以返答書奉申上候

石川郡

堤村

右者当夏之義大早魃ニ而難波罷在候処尤田方植付前ハ度々
雨降候而ケ成植付ニ者相成候得共其後一向雨無御座弥大早

魃相成一統難波仕候当村御田地沢尻下之義元来大畑村落
水ニ而養ひ来候処当年之儀大早魃ニ御座候得者右落尻と申
沢山之義ニも無御座乍去少々ツ、も流居候得者能々丹誠を
以取統罷在候此度中野目村より申立候ニ者去月初方沢尻池
貫候節堤村ニおゐて堀筋江堰を揚置候旨差当いたし申候段
此儀者右堀筋之義矢張大畑村落尻水流御堀ニ御座候得者颯
波離と堰取拂ニ相成候而者大畑村落尻水少したり共皆兩村
へ被引取 堤村ニ而一水茂懸ケ候事相成兼歎ケ敷奉存堰相
惜候儀ニ御座候亦其後逆も堰揚候よし中野目村より申立ニ
御座候得共此儀ハ更ニ覺無御座候并ニ字中嶋と申処九ヶ所
きり割水引候由申立ニ御座候得共是者田主共御田地早枯ニ
相成候体ニ而歎ケ敷奉存たまり水を相拂候義ニ御座候猶又
中野目村ニおゐて堤村之地内秣場之儀先年より自由致し来
候処此度ニ限り右場所江立入候義差留候訳と申候而ハ則左
ニ申上候当夏ハ大早魃ニ御座候得者大畑村落尻水計ニ而者
中々引足り不申候ニ付中野目神田兩村へ水合力を相願候処
早速承知いたし水呉候ニ付堤村ニおいて堰を場御田地へ引
始候処水流方不足ニ相成候ニ付堀筋段々見届終池迄罷越見
届候処建樋之穴嚴重ニ留置候義ニ御座候則見届候もの共遠
目ニ而番をいたし居候処兩村ニ而水引候節ニ相成候刻限ニ

神田村為三郎弟辰次郎と申もの右之樋を貰ニ参り候節差押
 同人江急度相断置候事ニ御座候是迄ハ近村之自愛を以先年
 より秣場自由ニ為致来候得共右様之取計被致候而者堤村ニ
 おゐても甚タ迷惑小前之もの共悉慣候義ニ御座候右様不慈
 愛々両村ニ御座候得者堤村ニおゐても秣場自由ニ為致候筋
 無御座候中野目村を差留候義ニ御座候殊ニ貰水之義者度々
 約定御座候得共彼是と故障筋申懸約定通ニ水貰候儀一度茂
 無御座候是迄ハ近村之慈愛を以先年より秣場自由為致候処
 先村不慈愛に御座候得者当村におゐても失慈愛候義ニ御座
 候乍恐右之段返答書を以奉申上候間乍恐厚御賢慮被成下置
 度奉願上候以上

嘉永六丑年七月

河上順兵衛様
 大崎徳右衛門様

〔中野目 円谷善人家文書〕

長百姓
 組頭 豊 蔵
 庄屋 弥十郎
 円谷春平

三七七〔慶応四年四月堤・神田・中野目村三ヶ村用水出
 入一件〕

「〔慶應四年〕

乍恐以口上書申上候事

表端書

「沢尻堤村と出入ニ付口書扣へ」

乍恐以口上書申上候事

一此度両村庄屋御召ニ而被仰付候ハ最早あらくれ時節罷成
 候付堤村より沢尻池土井下之関上ケ申度願出申候由依之
 関上させ申様ニ仕り水五分一も堤村へ了簡致遣候様ニ可
 仕候哉と被仰付候得共沢尻池之儀去夏中堤村より何かと
 出入申出其元様江も御了簡被成候様ニと申上候得共相済
 兼堤村より御役所へ申上候ニ付御役所より神田村中野目
 村両村へ御召之御状着申候而両村庄屋組頭罷登申候処ニ
 御役人衆様より被仰付候ハ沢尻池下堤村御田地水干すた
 り申由願出候か御田地ハ御上一統之御田地ニ御座候処ニ
 如何致為引不申候哉と被仰付候付沢尻池之儀前々より之
 訳段々御返答申上候へハ池ハ神田中野目両村かへ之池ニ

候へハ今以改テ新法ニ難申付候併堤村之田も御上一統之御田地ニ候間すてさせ候而ハ不罷成義候兩村より水了簡致遣候様ニと被仰付候左候へハ池ハ兩村之池ニ有之候間此方構無之候其上堤村へ水為引候ハ、干申候田了簡致兩村より水為引候様ニと被仰付候地之義堤村ニ而何様ニ申候而も他之池ハ自由ニとられ申間敷と被仰候依之兩村より申上候ハ此方之水遣申候ニ私共よりかうさんの様ニ相見申候と申上候得者御役人衆様御間届被遊成程尤ニ候と被仰則郷御目附衆様より堤村江御状ニ而可被仰遣候よし左様相心得申様ニと御役人衆様并郷御目附衆様より被仰付候而神田中野目兩村庄や組頭引取申候間堤村ニ而古之他之儀ニ構申義無御座尤池下古堀之儀七年以前酉年洪水之砌り土手貫ケ申候節折すたり罷有候処ニ是又去夏中堤村より新堀当テ申候付先年之通古堀ヲ用不申候へハ土井水同断ニ堤村へも参申ニ付御見分ニ入置申候前之通くれなとを置閑之様仕水取申様可被仰付候其儀ニ構無御座候堤村ニ而兩村江対談も不仕我意ニ新堀等立申等ニ無之候此段堤村之致方我意と被存候依之兩村ニ而ハ古堀ヲ用申候尤土井下堤村へ之堀ハたか井より樋をかけ申候而水取申御座候かんばつ之節土井水引申ニ堤村ニ而自由水引申

儀不罷成候兩村へ対談之上水もらい候へハ了簡致遣候義も御座候水番人附置不申候へハ兩村ヲ忍シ水引申候番人を附置申候へハ其者共へ水もらい申か又ハ目ヲ忍し申候カ堤村之自由ニ水引申義無御座候然ル所ニ只今ニ至兩村へハ何之一通も無之任我意御上御了簡願出申候右之池堤村自由ニ罷成候へハ兩村御田地捨り申候付何様ニ堤村より願出申候而も兩村御百姓合点不仕候新法之義御取上不被成古法之通ニ御了簡可被成下候自今以後堤村ニ而土井水少々も引申度候ハ、先年之通兩村ニ対談仕り候様仕度候殊ニ拾弍年以前已之年右之池任我意堤村ニ而水引申候ニ付其節も内證ニ而相済不申其元様江御了簡ニ成り郷御目附衆様郷御見廻衆様方御立合ニ而堤村我意之致方御吟味被遊候所ニ堤村ニ而改信仕向後右之池我意成義仕間敷との證文堤村より其元へ差上置申候所ニ又々去夏中より出入申儀有之間敷儀と被存候右之池あらくれより土井貫キ申儀無御座候雨ふり候へハ用水ニ而神田中野目ニ而ハあらくれかき来申候右之池水苗代より植付水等ニかこい置大切仕申候処にあらくれより水かけ可申と堤村ニ而はまり申様ニ相見申候是以致方を不存候依之堤村ニ而も用水ニ而あらくれをかき申に別而兩村より構申儀ハ無御座

候然ル所ニ土井下之堀之儀其元様へ願出申義ニ無御座候
 先年之通致候へハ兩村ニ而ハ其通ニ仕義ニ御座候右之通
 堤村ニ而右之池自由ニ不仕候得共堤村御田地捨り不申候
 神田中野目之儀ハ數年日損ニ逢迷惑仕候古法之通ヲ用申
 候へハ堤村而難儀仕義ニハ不奉存候然所ニ去夏中より改
 テ右之池かへ同前ニ可仕所存ニ而ハ兩村御田地水下ニ候
 大分すたり申候付御百姓共合点不仕候古來之通ニ被仰付
 可被下候依之口上書差出候様ニ被仰付如此御座候以上

辰闕四月

神田村組頭 伊兵衛
 同 忠兵衛
 庄屋 太兵衛
 中野目村組頭 久兵衛
 同 彦左衛門
 庄屋 太右衛門

閏四月十九日ニ堤村御百姓共三城目へ相詰土井下関上度由
 願申候由廿日ニハ松崎村畑宿庄屋御呼被成廿一日ニ私共兩
 人召呼右之通被仰付候ニ付如此口上書相認差上申候所也堤
 村御百姓共拾貳人又々大庄屋所へ參其上白川へ罷登申候由

廿二日ニ庄屋□左衛門組頭角兵衛三城目へ相断白川へ罷登
 候由廿三日ニハ大庄屋殿堤御役所へ御召出前々御取込かへ
 相受廿五日ニ御預被仰付兩村ハ廿三日より罷登申候

〔中野目 円谷善人家文書〕

三七八〔午三月乍恐以書付御返答申上候〕

乍恐以書付御答申上候

当村惣名結立原之儀矢吹村地内ニ有之候趣御返答申上
 候ニ付再返答被仰付奉畏左ニ申上候

一 当村惣名結立原之儀矢吹村地内ニ有之候趣申上候得共前
 々より当村地主高田様御預所須乗村と入會之土地ニ紛し
 無御座候且畑共ニ方々坦前後ニ數ヶ所御座候由申出候
 得共其儀者当村田畑高田様御預所神田村地内ニ御座候類
 ニ而何方ニも右之類御座候矢吹村之地所ニ計に茂相抱り
 不申義ニ御座候猶又往古より諸御役人様御通行之砌愛宕
 之台迄御案内殊ニ道作升形等迄相筑候得共是ハ神通り以
 來近年之儀ニ御座候右愛宕台之義ハ須乗村地内御座候而
 則愛宕山別当右村ニ有之山林之義ハ右村持ニ御座候得者
 矢吹村地境と申儀全謀計ニ御座候当村ニ而者御代々様御

時代より方々坦まで御案内仕来猶又道作升形等も捲来り
 申候則矢吹村ニ而神通り仕候節須乗村よりも当村へ引合
 御座候依而須乗村御札し被遊候得者明白相分り可申候尤
 須乗村其節矢吹村いたし方不法之義ニ付地頭所へも相届
 可申段引合御座候得共御地頭懸り合ニ罷成候義近村之儀
 故当村先ツ為差控置申候弥以矢吹村謀計相募り申候得者
 須乗村江懸合可申候左候得者右村ニ而も御訴訟可申上候
 扱又去ル卯六月十三日右原ニ何れのもの歟病人御座候処
 矢吹村笹山源吾井兄武兵衛同道ニ向岩法寺觀音參詣歸り
 之由右病人見付折節御郡役勤歸り当村八人之人足共出会
 候処源吾挨拶ニ者此処ニ何れ之もの歟病人相見へ候我等
 事ハ地面之義ハ不存候へ共其方方三城目村地分之由申ニ
 付先ツ矢吹村へ立歸り答何れニも病人難見拾候ニ付矢吹
 村ハ近間之事故吾病人引取可申逆矢吹村へ引取申候其後
 右病人病死仕候由ニ而御檢使様御出役被遊候段申上候得
 共矢吹村へ引取之後ニ病死仕候義故当村ニ而別而貧着不
 仕候乍然右原ニ而病人引取之節源吾兄弟当村人足八人之
 もの共彼是と引合候義ニ付当村ニ而も当御役所様へ其段
 以書付御届申上置候殊ニ先年山林書上帳之表ニ茂結立原
 之儀細委ニ書上ケ相成居申候猶又鶴番夫奉仕仕候ニ付村

高四百九拾七石五斗六升五合諸役御免許ニ被 仰付置候
 則寛保戌年御□代之砌明細差出帳之表ニ茂書上置申候而
 明白成ル義ニ御座候其外旧證等之義ハ先達而願文江申上
 候通所持仕罷有申候扱又鶴番小屋御普清之節罷出人足相
 勤居候老人今以存命仕罷有申候右等之義御堅察被成下置
 度奉願上候右再返答申上候様被 仰付候ニ付有駄奉申上
 候以上

午三月

御代官所

三城目村長百姓
 同 作兵衛
 同 勘 助
 組 頭 直 七
 同 喜 平
 同 吉右衛門
 同 佐兵衛
 庄屋 伊藤 左内

〔大池 伊藤光之祐家文書〕

〔解説〕 目の前に阿武隈川の満々たる水の流れを見るだけで、

当時の矢吹町に属する村々は、浅い谷間の細い流れ、それを貯える数多くの小さな池水に頼る以外にない、天水農業をつづけていた。用水堀・堰・池普請は切実な豊凶にかかわることとで、村の総力をあげて池水・用水路の管理、さらに引き水の定め、田植日の定め、雨乞いなど自然に一喜一憂しながら生きて来た姿が、これら用水出入史料に示されている。盗み水・夜水引きの問題、そして新田開発による水論出入、とぼしい水に頼つたため、さらに幕末期には支配者を異にするなど、生るために人々は懸命の努力の跡を物語る。

三七九〔正徳三年七月白河藩領三城目村へ沢尻池用水我

儘に使用詔状〕

指上ケ申證文之事

一 此度沢尻池之土井をぬき当村之御百姓共我儘ニ水引申段非道成仕方ニ被思召御吟味之上向後我まゝに水引不申様被仰付畏入候若此上相背悲義ニ水引申候へ、此判形之者共如何様ニも可被仰付候為後日御請證文仍而如件

正徳三年

巳七月

伊藤十五郎殿

三八〇〔寛保二年三月白河藩領堤・中野目神田平右衛門

館池所屬一件出入〕

乍恐以書付申上候事

〔堤村と中野目神田用水出入一件〕

乍恐以書付申上候事

一 当組堤村地内平右衛門館池之儀古来より堤村中野目村神田村三ヶ村加へ池ニ御座候ニ付此度大御公儀御用ニ付溜り井堰川除之普請場所書上ケ申候様ニ被仰付候ニ付右三ヶ村かへ池に神田中野目両村より御用帳面へ書載申候所

堤村老百姓	同	同	組頭	庄屋
久左衛門 印	十三郎 印	長左衛門 印	彦右衛門 印	兵右衛門 印

〔大池 伊藤光之祐家文書〕

三八一〔寛文十一年二月中野目村池成覚〕

中野目村池成覚

堤村庄屋連判之所判形不仕候ニ付御役所へ三ヶ村被召出被仰付候趣急御用帳面指圖置三ヶ村出入申候而御用指圖申候ニ付神田中野目兩村池加へ書載相除キ堤村ニ而ハ先規之通兩村へ水出可申様ニと被仰付候其上兩村持寄り御座候ハハ所存書差出様ニ被仰付候ニ付大御公儀様御用遲滞仕候而ハ不宜義ニ奉存候ニ付右之通申上候平右衛館之義前書之通三ヶ村加へニ紛無御座候間奉恐入申候得共此以後右之池三ヶ村加へ相除り不申様ニ御引渡し節被仰伝置被下度申上候以上

寛保二壬戌年三月十九日

中野目村組頭

佐左衛門

同

藤右衛門

庄ヤ

太右衛門

神田村組頭

作兵衛

勘之丞

太兵衛

三城目組大庄ヤ

伊藤十五郎

〔中野目 円谷善人家文書〕

一田三反九畝九歩

分米四石五斗貳升三合

一田壹セ九歩

分米壹斗貳升三合

一畑壹反貳セ九歩

分米六斗六合

田畑ノ五反貳セ廿七歩

分米合五石貳斗五升貳合

右者亥ノ池成改申処如件

寛文拾老年

亥二月九日

有田庄兵衛

深沢六兵衛

河嶋傳左衛門

名主百姓中

中ノ目村池代堀代之覚

小山下

明岡新田分之田也

一下田貳反六歩

中野目村

内六歩道代

分米貳石貳斗貳升貳合

同所

明岡村分

一下田壹畝三歩

同村

分米壹斗貳升壹合

同所

松崎村分

一中田壹反歩

同村

分米壹石三斗也

同所

同村分

一下田八畝歩

同村

内拾五歩道代

分米八斗八升

田ノ三反九畝九歩

分米ノ四石五斗貳升三合

右之堀代

らんたう前

一下田拾五歩

中ノ目村

分米五升五合

□代

下々田貳拾四歩

同村

分米六升八合

大池

中畑五畝歩

同村

分米三斗五升

らんたう前

下々畑七畝九歩

分米貳斗五升六合

ノ壹畝九歩

分米ノ壹斗貳升三合

畑ノ壹反貳畝九歩

分米ノ六斗六合

田畑合五反貳畝廿七歩

分米ノ五石貳斗五升九合

右者中野目村池代堀代ニ亥ノ春より引申所仍如件

寛文十壹年亥ノ二月十二日

有田庄兵衛

大嶋二郎兵衛 花押

中野目村

名主百姓中

〔中野目 円谷善人家文書〕

巳ノ三月

中畑村

庄や

〔中畑 岡崎長成家文書〕

三八二〔元禄二十年正月白河領中畑村池数書上げ〕

〔表紙〕

「 元禄二十年

萬 御 用 留 帳 (抜萃)

巳正月吉日

」

池之覚

三城目組

長サ百四十間横六十式間

中畑村

一ぼたん池

是ハ先年よりほし申覚無御座候魚見へ不申候併終ニ干申候
饑無御座候間魚可有御座候

メ

右之通池相改書上申候此外大池六ツ小池十四ツ御座候へ共
毎年水干申候而魚一切無御座候池故書上ケ不申候其外ニハ
当村ニハ無御座候少も相違無御座候以上

〔解説〕

幕府諸藩の基礎が一応の安定をみた、元禄期には、全国
の諸藩では勢力的に新田開発に取りくんた。白河藩でもそ
の例にもれず、領内村々に池・堰・用水路の書き上げを命じ
藩の仕事として開修、築造を行つた。この風潮は享保ころま
で続く。このころの白河藩の農政を知るものとして池書上げ
は貴重な史料であり、さらに池成箇は池の面積も田畑高で算
定されていたことを知る史料である。

三八三〔元文元年六月根宿百姓論所過料山に松・杉・檜

植林届〕

「 元文元年辰六月

乍恐以口上書申上候事

」

〔根宿百姓論所過料山に松杉檜植林届〕

乍恐以口上書申上候事

一宝永五年亥年仕立山ほら之内と申所及論所ニ根宿御百姓
共へ為過料杉檜松植候様被仰付候所其節植立不申段此度
預御吟味ニ不調法至極申訳ケ無御座候仍之右場所へ只今

より松杉檜苗支度仕り来春より段々為植立可申候尤植立候節御注進可申上候以上

組頭

七郎兵衛

半 四郎

長左衛門

右左衛門

伊右衛門

中畑村庄屋
長右衛門

与惣兵衛

同
伊左衛門

元文元年辰六月

(名前は上段から下段へつづく)

[中畑 岡崎長成家文書]

三八四〔宝暦十年八月乍恐以書付御返答申上候〕

乍恐以書付御返答申上候事

一此度仁三郎地主方より久三郎地付山之内中丸山半分ハ仁三郎地之由申越候間此訳ケ返答仕候由被仰付候間其謂久三郎地去ル七年已前ニ被仰付候節元主太兵衛方江田畑山林之義度々承り候へ共仁三郎地山有之由ハ毛頭不申候合地主半右衛門方江も承り候へハ半右衛門申候様ハ上之内

山も久三郎地ニ而此引合ニ致置候間中丸山不残久三郎地山ニ御座候由申候間皆々私山と存罷有候其節仁三郎地取候者共ハ田畑山等迄分ケ仕舞候様ニ承候得共私方江ハ何之沙汰無御座候依之私手入仕罷有候此訳ハ元地主太兵衛半右衛門方へ御尋被成候へハ相知可申候と奉存候右成合御返答申上候通少茂相違無御座候其上以御了簡御吟味被遊ハ、雖有可奉存候以上

宝暦十年

辰ノ八月

中野目組堤村

佐 重 郎

御役人中様

[堤 吉田清作家文書]

三八五〔宝暦十一年八月乍恐以書付御返答申上候〕

乍恐以書付御返答申上候事

一此度仁三郎久三郎両之地山之わけ御尋被遊候段則御返答申上候然者先年久三郎地被仰付候節久三郎地田畑山林之わけ相知し不申候ニ付太兵衛父彦次郎義ハ私より先きに

久三郎地取置候へハ委細之わけハ指図次第ニ田畑山林共ニ取置何様三拾年程以来所持致置候然所ニ上之内山久三郎地中丸之山茂久三郎地両地同主山ニ御座候間依去ニ引合ニ致し上之内山ヲ私ニ取申候様ニ彦次郎頼申事ニ御座候間依之久三郎地と存知請取手入致し罷有申所相違無御座候以上

宝曆十年

辰八月日

吉左衛門

御役人中様

〔堤 吉田清作家文書〕

三八六〔享保十七年八月乍恐以書付申上候事〕

乍恐以書付申上候事

一中畑村と滑津村地境之義大明神山之きわ北原より二枚はしいたちの沼大森だん正ふか作おうぎ山はかまたてと申所ニ而御座候

一七月十一日十八日かち取塚へ御成り御てんかかり廿三日

ニハ平太塚と申所へ御てんかかり申候当村地内ニ御座候ニ付御成之度々庄屋組頭罷出御用御窮申上候然所ニ滑津村よりも役人罷出地内と申上及論ニ申候ニ付内證ニ而度々対談仕候へ共相済不申候元来当村地内ニ御座候へ共野手地ニ而草かり敷滑津へからせ申候先年より山方御役所へ御林地付刈敷山場所帳面ニ当村より書上置申候通相違之儀不申上候

一御大名様方度々御上下被遊候節ハ当村より道橋寄人足ニ而地境二枚橋迄拵御案内ニ罷出申候道橋損シ申候へハ年々拵来申候当村地内ニ紛無御座候乍恐御了簡被為遊被下置候ハ、難有可奉存候

享保十七子ノ八月

中畑村

惣百姓

組頭不殘

庄屋兩人

〔中畑 岡崎長成家文書〕

〔解説〕 論所とは、争いとなつた所を称する。この文書は中畑村根宿の人々が、ほらの内山につき不当の争論をおこし、その罰として杉・松・檜の植樹を藩より命ぜられ、その請書という文書で、領内支配の安定と、植林という一挙兩得の藩の姿勢をよく示している。

三八七〔貞享五年六月白河藩領明岡村松倉村秣場出入〕

乍恐以書付奉願上候

当十七日御届奉申上候通明岡村同新田村松崎村三ヶ村入合字ふん切ト申処江当村源八和三郎市郎次傳之助源右衛門庄左衛門右六人秣刈ニ罷出候処松崎村民次郎吉松由藏竹次郎吉之助五人者先立大勢参り及口論候ニ付近辺江野稼江罷出候もの追々走来穩便ニ申談度存候内当村ニ而刈束候草不残強勢取散シ候ニ付右様不致候而も相誤り可申去ル戊二月中御支配様御出張之上夫々取扱立入議定ニも相出候場所之儀穩便ニ及懸合ニ候処松崎村捨吉ト申者右書類等ハ何之用ひニも不相成と申同村之もの一同直ニ当村之もの江取懸り無拠喧嘩ニ相成候処松崎村ニ而ハ兼而喧嘩之目論見有之候哉同村民次郎始五人もの共先立大勢ニ而手頃之極面々持来り

乱妨ニ当村之もの打擲いたし大底怪我人出来甚苦痛難儀仕候ニ付無拠

御見分奉願上候処早速

御見分被成下難有奉存候別紙実録書奉差上候御時節柄御願ヶ間敷奉恐入候得共右様強勢ニ打擲被致候而ハ農業も出来兼必至難渋仕候勿論右場所之儀ハ右来より刈来候所此度ニ限り右様及乱妨ニ候段如可難心得奉存候依之何卒厚以御慈悲松崎村右頭取之者始別紙名面之もの共御呼出之上御糺明被成下置度奉願上候右願之通

御聞濟被成下置候ハハ村中一同難有奉存候以上

丑六月

明岡村長百姓

組頭 直次郎

同 菊地市郎兵衛

同 円谷又兵衛

庄屋 円谷茂惣平

印

御代官所

〔中町 円谷重夫家文書〕

三八八〔元禄三年七月白河藩領中ノ目村秣場出入一件〕

乍恐以口上書申上候事

(明岡村と野論出入一件)

一 当村草刈敷場所之儀前々より明岡村刈敷山へ野手役錢百

文ツ御公儀様へ年々上納仕明岡村松崎村入達之地とツ

ら沢山へ罷出御当代迄年々刈来り申所ニ先月廿二日之朝

堤村之者共庄屋兵右衛門初として村中不殘罷出当村之鎌

拾耒具むたい二取申候右場所之儀ハ堤村より前々一切構

無御座松崎村明岡村兩村之山ニ御座候所ニ堤村入達之地

ニニ御座候由不届千万ニ奉存候堤村へハ前代鎌之取候義

無御座候然共とつら沢山入達ニ仕度とたくミ候而先月廿

一日之晩村中不殘庄屋兵右衛門所へ寄合相談之上廿二日

神事ニ仕村中不殘罷出候故無是非鎌被取申候前々取申場

所ニ無御座候所我々まで千万ニ奉存候事

一 当村神田村御田地養水堤村後沢尻と申地より前々水取申

候然所ニ沢尻水堀へ近年之日照ニ新閘を上番人を付水一

切落不申候ニ付大庄屋十五郎殿迄神田村当村より披露仕

則打やふり其以後為上ケ不申候か様成我々まで兵右衛度

々仕候事

一 堤村地内ニ平右衛門池と申神田村堤村当村三ヶ村之寄会

池ニ御座候然所ニ兵右衛門右之池御当代ニ罷成新田ニ願

上申候右池水之義ハ三ヶ村御田地養之たからニ御座候所

ニ兵右衛門願申ニ付堤村之百姓共無異儀判形迄兵右衛

被取申候就夫堤村百姓之内茂兵衛子供仁三郎と申者私方

へ参申様ニハ此度右之池兵右衛門新田ニ願上申候万一被

仰付候へハ中野目村神田村之儀ハ各別堤村之難儀ニ罷成

候間各々方より申上候様ニと申ニ付則十五郎殿迄申上候

へハ御越見分之上無用ニ被仰付候事

右申上候通其時々大庄屋十五郎殿迄申上候兵右衛門右ニよ

り惡事工候へ共本望不仕候故又々此度大分申上候御

吟味被遊被仰付被下候ハハ難有可奉存候以上

午ノ七月九日

中野目村庄屋

組頭 太右衛門 ㊟

藤右衛門 ㊟

同 吉三郎 ㊟

〔中野目 円谷善人家文書〕

三八九「元禄十二年とつら沢秣場かん沢山林場境界につ
いての願書」

乍恐以書付奉願上候

一とつら沢秣場之儀明岡同新田松崎三ヶ村入合ニ古来より

刈来候地ニ御座候処去ル西年中松崎村ニ面ハ右とつら沢
山と大田向山ト字替いたし明岡村地所横山ト中所とつ
ら沢之字押付松崎村明岡村入合杯ト申懸御他領滑津村江
明岡村横山之草をくれ滑津村より当村江多人數押入候ニ
付御役所より塙御陣屋江御懸合ニ相成候て双方より暖人
立入候ニ付勘弁を以仕其意松崎村明岡村之儀ハ元禄度之
繪図面之通取極候処又候とつら沢之儀ハ墨引より外ハ入
合ニ無之杯ト申懸当村之者共差拒候ニ付其段御願申上候
之処兩村共手入御差留ニ被仰付候処松崎村ニ而不得正事
日々立入取候儀甚難心得奉存候

一字ふん切秣場之儀明岡同新田松崎三ヶ村古来より入合刈
来候地ニ御座候処当村江からせ間敷ト申候ニ付去ル戊年
中古来之通双方刈候様暖人立入議定ニ相成候処是又其年
より東北ハ入合南西ハ入合ニ無之杯ト申懸取拒候ニ付御

願申上置候処論所之場兩村手入御差留被置候之処是又松
崎村ニ而ハ日々出向刈取候儀甚難心得奉存候右そねより
東道際ニ而當六月四日当村龍之助ト申もの子供を連草刈
候処松崎村吉松ト申候もの先立ニ而参りからせ間敷鎌可
取杯ト申ニ付沢柄を申問候処理不尽ニ鎌式丁押取いたし
候段難心得奉存候

一松崎村先庄屋仁平奔後井戸沢敬之助兼帯ニ相成候而より
御案内場出越候ニ付相断置候処追々出越居候て去ル西年
中当村横山井ふん切江地論申懸候処暖人立入古来通ニ相
成候処近頃尚又御案内出越当村林際迄参り難心得奉存候
当村御案内之儀ハ新田村上三ッ池下新溜土手際ニ而古来
より仕来ニ御座候少も出越不仕候

一かん沢山林場之儀右三ヶ村入合ニ御座候処近頃松崎村ニ
而当村之ものを乱妨ニ差拒候段難心得奉存候右三ヶ処刈
敷井秣場三ヶ村入合ニ古来より刈来候地ニ御座候得共松
崎村ニ而ハ秣場沢山ニ御座候而かん沢ふん切江ハ出不申
村方ニ御座候処近頃御他領を入込せ入合之場江色々とし
字を申取拒当村一統農事ニ差支御百姓相續相成兼候様罷
成必至ト難波仕候何卒以御慈悲御見分之上御礼明被成下
置度奉願上候元禄度證書写奉入御覧入候とつら沢墨引内

井外江も古来より入合刈来夫より愛宕山北裏権現山辺新田村御案内場中高堀地辺迄野境なく古来より入合刈来り候別紙絵図面相添奉願上候何卒厚に御慈悲御見分之上御百姓相成候様被成下置度幾重ニも奉願上候右願之通御聞濟被成下置候ハハ村中一統雖有仕合ニ奉存候以上

丑六月

明岡村長百姓 直次郎

組頭 菊地市郎兵衛

同 円谷又兵衛

庄屋 円谷茂惣平

御代官所

〔中町 円谷重夫家文書〕

三九〇〔元禄十六年とつら沢絵図御真書写〕

とつら沢絵図御真書写

とつら沢ハ松崎村地内たりといへとも古来より馬草刈敷堤村より入会取来候処中野目村より草刈取候ニ付からせ申間敷と申之中野目村百姓鎌拾屯具堤村江押取双論ニ候故松崎

村中野目村百姓召出令吟味候処松崎村百姓申候ハ堤村ハ不入来中野目村明岡村ハ前々より馬草刈敷取之候旨依申ニ右四ヶ村百姓召寄雖逐札明申旨不明ニ付令見分之処堤村刈敷馬草取場少ニ相見候之間絵図の表墨引之通とつら沢江堤村より入会馬草刈敷可刈取中野目村も野せき狭く有之間五月上旬より九月下旬迄右とつら沢ニ而馬草刈へし刈敷草一切刈間敷候明岡村ハとつら沢江前々より入来候旨松崎村より申之其上明岡村地内へ中野目村より野手銭ヲ出シ馬草刈敷取候間明岡村もとつら沢へ松崎村堤村同前入会可刈取又明岡村へハ中野目村より野手銭を出し来候間丸山辺より横山迄中野目村より入会馬草刈敷可取之如此相定候間論争有間敷候為後鑑裏書令判形者也

元禄十六癸未年四月

鷺山刑部左衛門

竹田市郎兵衛

堤村 庄屋

百姓

松崎村 庄屋

百姓

明岡村 庄屋

百姓

中野目村 庄屋

〔中野目 門谷善人家文書〕

三九一〔宝暦十年七月山の所有をめぐつての口上書〕

差上申口上書之事

一私共中丸山之義去ル七年已前ニ御田地御渡シ被成候節元地主太兵衛さしつニ而当年迄私共手入仕罷有申候所只今ニ至太市郎不残手前取分之山と申出候ニ付元地主太兵衛方へ承り申候へハ先年ハ不残久三郎山ニ御座候得共太兵衛代ニ上之内仁三郎山と元合地主半右衛門と取替置申候由ニ御座候へハ中丸久三郎山之義半分ハ右之替地ニ御座由私共山ニ相違無御座候由申候元太兵衛合地主半右衛門義ハ只今仁三郎田地所持不仕候得共中丸久三郎山と取替ニ致シ置キ候故只今上之内仁三郎分ノ山ヲ所持仕罷有申候只今半右衛門方ニ而ハ上之内仁三郎分ノ山ヲ只今久三郎山と申先年太兵衛親産次郎代ニ引合ニ而取置申候由申掛仕候久三郎山と申候ハ中丸井藤左衛門と申候山両所よ

り外ハ無御座候由元地主太兵衛申事ニ御座候へハ右和共申上候通り少茂相違無御座候ニ付御了簡を以私共山ニ被仰付被下候ハ、難有可奉存候以上

宝暦十年

辰ノ七月

中野目組堤村願主

次郎兵衛

甚 内

兵右衛門

五三郎

〔堤 吉田清作家文書〕

〔解説〕 各村々の境界は明確なものがなく、関係農民の紛争はたびたびくり返された。その都度古い書付など証拠となるものを差出したり経過や理由をのべて村役人や役所にことの決裁を願出ている。

また所有権をめぐる紛争も発生するが、入会地（共有使用地）の使用をめぐることは、規定違反の事件が多い。

いずれにせよ、土地は農民の生活手段でもあったわけで末端行政の主要な仕事でもあった。

三九二〔天保十一年十月滑津村の者に私取計を以て重利
鎌入前に効らせたことにつき中畑村へ差出詫

證文〕

差上申一札之事

一 去ル七月中滑津村直吉方へ私取計を以村方鎌入も無之内
萱為刈取候付村方より願差当彼是掛合之処追々是迄右一
件ニ付一同之氣向ニ抱り折々混雜仕候元ハ私不行届儀ニ
而其節御下役中敷御役元之御内意も不申上一段之取計仕
候段御役元ハ勿論村内へも一円御申訳無御座候厚御憐愍
を以此度助左衛門殿平助殿取計を以和談相成候上ハ已来
右様心得違仕間敷候依之一札差上申処如件

天保十一丑年

十月廿三日

当人 七兵衛

新類 甚 松

村

御役元様

〔中畑 岡崎長成家文書〕

三九三〔安政二年七月中畑村と白河領泉崎村と釜ヶ入入
会野論出入〕

〔表紙〕

「 安政二年七月

乍恐以書付奉願上候

」

乍恐以書付奉願上候

石川郡

中畑村

一 当七月四日村方之者共字釜ヶ入と申所江秣刈ニ罷出候処
白河御領泉崎村之者風三拾人様も追々押立参り泉崎村之
土地ニ而草刈取候儀「破」哉村役人指図之趣ヲ以当村
善吉幸吉清吉角吉藏伊之助喜代松喜平茂吉留藏右拾人
之者共より何茂不聞入理不尽「破」強勢ヲ以鎌十貝取
揚候趣其時右名面之「破」年之者ハ他所より聲ニ参り
候もの若年之者者地境等疑と不心得殊ニ先方之大勢ニ被
取巻只口ヲ噤而銘々鎌相渡「破」柄当人共村元江夫々
相咄候由之処村方之者共申事ニ者是全当村之地内ニ相違
も無之數年来萱草共ニ刈来候「破」被鎌取揚候儀何
共難心得誠ニ口情事ニ候幸イ此節鎮守八幡宮屋根替ニ而

萱入用ニ候間右場所ヘ一同萱刈ニ罷「破」 同七日早朝より刈始候処泉崎村よりも大勢罷出候由然ル処去ル四日之意趣返シヲ以先方之鎌三貝村方之者共取揚候趣ニ御座候「破」 崎村役元より引合之書面左之通ニ御座候

泉崎村より書状之文

未得「破」 簡致啓上候残暑強御座候得共各様弥御安全ニ被成御勤役珍重之御事ニ奉存候然者当七日朝村内小前之者仙藏吉太郎井庄次郎女房つまと申「破」 地内字長峯と申場所江秣刈ニ罷出候処其御村方之者多人数右長峯下釜ヶ池前後谷地谷地辺ニ罷越居候而右之内より五拾人種も前書仙「破」 者罷在候場所江相越所持致居候鎌相渡候様申間候ニ付相渡兼候由申候所無謂及打鄭候上無体ニ鎌取揚候故何故ニ右様之強勢「破」 及候哉と及懸合候由ニ候得共聞入不申多人数之事ニ而無據鎌相渡候由申出候ニ付篤と相尋候処相違「破」 右場所為見届候処萱等多分刈取其上釜ヶ池下田所八畝歩之内青稲所々刈荒有之大切成耕作江右様之徒致シ其上居村地内江「破」 刈取剩小前之もの鎌等取揚候段難心得儀ニ付前書之始末柄篤と御取調否御報被仰越度猶委細之

儀者組頭之者差出候之間御聞取「破」 様致度奉存候右得貴意度如斯ニ御座候以上

七月十一日

泉崎村

野崎多次右衛門

岡崎長左衛門様

小針発右衛門様

右之通申来候「破」 私共より返答書左之通ニ御座候御紙面致披見候如来意未退残暑候得共愈御壮榮ニ可成御勤役奉珍重候然者当七日字釜ヶ池入辺ニ而其御支配下之者共草刈ニ罷出候処当村方之もの共大勢打越強勢ニ鎌取揚打鄭等致し其上青田刈荒候趣ニ而此度御引合ニ付依而当村方之者共呼出段々相尋候処八幡宮屋根替ニ付右場所江萱刈ニ罷出候処其御村より茂草刈ニ罷出候ニ付鎌者取揚候ニ相違無之趣申出候併打鄭等致候者勿論殊ニ青田刈拾候者杯老人茂無之旨ニ御座候一鉢右鎌取之發端委細ニ吟味致候処去ル四日当村之者右場所江草刈ニ罷出候処其御村方より大勢打越何も理不尽ニ惡口雜言其上強勢ヲ相働善吉之外九人之者共より鎌取揚候故事起り候儀ニ御座候右釜ヶ池左右上下之儀者全当村之境内ニ而池下田地之

儀者既ニ昔時之慶長ニ丁酉年中畑新田分村之節分ヶ譲り候併一村二級之事故別ニ地境振分ヶ之儀ニ者無之萱草等ハ往右より自由ニ仕来候然ルニ当年新ニ其御村地内と申出田所も有之青田被刈候杯不寄存知も一向何故歟と難心得奉存候元米五本松下通ハ一圓当村地内ニ紛無御座候間以来ハ右様ニ御承引可被下候右者御報迄如此ニ御座候恐ニ謹言

七月十三日

小針発右衛門

岡崎長左衛門

野崎多次右衛門様

御報

右之書面指遣候処猶又先方より再書状左之通ニ御座候一筆致啓上候残暑之砌各様方愈御壮栄ニ被成御勤役珍重ニ存候然者当七日字釜ヶ入辺ニ而当村之者共殊刈ニ罷越候節其村方之者大勢罷越理不尽ニ鎌取揚其上打鄭致青田等迄刈荒乱散之致方右ニ付御引合申候処右鎌之儀ハ取揚候得共其外打鄭青田刈荒之儀一切不致趣被仰遣候得共左様之御挨拶ニ而ハ甚迷惑致候間篤と小前御取調之上尚御返答被遣候様致度存候且五本松下通り一圓其村方地内と思召被成候儀余り如

何之儀と存候五本松下通より釜ヶ池之下迄一圓当村地内ニ相違無御座候右釜ヶ池下通素より畑新田村と論所ニ茂相成居候場所所有之候間他村之地杯と申候義存もよらず義ニ御座候此段篤と御穿鑿之上御返答被遣様致度存候恐惶謹言

七月十五日

野崎多次右衛門

小針発右衛門様

岡崎長左衛門様

右之次第ニ御座候故私共より幾度懸合候迎も言語同断之儀ニ而相分兼甚当惑難洩仕候依之乍恐 御上様御厄介ニ相成候外無御座候尤当村と泉崎村之地境之儀者則別紙繪図面ニ相認奉入御覧候通り塙御支配所踏瀬村庄屋名左衛門所持之林際より引続長峯通ニ御座候且右境之儀者唯村境而已ならず白川郡石川郡兩郡之境ニ御座候而往古より耽と峯境ニ相定り候事聊も相違無御座候間何卒此段以御憐愍白川御役所江御引合被下置御双方様御立会御見分之上御裁許被成下置度偏ニ奉願上候右願之通御聞濟被下置候ハ、重々難有仕合ニ奉存候以上

安政二卯年

七月

長百姓

重右衛門[㊦]

要 吉[㊦]

同 榮左衛門[㊦]

同 文右衛門

同 助左衛門[㊦]

同 喜惣次

組頭 平左衛門[㊦]

同 甚五兵衛

同 多郎 吉[㊦]

庄屋

小針 堯右衛門

同 岡崎長左衛門

中畑

御役所

(名前は上段より下段へつづく)

[中畑 岡崎長成家文書]

三九四〔安政二年九月旗本領中畑村と泉崎村秣場出入〕

為取替議定書之事

一字釜ヶ池辺而ニ七月四日中畑村善吉幸吉外八人都合拾人
ニ而秣刈居候処江泉崎村之者共罷越鎌取揚候ニ付七月七

日泉崎村仙藏吉太郎并庄次郎女房都合三人ニ而右場所ニ
而秣刈居候処中畑村之者共罷越三人之者鎌取揚候ニ付申
争之上双方

御役所江願立ニ罷成御引合ニ相成場所御見分之上御立会
ニ而私共一同被召出御吟味中柿野内村庄屋大野記右衛門
松崎村庄屋小室仁平取扱ニ立入種々申談之上左之通熟談
仕候

一釜ヶ池前後論所之場所絵図面墨引之内字批把窪之儀者隣
村自愛ヲ以任取扱泉崎村秣場之事

一長峯之儀者白川石川両郡之境并双方村境之事

一右之外者一円中畑村中畑新田村入合地之事

右之通双方無申分取極別紙絵図面相仕立忝枚ツ、取置熟談
内済仕候処相違無之候然ル上者以来双方ニ而陸敷自愛を尽
毛頭出入ケ間敷儀致申間敷候万一兩村ニ而故障出来候節者
扱人罷出急度取訳可申候為後證為取替議定一札仍如件

安政二卯年九月 阿部播摩守領分

白川郡泉崎村長百姓

文 吉[㊦]

平次右衛門[㊦]

繁右衛門[㊦]

倉 吉[㊦]

組頭

仙 吉

松平万太郎知行所

同

金 左衛門

石川郡中畑村

同

中ノ目喜作

助左衛門

同

本柳 藤藏

榮左衛門

同

石塚太郎左衛門

同 十右衛門

同

中ノ目金吾

組頭 平左衛門

同

中畑市右衛門

同 要 吉

同

小林弥十郎

同 多 郎 吉

庄屋

野崎多次右衛門

同 文右衛門

同

石川郡中畑新田村

同 甚五兵衛

長百姓

久五郎

同 喜 惣 次

組頭

七之丞

庄屋 小針莞右衛門

同

仲右衛門

岡崎長左衛門

庄屋

小針彦治

取扱人松崎村

庄屋 小室 仁平

取扱人柿野内村

庄屋 大野記右衛門

(名前は上段より下段へつづく)

[中畑 岡崎長成家文書]

三九五〔文久元年九月旗本領中野目村外三ヶ村野論出入内済証文〕

「 文久元年九月

内済為取替一札之事

(明岡村と神田堤三城目大畑村四ヶ村野論出入内済証文)

内済為取遣候一札之事

当村より三城目村通作場道御村地先享下向田道并小山下と申字之処右両道共畑こわし通行被差留候処去ル弘化元辰年より野出役錢不納ニ候得共隣村自愛ヲ以秣為蒔取置候処右如何ケ之儀御座候ニ付以来秣場へ不立入様差留候ニ付神田村堤村大畑村三城目村四ヶ村組頭衆取暖御座候処任セ兼候兼御座候而是迄相延今般四ヶ村惣代として神田村藤井氏御暖ヲ以内済約定左之通

一秣場之儀とつら沢ハ往古之通丸山大久保夫より外嶺山辺迄深入等いたし候節ハ右丸山大久保之儀ハ急度差当可致答之事

一野出役錢之儀ハ往古之通御遣し可成事
一其村作場道人馬通行之節乱ニ耕作等踏荒し候節ハ如何様

差当有之候共一言申問敷候為後日為取遣一札如件

文久元丙午九月

明岡村長百姓

伊右衛門 ㊦

組頭

菊地市郎兵衛 ㊦

同

円谷 又兵衛 ㊦

庄屋

円谷 茂惣平 ㊦

中野目村

御役人衆中

前書通取暖致候処相違無之候以上

神田村床屋

藤井 太兵衛 ㊦

〔中野目 円谷善人家文書〕

〔解説〕 秣場出入とは、野論ともいわれ当地は殊に平地原野つづき地形のために、むかしから村々で繰返えされた。自然の山野のために、境界も不明で大木・山・岩石・礫などを目標にした処が多く、ことに草は馬の飼料とともに、当時の農耕肥料の第一であったために、村々では草刈りの期日を定めるなど、その確保に異状なまでの関心を払い、他村の入りこみを警戒したが、入会地では鎌の取り上げ、さらに血なまぐさい喧嘩も発生して、村毎の交渉にまで、さらに領主対領主の問題にまで発展し、境垣がきずかれ、山野絵図などこの折に作られたなど、農民の生活権の重要問題であった。

三九六〔宝暦四年四月村方田植触れにそむき詮証文〕

「 宝暦四年四月

札 之 事

〔村田植触ニ背詮証文〕

札之事

「今年苗生立薄ク不足ニも可有之儀難計村役人共相談上去ル廿六日より植田致候様ニ村中江御触出之所私共相背申候儀預御吟味不調法至極申訳無御座候依之村定ヲ打破り候ニ付過退と五人組御預三日之内追込ニ被仰付候所時分柄ニ付御訴証申上以御聞届ニ可存候然上ハ向役如何様之御ふれ出御座候共少も相背申問敷候若相背申候ハハ同様ニ被仰付候共一言之義申問敷候為後日仍而如件

宝暦四年戊四月

吉右衛門 ㊦

安右衛門 ㊦

五人組

忠 四郎 ㊦

同 甚五兵衛 ㊦

同 伊左衛門 ㊦

同 權之丞 ㊦

同 伊 平 ㊦

同 伝 七 ㊦

同 又右衛門 ㊦

同 儀右衛門 ㊦

〔名前は上段より下段へつづく〕

〔中畑 岡崎長成家文書〕

三九七〔安永九年五月中畑村庄屋より同村端郷原宿年貢
未納百姓御吟味願〕

「 安永九年子五月

乍恐以書付奉願上候事

〔庄屋より年貢未納百姓御吟味願〕

乍恐以書付奉願上候事

一 当村之内端郷原宿と申所私支配仕候処文右衛門弟庄吉旨
申者兼々難渋之御百姓ニ御座候故年々御上納之儀も時々
出来兼候ニ付全ク困窮右体之者も年々御座候得共御皆済
御指支ニ相成候而奉恐入候趣無拠私口入仕御百姓相統為
仕置候処去亥ノ年儀ハ春中余内上納金より一切指出不申
罷在去暮ニ相成候而何卒春中迄相延呉候様端郷鍋内組頭
忠七ヲ以相願候ニ付私挨拶仕候ハ右口入之儀ハ格別当年
出分米金共ニ少も指出シ不申罷在候間畢竟詰々候も相障
候依而何れニも才判致米金皆済可旨申渡遣申候其後度々
催促仕候得得ハ色々申訳仕相待呉候様日延等願申候ニ付
考弁仕五人組共江弁納可申訴旨申渡候可ハ左様相成候而
甚迷惑仕候間近日之内ニ指出候様可仕候ニ付金方之儀ハ
大晦日夜半頃迄ニ相済候ニ付御米方儀ハ無是悲春中ニ随

分相働指出候様申付置候間当春ニ相成候而数度催促申遣
候得共迎も出来兼候ニ付好身五人組之者江何れニも才判
致指出候様申付候処文右衛門度々申遣候得共不都合我
儘之儀申候而罷越不申候依之五人組仲真之者も文右衛門
同心不仕候上ハ私共取計仕兼候趣願出申候右之段然ル上
ハ何分ニも御吟味之上同心致候様ニ可申候間連立候様五
人組之者ヘ申渡仕候ヘハ我儘之節申候而参り不申旨無是
非儀上江御願申上候より外無之旨伊三郎源四郎と申者ヲ
以再三相断申候得共如何様ニも致可申旨返答仕申候ケ様
我儘為仕置候而ハ惣村中御百姓江一統相障申候間兄文右
衛門并五人組之者共御吟味之上急度相済候様被仰付被下
置度奉願上候尤此節ニ相成候而ハ難渋之者ハ出来兼候時
節ニ御座候ヘハ才判致兼候儀も何分兄文右衛門五人組同
心之上請合相願候上ハ何れニも勘弁之致方も可有御座儀
庄吉并五人組之者共江も為申聞候得共文右衛門甚我儘成
挨拶返答ニ御座候得ハ此上私御役所之上相立不申候間御
吟味之上急度被仰付被下置候ハハ難有可奉存候以上

安永九年子五月

中畑村庄屋

岡崎長左衛門

右岡崎長左衛門奉願上候通相違無御座候

御奉行所

〔中畑 岡崎長成家文書〕

同村祖頭 治左衛門
同 半兵衛
同 忠七
同 金八
同 弥五郎
庄屋 小針七左衛門

三九八 〔天明二年五月榊原領中畑村番太支配につき訴

願〕

乍恐書付を以奉願上候事

一寛保貳年戌ノ十月浅川大庄屋御役所に我々共御召寄被遊
姫路番太ニ被 仰付候間難有可奉承知趣被 仰付候依之
御上様御用被 仰付候節は無遅々相動可申候勿論御領中
村々無憊怠相廻り盜賊烏乱者は不及申諸執行人等徘徊不
仕候様ニ昼夜無油断相勤可申旨被 仰付候右之趣難有承
知奉畏出精仕相勤申候事

一此度高田御城下表穢多共当御陣屋様江罷越我々共を支配

ニ仕度由願申上候趣承知仕候右高田穢多之儀は牛馬之皮
剝取雪踏革細工等仕候者無御座切付馬道具屋ハ格別ニ御
座候右渡世之儀者御牢屋番村々相廻り候而盜賊悪者等之
吟味仕在々より番穀夏秋兩度申請當と仕候由其外家内之
者は笠を編又ハ算を引家業と仕候由及承候然ハ銘々渡世
之道先規より御座候故四拾壹ケ年相立申候迄何之否茂無
御座候所ニ此度穢多共方より願申上候ハ新法之儀ニ奉存
候乍恐唯今迄高田御城下表と当 御陣屋様御下々と相分
り私共四拾壹ケ年以來死刑 御用不寄何儀ニ被 仰付候
御用無滞相勤居申候所ニ此度穢多共新法之諸願申上候通
り支配ニ茂被仰付候而ハ甚難儀至極ニ奉存候右牛馬之皮
剝取穢多共方江相調候様ニ罷成候而ハ我々共唯今迄之通
御村々之御用ニ茂相立不申御奉公茂宛末ニ罷成自然と及
渴命ニあき小屋ニ罷成候者茂間々御座候 御慈悲を以穢
多支配ニ相成不申様偏ニ被 仰立被下置候ハ難有仕合
ニ奉存候 以上

天明二年寅ノ五月

中畑村 御役人衆中様

同村番太 喜太郎

〔中畑 岡崎長成家文書〕

三九九〔天明五年十二月不作につき御用捨引き願い〕

乍恐以書付奉願上候事

当村之儀早損ニ付郷中不残早魁逢申候故先達而奉願上候而御檢分被成下置御用捨引等茂被 仰付重々難有惣百姓ハ不及申上ル私共迄難有奉存候乍然無難之田町迎茂取実不足ニ御座候得者無是非御願申上候別帳面ヲ以相調へ指出申候通米金錢不足ニ罷成御皆済相遂兼申候先達而御用捨引等茂被仰付候上ニ御座候得者又々御用捨被是御願申上候儀茂奉恐入候ニ付私共上ニ而百姓之上得と相調申候処右米金錢不納ニ罷成申候ニ付吟味等茂仕候得共迎茂取実無御座候而御上納仕兼申候最早御皆済御日限茂間無ニ罷成私共上ニ而無滞御皆済可相成とハ不奉存候依而乍恐御勘弁之御慈悲を以御皆済相遂候様奉願上候尤禿者等茂無之様仕度奉存候ケ様御上様 御苦勞ニ罷成候上者私共役前茂相立不申候間拙者共御役之儀御免被成下度奉存候ケ様奉願上候儀奉恐入候得共右之仕合御座候得者御役儀御赦免被成下度奉存候以上

天明五年己十二月

御奉行所

同	滑津組中畑村組頭	同	弥五郎
同	金次郎	同	庄屋
同	平兵衛	同	長左衛門
同	忠七	同	小針七左衛門
同	惣十郎	大庄屋	野木平右衛門
同	金八		

〔名前は上段より下段へつづく〕

〔中畑 岡崎長成家文書〕

四〇〇〔天保四年九月中野目村神田村破免検見願〕

乍恐以書付奉願上候

石川郡中野目村
同 郡 神田村

右村々之儀当年土用中より永雨降続田方悪作仕候ニ付先達而破免奉願上候処先般早稲方御検見并立毛爲御見分被遊御廻村早稲方御坪刈被遊御改候処破免願出候程之作柄ニ無之御定法三分以上之損毛ニ不相当候而ハ破免難被仰付此上御検見奉願上雜費相掛ケ候上ニ而御定法三分以上之損毛ニ不相当定免之通り増米御上納仕候様ニ相成候而ハ却而難被相

重り候訳柄村役人御召出再応御利解被 仰付難有奉存候小
前之もの共も御利解之趣申聞候処一統奉畏候得共晩稲之儀
ハ先達而も奉申上候通出穂向役ニ相成実入無申斐甚々違作
仕歟ケ敷奉存候中ニハ青立ニ而皆無同様之場所も有之当惑
仕候何卒厚御勘弁を以破免御検見入奉願上候晩稲之分御検
見ニ遊御坪刈候上ニ而三分以上之損毛ニ不相当候節ハ聊御
願ケ間居儀不申上定免之通御年貢御触御日限通無滯上納可
仕候右願通被仰付被下置候ハハ一統難有仕合奉存候已上

天保四巳年

九月

神田村長百姓	中野目村長百姓
甚右衛門	善左衛門
組頭	同
重四郎	弥左衛門
同	組頭
三左衛門	善太
庄ヤ	同
後見中畑村庄ヤ	忠次右衛門
周平	庄屋兼帯
	円谷太右衛門

浅川

御役所

右之通り願書九月三日重四郎同道ニ而御役所へ上ル

メ

(名前は上段より下段へつづく)

〔中野目 円谷善人家文書「諸願書留帳」抜出〕

四〇一〔天保四年凶作ニ付夫食御救石置米願〕

乍恐以書付奉願上候

石川

白川 郡八拾六ヶ村

田村

一惣人数壹万五千貳百貳拾人

内男七千九百四拾四人
女七千貳百七拾六人

内

三千七百六拾六人 内男一千八百三拾三人
女一千九百三拾三人

是村役人社家又ハ自ら才覚出来候もの家内共三才

以下之小兒除之

残り人数壹万四千四百五拾四人

内男六千拾老人
女五千四百四拾三人

是ハ極困窮ニ而何れニも手段無御座候ニ付被為御

救夫食拜借奉願上候分

懸人数壹万四千四百五拾四人

一米六千七百五拾七石八斗六升

午正月朔日より同八月毎日大小平均日数貳百三拾

六日分一日壹人ニ付米貳合五勺積り御救御置米奉

願上候

右三郡八拾六ヶ村之儀畧外之困窮所ニ而万端御手当向を以漸取統罷在候処九ヶ年以前四年以来度々違作ニ而身元不成

り之者連も夫食開等ハ曾テ無御座極困窮之もの共ハ翌春開

作前後迄ニ而其己来より出来作迄之夫食ニ差支自分才覚或

ハ村役人才覚ニ而相凌罷在候然ル所当年之儀初秋中より奉

申上候通夏土用入無間もより免角不順之気候ニ而晴天ハ無

数永雨降続キ雨無御座候而も曇冷氣ニ而無節ニ相成候而ハ

諸作共ニ存外違作ニ罷成五拾老ヶ年己前天明三卯年同様凶

作と村々一同十方を失当惑至極奉存候前文ニも奉申上候通

飯令平年ニ而も開作己来夫食不足之もの共多当春迎も借用

等ニ而取統候得共右返済方も出来かたき体ニ而当村より指

支ニ而当年柄何ら融通等聊出来不申当惑難決仕候依之乍恐

無余儀前書之通御年貢米之内御置米御助拝借夫食被成下置

度此段幾重ニも厚キ御憐愍を以御評儀被仰立被下置候様惣

村々一同奉願上候右願通被仰付被下置候ハハ万人之飢渴相

逃重々御慈悲之程小前末々迄難有仕合奉存候以上

天保四巳年

郡中三役人

惣連印

浅川

御役所

右之通願書式本九月十五日より十七日迄郡中一統年番所ニ而参会之上相認メ御役所へ上ル

乍恐以書付奉願上候

石川

白川郡

田村

八拾六ヶ村

右ハ兼而奉申上候通極困窮所故万端御手当を以取統罷在候

上近年免角違作之年柄多別而当年之儀ハ先達而中より追々

奉申上候通之凶作ニ罷成米春開作打向夫食差支候もの共顯

然相見候間委細先般取調奉願上候右体之年柄ニ而稲草ニよ

り米証之隔も御座候得ハ平年と違相場之外安直段所ニ候間

損旁存外難決仕候依之何卒文政四巳年以來拾式ヶ年平均を

以当巳御年貢米納汁悉皆御救石代奉願上候幾重ニも厚御憐

愍之御慈悲を以右奉願上候通被仰付被下置候ハハ郡中一統

難在仕合ニ奉存候以上

天保四巳年十月

郡中三役人

惣連印

浅川

御役所

乍恐以書付奉願上候

白川郡

貳拾五ヶ村

石川郡

拾九ヶ村

右村々之儀当年惡作ニ付追々奉願上御年貢初納ニ納御割賦金之内半数村々江置米奉願上候処御慈悲を以願之通被仰付一同難有仕合奉存候然ル所米穀払底故他所出穀御差留追々被仰付御座候尤三郡之内畑勝之村々ニ而ハ煙草油荳等畑物売払候而も調金御座候得共私共村々之儀田方一通畑物売払候品一切無御座御上納伺ハ勿論諸色小使迄も米売払申候ニハ金錢出来可申様無之村々ニ御座候所出穀留ニ而他売不相成尚又御支配所内ニ而買人最寄ニ無之何分ニも調金出来兼難渋仕候間ニ納之分不殘村々置米被仰付被下置度奉願上候然ル上ハ來春ニ至御役所御差図次第夫食差支之村々江ハ之所相場を以融通仕可申候厚御勘弁を以願之通御聞濟被下置候ハハ村々一同難有仕合ニ奉存候以上

天保四巳年十月

右村々三役人

連印

浅川

御役所

乍恐以書付奉願上候

石川

白川郡

田村

八拾六ヶ村

一当郡中御年貢金初納御日限之儀諸作向後ニ付償方差支当月晦日限御日延奉願上候然ル上ハニ納日限之儀平年ニ御座候而ハ初納より無間事故諸局差支多一同難儀至極仕候間ニ納三納御返納共十一月晦日限上納被仰付被下置度奉願上何卒御救之御慈悲を以右願之通御聞濟被下置候ハハ村々小前一同難有仕合奉存候以上
天保四巳年十月

郡中惣代

連印

浅川

御役所

〔中野目 円谷善人家文書「諸願書留帳」抜出〕

通御聞濟被下置候ハハ一同難有仕合奉存候以上

天保七申年十月

村々

三役人印

浅川

御役所

四〇二〔天保七年十月凶作ニ付歎願〕

乍恐以書付奉願上候

石川郡

四拾三ヶ村

乍恐以書付奉願上候

石川郡

田村郡

四拾四ヶ村

右村之当作方之儀初秋中より時々御届奉申上候通不気候之上嵐霜等之變難ニ而田畑大凶作ニ罷成畑方諸作之種ヲ失へ候品多田方逆も来作引当種糧無御座種糧代金拝借奉願上候程之年柄田畑皆損村々多去ル天明三卯年之大飢饉ニも劣候仕儀ニ候村々田畑諸作之売物逆ハ更ニ無之難渋至極仕候当節田方取入最中夫食差支別紙取調奉願上候仕合ニ付是迄諸拝借御救被下置候夫食代糧代金并義倉貯糧拝借当年已来御返納年賦候ハハ当年拝借居来西より年送り御返上納仕候御勘弁被成下置致村々一同奉願上候去年之儀も格外違作ニ而御返納候ハハ年送り奉願上御慈悲を以御聞濟被下置候ハハ村々一同難有事百姓相続仕候処当年之儀五拾余年已来之大凶作ニ罷成村々必至死亡場合ニ付厚御勘弁ヲ以右御願上候

右村々之儀類外之困窮所ニ而都而御手当向を以取続罷在候処去ル酉年已来遠作統之上四ヶ年已前已年之凶作無間も去ル末年遠作ニ而諸色御救を以当御百姓仕候処又候当年之儀何拾ヶ年ニも無競大凶作ニ相成誠ニ小前一同人力ニ相衰イ極々難渋ニ逼り既ニ天明三卯年凶作ニ而村々追々人少困窮仕田畑手餘り荒地多分出来難渋罷在候処御上知已来厚御慈悲ヲ以荒地起返等之御儀仕ニ被成下度村々一同江恩沢之程難有感涙是非共往古之姿ニ立戻度相互ニ勵合御百姓出精仕候処天災とは乍申去未遠作も種々御救被成下一同難有当開作仕候処種夫食も失ひ候程之凶年ニ罷成何れニも此上相続

之方便無御座当惑難決仕候時節から年々之儀際限も無之様
幾重ニも恐多御儀ニハ御座候得共難決之村々為相統之当申
御年貢米納辻之分文政四巳年より去未年迄拾五ヶ年御教青
米石代平均相場を以皆式仕候様村々一同奉而奉願上候此段
厚御慈悲を以御聞濟被成下置候ハハ村々相統仕置候御教と
一同難有仕合奉存以上

天保七年十月

村々

三役人印

浅川

御役所

乍恐以書付奉願上候

石川郡

田村郡

田拾四ヶ村

右村々当作方之儀天明三卯年已来之大凶作ニ罷成別而近年
引統候違作之上ニ而當飢饉ニ付此後永統之手段無御座候青
靱種代并飢夫食其外御教之手筋取調追々奉願上候御百姓相
統仕兼候程之難決ニ而當年之儀田畑皆損種物迄失ひ候村々
多ク小前売物連ハ曾而無御座当作之御年貢等出来兼候年が

らニ付何れニも難行届難決至極仕候格段之御勘弁を以高掛
小役錢上納当宅ヶ年御勘弁被成下置度村々一同奉願上候御
願之通御聞濟被下置候ハハ難有仕合奉存候以上

村々

天保七中年十月

三役人印

浅川

御役所

右四ヶ条十月廿五日浅川年番所ニ而参会之上及御役所へ上

ル

〔中野日 円谷善人家文書〕

〔解説〕天保の凶作は、天明度の凶作とともに、とくに有名で
ある。当地方では天保元年より天候異常がつづき、異作連年
にわたり、同三年に冷害による青立によって大損毛となり、
四年、五年、七年、八年と連続したため、多くの農民が苦し
み、農村の衰亡、農民の離散となり人口が減少した。そのた
め年貢免除、夫食米、置米願などを出して生きる努力を続け
るが、幕藩制度のもとに領主側はあくまで納入を命じるなど
多くの問題がこのなかから発生する。

四〇三「天保六年七月駒付役不正歎願」

乍恐以書付奉願上候

石川郡

中畑村	中野村
大畑村	塩沢村
堤村	外楨村
神田村	赤羽村
中野目村	新屋敷村
川部村	沢井村
吉村	

右村々出生駒改之儀ハ当春迄中新城村駒附役小針十次右衛門持ニ御座候処此度御場所替ニ相成右重次衛門他之御支配ニ相成候上ハ是迄と違掛り合候儀無之事と奉存候得共御支配所石川町之儀年来之御糺場ニ有之猶又御益筋之儀ハ御一手ニ御座候得ハ是迄同様之姿を以御取扱被下候儀ニモ御座候歟然ル時ハ右重次衛門改是迄之通請候事ニ罷成候而ハ小前一同不得心ニ御座候右沢之義ハ御糺場ニおいて相掛候駒代金御糺仕舞ニ相成候而も渡方延引仕夫より追々催促仕候而も中々以片付不申無数老向より三兩余之金子へ数度直参

仕其上引役シ七月八月九月迄切金ニ受取融ニ以小前難渋之儀可申上様も無之次第実々当惑仕候右様同人駒附非分之儀申上候得ハ御賢慮之程も恐入候得共石川御糺三月限りニ難渋之小前駒主共より冥加永受取置御上納ハ十月中仕候由左候得ハ駒附江六七ヶ月之内迫金ニ被致同人之益筋ニ仕候儀と相考値右様ニ勝手筋仕候ものニ御座候得ハ諸事は是而御勘弁奉願上候是等之儀年来小前帰服不仕罷有候得共同御支配と申夫々役人共より利解申論是迄差控罷在候然ル所御場所替ニ相成候得ハ幸之儀と心得小前一同拳而歎出候間何卒厚御慈悲ヲ以右重次衛門改方御免被成下置度奉願上候斯奉申上候ヘハ重御益筋ニ抱候様恐入奉存候得共余り取計ひ方非分ニ付無拋奉敷上候全以駒附役之もの江対申分有之義ニ御座候得ハ無上外駒付役差配方被仰付候而も往々同様之儀ニ御座候間駒糺之儀ハ御免被成下当村出生駒直段近年至而引上時節ニハ御座候得共文政九戌年より当末年迄拾ヶ年平均運上辻ヲ以来申より七ヶ年季駒売運上被仰付候様仕度左候得ハ御益も相増駒売捌方勝手ニ相成往々小前之為筋ニ罷成難有仕合と奉存候無段不成容易御願ニハ御座候御共畢竟駒付之もの年来計ひ方不宜故事起候儀厚御勘弁被成下置度奉願上候乍併是迄御支配中ニ不奉願上只今申上候儀御差当

も恐入奉存候得共前文申上候儀可相成ハ事立候儀追々打過候儀ニ御座候乍去此度ニ相成候而ハ一統奉而敷出候此段村役人共申上方御聞届無之上ハ大勢之人氣ニ抱候義ハ顯然ニ奉存候間厚御勘弁被下置格外之御高評を以願之通被仰付被下置候ハハ小前一同重々難有仕合ニ奉存候以上

天保六末年壬七月

三役人

連印

浅川

御役所

(村名は上段より下段へつづく)

〔中野目 門谷善人家文書「諸願書留候」抜出〕

四〇四〔天保十三年六月名主不正ニ付小前一同よりの訴状〕

「 天保十三年六月

乍恐以書付奉願上候

(名主不正小前一同よりの訴状)

乍恐以書付奉願上候

当村庄屋岡崎長左衛門去ル酉年已来万難金引負押領有之ニ

付去丑年八月廿三日中畑御役所江御調願上候得共一切御沙駄無之候処又々當春よりは迄非道之取計仕候ニ付不得止事乍恐ケ条書ヲ以左ニ奉願上候

去丑年九月中中畑村外三ヶ村騒立候節棚倉表より御役人様中畑村江御下り十一月廿五日より十二月十日迄ノ日数十五日之間御逗留中御賄料として中畑村金四兩三分割合長左衛門取立仕其外中野中ノめ川辺村三ヶ村よりも定メ而取立仕候事ニ付奉存候へ共拾両金も御賄料ニ相掛申候而ハ多分之様ニ御座候尤御本家様より木銭米代御払被下候様伝承り仕候是等之分ト御糺奉願上候

十一月棚倉江中畑村より百姓六十三人欠込候得共外ニ七拾人程ハ御收納出精仕居然ル処當三月中右入用割金八両貳分取立ニ相成候ニ付六十三人ハ差出候儀當前ニ候得共七拾人有之者ハ入用割差出兼候趣断候処長左衛門以之外立服之上御足輕岩本兼太殿御頼申上候而相見江御同人村方へ罷越殿重之御申渡ニハ弥々右入用割差出申不申者ハ其段書付認メ連印ヲ以可申出於ハ棚倉急度御吟味之上御沙駄被仰付候擬々非道之被成方ニ旨奉存候得者無抛夫々差出申候得ハ騒動江組入不申者ハ不埒ニ相成患者共一同ニ致度候儀落入不申候間先日無抛上納仕候分ハ御割戻被下候様是又長左衛門江被

仰付被下度奉願上候

一駒耀旨申三月十一日長左衛門我庭ニ駒御改其節直段ニ応

し金老兩江銀十匁つゝ御運上納之申候段段承り候処御上

江旨銀九匁つゝ相納候由左候へハ長左衛門壹両ニ銀壹匁

つゝ押領仕候酉年已来右之任合言語同断御糺奉願上候

一此度棚倉表より中畑へ御詰合御役人様へ御肴料差上候由

尤節柄小前難波ニ可有之候間当秋中利足加へ納候様申付

候是等ハ難尤得御座候長左衛門御糺願上候

右之通長左衛門多分へ押領有之処去年八月中也ケ条ヲ以奉

願上候得共是迄御流ニ相成候間非道増長仕候乍恐私兩人惣

代書付ヲ奉願上候然ル上ハ式度つゝ春暮万難割合仕候帳面

西より去丑年迄弘開長左衛門方より引上被下小前百姓江御

渡し被下度願上候其上右同人ニ引請筋無之候ハ願人一同

如何様之御咎被仰付候共少も御恨申上間敷候何卒小前一同

御救ト被思下上御聞濟被下置候ハハ小前末々迄広太之御慈

悲ト重々難有仕合ニ奉存候以上

天保十三年寅年六月

奥州石川郡

中畑村百姓

七十五人惣代

鉄 藏
繁 藏

松平軍次郎様

御役所様

〔中畑 岡崎成家文書〕

四〇五〔弘化二年八月早稲方の分刈り取り願ひ〕

乍恐以書付奉願上候

七ヶ村

一当已田方作方之儀七月中旬より雨天ニ相成數日降統其上

七月廿八日大嵐ニ而諸作共江至而相障り此節ニ罷成候而

ハ大凶作ニ相成一同敷敷奉存難波罷在候尤一兩日以前よ

り氣候も取直り天氣快晴仕り此分ニて天氣天氣相統候得

者中ニハ見直り候稲作も可有之とも奉存候得共追々見定

次第御敷筋奉申上度奉存罷在候併早稲方之分此節糺取之

向ニ相成且ツハ難波もの共夫食ニ差支難儀仕候間刈取候

様仕度奉願上候厚御考弁ヲ以御聞濟刈取被 仰付被下置

候ハハ御見分之節高合毛並ニ御受可仕候間右願之通早稲

方之分刈取相成候様被仰付被下置候ハハ一同難有奉存候

弘化二巳年八月十九日上ル

右村長百姓

組 頭

庄 屋

河上順衛様

〔中畑 岡崎長成家文書〕

四〇六〔嘉永六年九月中畑村庄屋不正出入ニ付庄屋返答

口上書〕

〔表紙〕

「 嘉永六丑年九月中

乍恐以書付御差奉申上ノ事

」

〔中畑村庄屋不正出訴出入ニ付庄屋返答口上書〕

乍恐以書付御

」

今般江戸表江当村方之内下組寺内根宿鍋内三ヶ坪為惣代定
五郎八十吉平次神田村堤村為惣代堤村辰三郎名面実ハ同人
父古庄屋勘右衛右四人之もの立奉御訴証候ニハ私存存ヲ以
御林七反程伐払代金相掠候哉ニ申立候趣被 仰聞此儀ニ奉
申上候

一当御陣屋并御長家御蔵御作小家等屋根替御普請之義年々

御座候節ハ七ヶ村へ萱割付仕候処近年芦萱不足ニ而村々
難渋之趣承候ニ付私愚案ニ而當村御林之内字山田向ト申
ハ松木立繁リ御田所ニ日蔭ニ相成候ニ付障リ木伐払度段
一同御願度存居候ニ付御払木相願右代金ヲ以其場所相起
萱植付候ハハ式三年之内ニ能萱山ニ出来可申ト存同役免
右衛門江相談仕候処可然と申ニ付願書相認メ奉差上候処
御聞濟相成買人ハ滑津村之者當村繁盛と申もの世話致呉
依御見分奉請其節御林守文右衛門并寅吉為藏世話役被仰
付免右衛門私一同立会直段付仕御払ニ相成候右場萱山仕
候御詔ハ別紙相調添テ奉差上候兩三年之内ニ萱山ニ相成
候ヘハ御普請御割出し不相成候ハハ村々一統相物悦可申
左候ヘハ上下之為ニ相成可申と奉愚存候義ニ御座候此段
神田堤村惣代共迄故障等可立候義心得達と奉存候此義御
札被下置度奉願上候

一青米と申候儀ハ文政三辰年御代官竹内平右衛門様御代石
川竹貫ニ而九月十月十一月六齊市相場相場と三俵安直段
ヲ以相願候処不成容易儀ニ而候得ハ御公儀様格別御慈悲
ヲ以定石代式分五厘青米相場被仰付以其例去ル酉年当御
知行所被仰付候節翌戌年私周平江付添罷出佐藤清之進組
御取計ニ而御聞濟相成処ル処寅年御本家様御役人中様御

引越相成候砌御免相ニ相掛候品ニ付既ニ御潰ニ可相成候

処御代官様より被仰達宜敷ニ付青米相馬間米之処平均ニ

いたし当村方ニ而米拾四石八斗之処糲ニ而郷藏へ積置非

常御開敷と被仰付年々之積立候処極難渋之もの去ル巳年

願出候ニ付百八拾六俵小前へ貸付候処連々違作続ニ而米

相場引揚候ニ付返済不致中々村役人世話難行届ニ付末年

同役発右衛門并村役人相談仕御年貢米ニ而相納御払米代

金御上江積金奉願上非常之節御手当被下置候砌ハ村々一

統御手当被下置候様奉願上候当春中下組寺内根宿より発

右衛門方へ坪内一統夫喰願出候其砌同人より利解申聞候

ハ巳年兩年貸遣候糲更ニ返納不度又々願出候迎容易ニ御

聞届ニ不相成候旨相断候趣其儀を此度私之名面ニ申立候

而相見候然ルを堤村神田村より出訴仕追願等仕候義一円

難心得奉存候此義も急度御糲被下置度奉願上候何事も上

下之益社相考候得共私欲之取計仕候所存毛頭無御座候間

何卒厚御賢慮被成下置奉願上候

一井上周平開発田地之義御引上相成此義も何卒村元へ御下

被下置候様以別書去ル卯年御伺申上候処直ニ差戻候ニハ

不相成候得ハ後ニハ取計可遣と被仰付候義ニ而右年貢之

義も式石位ニ御売立被成候へ者川覆も御座候へハ年々御

年貢相定候訳ニハ無御座候

一狛師連上糶駒連上月稼連上之義ハ年々御役所へ相納候義

ニ而私江相抱り候義無御座候

右ヶ条ハ口々御答申上候通少も相違無御座候宜御糲被下置

度奉願上候已上

嘉永六丑年九月

岡崎長左衛門

御役所

〔中畑 岡崎長成家文書〕

四〇七〔安政三年七月幕領二十八ヶ村駒付役不正訴願・

その他〕

〔表紙〕

「 安政三辰年

乍恐以書付奉願上候

七月

乍恐以書付奉願上候

島田八五郎御代官所

陸奥国石川郡

母畑村 北山村

一役向不取扱小前難決不寄依出入

野村彦右衛門様御支配所

証人

武拾八ヶ村惣代

高田町庄屋
庄吉

南山形村堤村

福貴作村中畑村

神田村大畑村

内楨村下泉町

高田町中野目村

双里村川部村

形見村吉村

谷津村中野村

坂路村塩沢村

谷地村外楨村

中田村新屋敷村

北山村赤羽村

湯郷渡村沢井村

同断

大畑村庄屋

柳藏

同国白川郡中新城村

駒付役
小針十次右衛門

御同人様御支配所

同国同郡二子塚村

駒付役
小林仲右衛門

相手方

御同人様御支配所

同国田村郡中津川村

駒付役
村上健三

右証人庄吉柳藏奉申上候当村野村彦右衛門様御支配所并
嶋田八五郎支配所石川郡白川郡田村郡八拾五ヶ村之儀ハ柳
原式部大輔様御領分御上知村ニ而前々御私領中之御仕来を
以年々出生仕候駒翌之年三月中石川郡高田町下泉町ニ隔年
引出駒難被仰付右取扱江駒付役之儀御私領中ハ折々相替り
候処前書三人之者共先代并石川郡浅川町駒付役矢吹喜太郎
後見矢吹茂次右衛門勤役中御料所ニ相成候故右四人駒付役
ト相極り私共村々之儀ハ小針十次右衛門小林仲右衛門矢吹
喜太郎取扱場ニ御座候処当時中津川村村上健三持之積り支
配御役所江書上候村々も有之由之処其段村々江ハ不申聞矢
張三人ニ而取扱罷在候哉何時より健三持ニ相成候哉キ一向
不孝罷在候右駒付共免角不取扱之儀有之小前難決筋多御座

候得共彼是及混雜ニ支配御役所之御苦勞ニ罷成候も奉恐入候ニ付小前之共者夫々申なた免置候処去未五月中浅川御陣屋村々之内白川郡田村郡ハ御支配違ニ相成候間右駒付三人共他御支配之儀ニ付勤振ニ不拘相離候義ト乍恐一同安心罷在候然ル処駒糶之儀ハ是迄仕来通浅川御役所御一手之御取扱ニ相成御支配違無差別駒付役取扱受候様御取扱ニも可相成哉ニ被仰聞扱々当惑難洩仕候ニ付同年壬七月中支配御役所ヘ奉願上候ハ右三人駒付支配之手を相離外御仕法を以御糶被成下度一統類と奉願上候処其節御利解ニハ浅川御役所ニ而も年来之支配中駒付と郡中小前之間柄不和合之処兼而及聞候得共其儘ニ行過候儀此度支配替ニ付直ニ故障申出誠ニ願面之趣ニ而ハ双方出入筋ニ相当以之外ニ有之間一先小前江も申論願之段止候様被仰付候ニ付小前一統江早速其段申聞候得とも迎も私共利解不行届無慈悲駒直段近年高直之時節ニ而小前迷惑ニハ奉存候へとも右三人駒付共之手を離れ度存念ニ付駒直段平均之上納ニ御願奉申上御取受ニ相成候故最早御下知済ニも可相成奉存居候処駒付共より申立候ハ右様相成候ニ而ハ外村々迄追々同様願立ニ可相成左候得共第一御不益不少且ハ數年来相續仕候国法も相崩歇ケ敷趣を以是迄通御糶仕候様願立候趣品ニ寄其段川候御代官様よ

り

御筋江被仰立ニも可相成旨支配御役所江御引合御座候間右之通駒付共故障歇筋等有之候而ハ年季上納願御伺ニ相成候而も御下知済之程難計候間何れニも是迄仕来通可仕旨猶又支配御役所より利解御座候得共年季上納願之儀先例も御座候処此度ニ際駒付共より右様申立候段難心得偏ニ小前之氣向ニ相拘り候ニ付押而年季上納願上候而も御下知済ニ不相成節是迄通右駒付役取扱被仰付候様ニ而ハ難洩及混雜候儀ハ願前之様奉存候御下知之上左様之儀相生候様ニ而ハ重々奉恐入候御儀ニ付年季上納之義願下駒付三人之手を散れ度段願書奉差上候私共村々之儀ハ山根附極山中谷間ニ而田畑江之通ひ如何程丹誠を尽し候而も里附村々江引競候而ハ手作之反数格別ニ相劣其上取実無數勿論馬ハ土地相応ニも御座候哉ト城之馬出生仕誠ニ近年ハ直段も至而高く朝暮入念持立候間自ら出生多出生ハ隔年之儀ニ付夫是共作物同様万端江引当極困窮之小前へ出生之馬子有之候得ハ御年貢並諸色差支え度々三月御糶後迄而ハ返済之積を以金子借受其節之難洩相凌候者共多分有之候得共御糶役所ニハ無御座五月六月扱ハ七八月ニ至候而も馬代金不相渡或ハ切金度ニ相成候而ハ右引当借用金返済滞季月相後候故金主共ニおいて

も甚不安心存金貸人も無御座候殆程指支ニ相成候間無掘農事園敷時節ながらも隙を不服敷度罷越催促仕候而も馬喰ともより末々資金無之様申之空罷帰折ニふれ川支等ニ而途中逗留彼是余慶之雜費も相立遠方之村方ハ別而難渋至極仕候畢竟他所馬喰共よりハ御羅之砌取立置候分も有之猶又貸渡候分迎も駒付役之者存寄相對を以貸付置候義ニ付夫丈ハ駒付才覚を以小前江ハ馬代金無差支相渡相当之様奉存候然ルを右様渡金被引延候間小前ニ而馬引当借用金之分利足相當并催促之度々前文之通費相立重々難渋仕候間此度ハ御支配方ニ相成候切替え一際ニも御座候得ハ是非右三人之手を放れ候様御願申上度段小前一同申し候既去子年等ハ極月下旬迄ニ切金渡ニ相成候間一方向江遣違候御用立兼何分ニも小前難渋仕候猶又近年種駒不足ニ付拝借増方被仰付有来之外拾足増都合式拾足分代金三拾兩年々被仰付候旨去卯年被仰渡一同難有承知罷有候処右貸付之儀駒付とも居村を除キ残三郡村々拝借ハ辰より去未迄四ヶ年分凡五拾足程ニ相見申候三拾足程ハ面々居村へ貸付候哉是以不都合之様奉存候前々御羅運上之儀前書村々元白川御城付之砌外村々ともニ御領中一体駒直段之高下ニ不拘馬数尅定ニ付調鑑貳百文納ニ有之候処其後柳原式部大輔様御御私領中天明年中駒代金三

割納ニ被仰付納米寛政十年御領中騒動以来尅割五分納ニ相減納米候白川御城付村々ハ今以先規通調鑑貳百文納候趣ニ御座候得共文化年中御料所ニ相成候而も御私領引付を以本之儘尅割五分納ニ御座候且又最寄御領所村々ニハ御羅無御座候間其姿を以御免除奉願上候度段小前之者共度々申出候儀も御座候得共御不益筋之儀ニ而奉恐入候御儀ト村役人共差止置候然ルを右様不取扱向追々増長仕候ニ付一同承服不仕押而申聞方も無御座難渋仕候一縣人氣片寄江辺鄙之土地柄ニ御座候得共一統之氣向ニ相拘り候哉も難計万一左様之儀も出来候而ハ重々以奉恐入候御義ニ付不得止事奉申上候以来ハ一村限村役人共取調帳面相仕立直々支配御役所へ差上候敷又ハ村役人共之内支配御役所之御目鑑を以年番ニ被仰付候ハハ筆墨紙料ハ村々より差出候様可仕候此段格別之御沙汰を以被仰付被下置度奉而奉歎願上候幾重ニも厚御慈悲を以右奉願上候通被仰付被下置候ハハ村々一同小前未々迄重々難有仕合奉存候以上

右

柳 蔵
庄 吉

天保七申年六月

御勘定

御奉行所様

右之通為惣代私共兩人出府仕奉願上度奉存候ニ付乍恐御添
幹被成下置度奉願上候右願之通御聞濟被下置候ハハ難有仕
合ニ奉存候以上

天保七申年六月

乍恐以書付御訴証奉申上候

島田八五郎御代官所

陸奥国石川郡

母畑村	湯郷渡村
北山村	谷地村
坂路村	谷沢村
形見村	双里村
高田町	内楨村
下泉町	福貴作村
南山形村	北山形村
沢井村	赤羽村
新屋敷村	外楨村

大畑村庄屋
柳 蔵
高田町庄屋
庄 吉

訴証人

役向不取扱小前難決不寄依出入

野村彦右衛門様御支配所

同国白川郡中新城村

相手方

御同人様御支配所

同国同郡二子塚村

同

御同人様御支配所

同国田村郡中津川村

同

嶋田八五郎様御代官所

塩沢村 中野村
吉村 川部村
中野目村 神田村
大畑村 中畑村
堤村
メ式拾ハケ村惣代
大畑村庄屋
柳 蔵
高田町庄屋
庄 七

同

同國石川郡淺川町

駒付後見
矢吹茂次右衛門

右訴証人庄七柳藏奉申上候當時野村彦右衛門様御支配所并
嶋田八五郎御代官所奥州石川郡白川郡田村郡八拾五ヶ村ハ
先年榊原式部大輔様御上知ニ而御私領御仕來を以右村々百
姓共銅置候作馬ニ出生之駒翌年三月中高田町并下泉町へ隔
年ニ牽出馬喰共へ馬代糶商ひ被仰付右取扱江駒付役ト納日
江もの共夫々村々引分受持取計來御私領中ハ若不取扱有之
候得ハ折々御引替被仰付候間馬代金渡方遲滞并不取扱之義
決而無御座村々平和ニ相治來候処右郡中文化六巳年御上知
御同人様御領ニ被仰渡其後文政年中御代官所被仰渡候御私
共廿八ヶ村駒付役ハ小針六右衛門矢吹茂左衛門小林大助三
人之持ニ相成先年御私領中ト違ひ馬代金渡方其外不取扱仕
候共右役御引替等にて不相成義ト相心得候哉追々威勢増其
上馬代金例年四五五月之内ニハ馬喰共より駒付共方へ取立直
ニ駒主共へ相渡來候処近年ハ駒付儀馬喰方より仕來通四五
月之内ニ取立候趣ニ候得共引留置駒主共へ不相渡漸七八月
或ハ十月十一日頃迄ニ切金等ニ渡切候振合ニ相成一鉢右駒
御運上先年ハ忝定ニ付總貳百文宛ニ御座候処御私領中天明
年中より馬代金御運上三割上納被仰付候後寛政年中村々驥

動有之右之内老割五分御減殘老割五分上納ニ被仰付候得共
天明度迄ト見合候而ハ格外之増方にて村々一統難渋至極仕
候処猶又駒付共取計を以馬代金渡方引延候てハ困窮之小前
共銘々取統ニ差支必至難儀仕候へ共右馬代金ハ駒付方にて
対談之上貸付置候義ニ候得ハ馬賣主共より馬喰方へ直ニ催
促ハ相成不申無抱折々駒付方へ懸合ニ罷成候処私共村々よ
り道法五六里も有之其度之農間欠候上少々宛ハ雜費相懸其
上右駒付三人共御支配違ニ相成別て難儀仕候然ル処ハ拾五
ヶ村之内谷田川村外七ヶ村ハ拾ヶ年御運上平均を以定納奉
願被仰付候御振合も御座候ニ付私共貳拾八ヶ村之年季定納
奉願上候度段相手駒付共江及懸合候処過去之年數御運上買
數不相知趣中々取敢不申候相手駒付役村統ニ相成居候てハ
村々立行不申難儀仕候依之私共貳拾八ヶ村村之儀以來出生
之駒ハ一村限村役人共取調帳面相仕立支配役所差出候歟又
ハ
御上様御目鑑を以村役人共之内年番相立駒糶仕御運上取立
上納仕度奉願上候尤右ニ付筆墨紙等雜費相懸候分ハ村々よ
り割合を以出金仕聊成共
御上様御不益ニ不相成候様可仕候間何卒御慈悲を以相手方
之者共被召出右始末御吟味之上私共貳拾八ヶ村ハ御支配違

是迄之駒付役四人之手を離候様被為仰付被下置度偏ニ奉願上候猶御辱之儀ハ乍恐口上を以可奉申上候以上

島田八五郎御代官所

奥州石川郡

母畑村

外貳拾七ヶ村惣代

大畑村庄屋

訴証人

柳 高田町庄屋

庄 吉

天保七甲年七月

御勘定

御奉行所様

前書之通奉願上度奉存候間御慈悲を以御差出被成下置候様

奉願上候以上

右

天保七甲年七月

柳 藏 庄 七

島田八五郎様

御役所

乍恐以書付奉願上候

今般松平因防守様村上河内守様御所替ニ付芦野定助郷之内操上ニ相成候由を以私共岡村へ右助郷替り差村願置候趣八月下旬ニ申来候得共迎も相勤兼申候尤釜子御預所中差村申来候ニ付御奉行所江御願之上御免被仰付候例も有之候ニ付此度中畑村組頭龍蔵為惣代御難ニ出府為仕度奉存候間御添翰被成下置度奉願上候此段御聞濟被下候ハ難有仕合奉存候以上

天保七甲年七月

大畑村長百姓

組頭 弥五右衛門

同 市郎兵衛

同 松右衛門

庄屋 同 周 平

柳 藏 同 長左衛門

中畑村長百姓

中之丞

浅川

御役所

右ハ芦野宿役人之内老人廻村之上芦野宿へ定助郷裏沢伊王野両村之替助郷御奉行所御願申旨相断申来候ニ付前書之通御翰奉願上候旨中畑村組頭龍蔵ヲ以御奉行所江相願候事芦野助郷之儀出府為仕候ニ付同宿役人江断状写シ左之通一筆啓上仕候秋冷之砌弥御安康被成御勤役奉珍重候然ハ先頃助郷差村御断有之候得共何分当惑仕候ニ付先年通御奉行

浅川
御役所

同	三左衛門	組頭	吉之助
後見	周平	同	直右衛門
塙村長百姓	三郎兵衛	庄屋	米右衛門
組頭	次助	中野目村長百姓	善左衛門
庄屋	勘右衛門	組頭	忠左衛門
中野村長百姓	同	同	善六
熊藏	同	庄屋兼帯	円谷春平
同	惣兵衛		

右願書之義ハ今般松平郡司郎様御知行所ニ相成旨被仰付ニ付此如嶋田八五郎様御役所江被仰達被下度旨奉願上候右十二月十一日願書上ル

乍恐以書付御愁訴奉申上候

嶋田八五郎御代所奥州石川郡四拾ヶ村惣代同郡中畑村組頭龍藏形見村庄屋喜右衛門乍恐一同奉申上候右四拾三ヶ村之儀ハ往古御私領地ニて至て之山中谷間之耕地殊ニ人少困窮之村々ニて御高手余り不少夫而已亡村等も有之程之場ニ御座候処文化六巳年榊原式部太輔様より御上知直ニ御同人様

御預所ニ相成居候内右奉申上候難渋之村々ニ御座候得ハ中々御上様御救計ニて難被為届節ハ御同人様御様子御賄金之内を以其村々御救被成下漸取続罷在候処文政三辰年御代官竹内平右衛門様御支配所ニ相成間もなく御場所替ニ而同曆五午年嶋田帶刀様御代官所ニ相成候処榊原様御預所中より御引続御手当頂戴仕候手余荒地起返之ため小兒養育分家相続嫁娶取金等之御救筋之儀空敷相成候様ニてハ不相濟事故冥加之程厚相心得睦と申御手当之詮相立候様一統堅申合農業専一ニ出精仕御恩徳ニ奉報候様小前末々迄厚御利解之上小前手元之様子篤ト御穿鑿夫々御仕法立被成下候故一統拳て感状任一図ニ農事相励候内天災とハ乍申同曆八酉年稀成凶作ニて必至ニ行詰候得共夫々夫食拝借等被仰付御恩沢を以俄死仕候ものも無御座候殊ニ年々帶刀様御検見御下り御廻村之度毎小前之もの迄御呼出精々御国恩之難有義を御教諭被成下置尤御上様より御場所替被仰付被義ハ格別仮令御昇進御筋候共御場所替等之御念願ハ不被為有御生涯御支配被成下村柄立置り御收納高相進人数も相増往々天明已前之姿ニ立戻候様被成度御心願之外御他念不被為有候間村々ニおいても最寄差含当前之困窮押休へ他国奉公出等之異念相止り一図ニ御百姓相続致可様心掛旨被仰諭候故一統存亡ヲ

御支配様ニ奉任候心得ニ相成居乍艱難他国奉公出致候もの無之ケ成取統罷在候処去巳年猶又稀成凶作御座候得共是又夫食催促等被仰付候御恩沢ヲ以無難取統候内帯刀様御死去来々迄悲歎ニ沈ミ途方ニ暮罷在候内八五郎様御支配被仰付諸事帯刀様御扱振之通御実意ニ御教導御撫育被成下候故近來打統候違作其上去年違作旁々難渋困窮ハ言絶ニ難尽上候得共御料所之難有サ且ハ御支配様厚御取扱ヲ以難散退転も不仕農事專ニ出精御百姓相統罷在候処當節風聞仕候ニハ石川郡村々不遠御私領地ニ相渡候趣專申唱全人氣動之ため浮説とハ奉存候得共万一合躰之転変ニも罷成候てハ御二代ハ嶋田様御支配にて小兒養育方等之義も人道ニ外れ候惡風立直り次第第二人数相増手余荒地起返方も摘取往々ハ天明已前之姿ニ立戻候様可罷成と一統精力ヲ得連年之凶作艱難ヲ忍び御百姓一円ニ相励候申斐も無御座候故他国奉公出等致心儘ニ渡世不仕杯口々ニ申散し辺鄙愚昧之もの共故甚以人氣引立内実混雜仕居候ニ付何卒格別之御仁恵を以責而今拾ヶ年之間是迄之通嶋田八五郎様支配奉受候様尤右躰年数ヲ限願立候段御不審ニ可被聞召上候得共八五郎様ニハ末夕御年若之儀ケ様辺鄙困窮所御支配被遊万事ニ付御心痛之処より自然御場所柄之御支配御念願も可被為有歟夫等之程合

も難計郡中勝手儘之儀願上御支配様思召ニハ大ニ相違可仕哉ト受処恐入候ニ付今拾ヶ年ト願立候御義にて柳帯刀様御支配御初年より厚教諭を以是迄起返候手余荒地之分も不容易義ニ而一躰神原様御預所中ハ勿論竹内様御支配之節迄も村々御検見御座候処厚御利解感腹仕多分ニ増米ヲ以追々御定免ニ願立當村ハ數ヶ村御定免相成候程之義ニ付右ニ準し次第ニ村柄立直り運ビニ趣候故其上天災さへ無御座候得ハ八五郎様御支配中精根尽し手余荒地起返り急度御仁恵之廉相題目立候ニ村柄立直候様仕度一統之念願ニ御座候間願之趣厚御聞届被為成下候様仕度殊ニ酉巳兩年之違作ニ被御救夫食拜借等被仰付多人数命分相保候ハ勿論年々被成下候御手当向等之御恩沢冥加之程相考候得ハ別段ニ報候様も無御座候ニ付是悲共手余荒地起返御上様御益筋ニも相成次ニハ御代官様御規増ニも相成候様仕度処より不顧恐も今般出府之上御敷奉申上候何卒格別之御仁政を以前段始未逸々御堅慮被為成下置矢張是迄之通にて御居置被成下拾年之内當御代官様御支配被仰付被下置候様大小之百姓一統拳手御縦御敷幾重ニも奉願上候右願之通被仰付被成下置候ハハ追々村々困窮も立直り永統之基ニ相成広大之御仁政と難有奉存候以上

天保七申年四月

右四拾三ヶ村惣代

中畑村組頭

形見村庄屋

喜右衛門

上

乍恐以書付御届奉申上候

真言宗

星雲山法樂寺

但本寺石川町乗連寺ニ御座候

右ハ今般梵鐘有之哉御尋ニ付相調之処一切無御座候依々此

段御届奉申上候以上

安政三辰年七月

長百姓

長太郎

同

松次郎

大崎 殖助様

佐々木善助様

〔村名・名前は上段より下段へつづく〕

〔大畑 青木政義家文書〕

四〇八〔卯九月中畑村二郎左衛門倅久兵衛親不孝詮証

文〕

「卯九月廿六日

差上ヶ申証文之事

〔親不孝行詔証文〕

差上申証文之事

一親二郎左衛門当夏中以願書私不孝之義申上候付私義御吟
味候上年錠なシニ而郷藏へ御入被為遊し候段御尤至極に
奉存候然所此度御赦免被為遊難有奉存候就夫親子不和之
儀無之様ニ仕御百姓相動候様被仰付奉畏候此上端郷居屋
敷活斗内之者共ニも随分和順仕候而違乱かましき仕申間
敷候若此上不都合成義申出候ハハ如何様之曲事ニも可被
仰付候為後後日仍而如件

卯九月廿六日

中畑村二郎左衛門倅

久兵衛

〔中畑 岡崎長成家文書〕

四〇九〔慶応三年十月大畑村多吉木挽願書〕

「 慶応三年十月

乍恐以書付奉願上候

乍恐以書付奉願上候

石川郡大畑村

次平 掣

多 吉

木挽半役

此運上永百廿五文

右名面之者農間木挽稼仕度旨願出候間御閑濟被成下度奉願
上候然ル上者前書之御運上御上納可仕候右願之通被 仰付
被成下置候ハ、一統難有仕合奉存候以上

慶応三年十月

右村長百姓

組頭 長 吉

庄屋 安之助

政之助

浅川

御役所

〔大畑 青木政義家文書〕

四一〇〔年不詳大蔵院信峯等修験と神職出入〕

乍恐以書付御訴訟奉申上候

御勘定所附御料所

筒井洗蔵支配所

奥州磐城郡上平村

本山修験宗年行事

光明寺

亮賢煩ニ付代兼

寺西直次郎当分御預所

同州石川郡高田町

同派年行事

大蔵院

訴訟人 信 峯

難渋出入

松平周防守様御領分

同州磐城郡下小川村

真言律宗

長福寺

後

相手 寛元

同御支配所

同宗磐城郡四ツ倉村

同家神職

同 鈴木安芸

御勘定所附御料所

筒井洗藏様御支配所

同州菊四郡大平村

吉田家神職

同 芦間兵部

松平軍次郎様御知行所

同州石川郡中畑村

同家神職

同 梅宮市之正

阿部能登守様御領分

同州同郡成田村

同家神職

同 吉田山城

寺西直次郎様御代官所

同州白川郡上松川村

同家神職

鎌田讃岐

安藤対馬守様御領分

同州磐前郡好間村

同家神職

吉田權頭

同御領分同州同郡中山村

同家神職

小野神頭

同御領分同州同郡平紺屋町

同家神職

山部民部

右訴訟人光明寺亮賢頼ニ付代兼大藏院信峯奉申上候本山修

驗宗年中行事職之儀ハ乍恐 東照 御神君様御朱印奉始天

正慶長之御定并寛永之度御書下御証文之御趣意ヲ以院務相

続仕来候段偏ニ御恩徳之程来々之修驗共ニ至迄莫大之御仁

恩と雖有仕合ニ奉存候春秋兩峯御祈禱御用參勤無滞相勤罷

在候処年来相立候事故他門より混乱仕候ニ付無抛安永年中

光明寺秀連御訴訟申上蒙御裁許候以来本山当山思寄相勤罷

在候然ル処追々他宗門ニ至迄七社引導七五三稜等仕様ニ罷

成猶又社家方ハ近年ニ罷成候而ハ鳥帽子狩衣等着用仕民家之門ニ立先驅啓行と号許狀ニ茂無之修行いたし修驗道路次引導江混雜仕候様罷成候ニ付天和以来 聖護院宮井 吉田家數ヶ条之趣寛文六年中御裁許之御趣意相守本山修驗年行事勤方差障不申様再三及懸合候処其旨承知仕候者共ハ別紙之通書面差出和談仕候得共四ッ倉村鈴木安芸大平村芦間兵部好問吉田権頭中山村小野神頭中畑村梅宮市正紺屋町山部民部上松川村鎌田讃岐成田村吉田山城右八人之者共義ハ一切取敢不申出訴相成候義者無拋義候得共右書面江之印形延引仕候由何様懸合候而も不当之義申募不得止事義ニ付無余義御訴訟奉申上候猶又諸宗門より七五三稜諸祈念押入ニ相勸候様ニ相成候ニ付国柄之定法相崩修驗一派配下之者共処至と難洩仕場所ニ寄候而者過半断絶仕殘居者共ハ禄を失ひ他之業を以相統候様成行候義ニ而悲歎至極存候ニ付無拋其段懸合候得共他宗ニ而者菩提所之義存候檀中江修驗一切立入申間敷杯申之若又檀中之者共修驗江祈願相頼候者共於有之宗門印形差支葬式等之節取置不申杯と申間修驗之祈願檀宗江故障申掛候ニ付本山修驗一派可立行様無御座難洩至極存候既ニ去辰七月尚又当正月下小川村長福寺末寺五ヶ寺且中江ハ修驗一切立入申間敷候由別紙之通相断置長福寺より

七五三稜幣帛諸祈念相勸候ニ付其段及懸合候得共先軍寺社御奉行所より御下知も有之候間其筋江罷出可致返答由申之近々修驗之檀越奪取諸祈念仕傍若無人之儀殊ニ中奥筋座頭之女房都而わかと号修驗之檀中ニおゐて簪幣ヲ持仏經諸真言等唱神托仏托加持祈念仕修驗道守子之作法ニ相混候ニ付石川郡配当頭同郡中田村座頭奥郡江懸合候処仕来之由申之宗旨等相尋候而も一切相分不申旁以前書之始末御座候間拙院共配下一統露命相統可仕様無御座難洩至極仕候ニ付相手名前之者共座頭奥都をも被召出御吟味被成下置七社引導七五三稜等他門おゐて混雜不仕尚又盲人共加持祈念不仕修驗道年行事職相立配下之者共義も無難相統罷成候様被仰付被成下置候ハ、偏ニ御慈悲御威光之程難有奉存候以上

御勘定所附御料所

筒井洗蔵支配所

奥州磐城郡上平村

本山修驗年行事

光明寺

亮賢煩ニ付代兼

寺西直次郎当分御預所

同州石川郡高田町

同派年行事

大藏院 信峯

寺社

御奉行所

「文書裏」

如斯訴狀差上候間致返答書来月廿七大膳宅内寄合江罷出可
対決若於不参ハ可為越度者也

已五月廿日

紀伊 御印

大膳 同

淡路 同

出雲 同

〔中熾 岡崎長成家文書〕

第四編 近世資料解説

一 矢吹町史近世の時期区分

矢吹町の地は、戦国末期石川氏の支配下にあったが、石川氏が佐竹義重の勢力下に編入されたときは、佐竹氏によって支配された。

天正十七年（一五八九）伊達政宗が佐竹義重の子戸名義広を大敗させ、合津をはじめ仙道（中通り地方）を領し、石川昭光が政宗に従属するに至って、伊達氏の勢力下にはいった。

天正十八年（一五九〇）豊臣秀吉は、小田原の北条氏直を攻め滅びし天下を統一し、その勢いをかって、同年八月会津黒川において、伊達政宗をはじめ、矢吹町とゆかりの石川氏など奥羽の大名にたいして領地を没収するなど成敗をおこなった。

秀吉は、伊達政宗にかわって、蒲生氏郷を伊勢国松坂から会津黒川に移し、会津および仙道を支配させた。

矢吹町史の近世もこのときからはじまる。その後、慶長五年（一六〇〇）関ヶ原戦で勝利をおさめた徳川家康が、江戸幕府をひらいて全国の大名を統制し、以来戊辰戦争を経て、明治四年（一八七二）新政府による廃藩置県が断行されるまで続くのである。

この間、矢吹町の近世史は、大きく次の三つの時期に区分することができよう。

(1) 天正十八年（一五九〇）～慶安二年（一六四九）

この時期は、近世封建社会、あるいは幕藩制社会とも称され

る社会が成立する時期にあたる。また矢吹の村々は、会津領であった時期と白河藩（丹羽・榊原）が成立し、その支配下におかれた時期とにわけられる。

天正十八年（一五九〇）秀吉は、奥羽諸大名にたいしいわゆる奥羽仕置を断行し、石高制にもとづく有名な太閤検地を実施した。また刃狩をおこない兵農分離の政策を通して本百姓を中核とする新しい社会体制を築き上げようという画期的なものであった。

伊達政宗にかわって会津黒川城主となった蒲生氏郷は、会津黒川を若松と改め、城下町の経営にあたるとともに、領内に天正検地とさらに徹底した文禄検地を実施した。これをもとに文禄三年（一五九四）、有名な「蒲生領高目録」を作成し、蒲生領九二万石が確定した。

その後、慶長三年（一五九八）蒲生氏にかわって、越後春日山から移った上杉景勝が、越後、佐渡、会津、仙道、置賜、刈田など一二〇万石を領し、領内の主なところに城代を配置して支配した。慶長五年関ヶ原の戦いで、石田三成に味方して破れ、徳川家康によって米沢三〇万石に減封された。かわって宇都宮から再び蒲生秀行が、会津若松城主となり、六〇万石を領し、その子忠郷の寛永四年（一六二七）まで続いたが、矢吹町はその支配下におかれた。

会津領であった矢吹の村々は、丹羽長重が寛永四年（一六二七）正月、棚倉から白河小峯城主として一〇万七〇〇石で入部し、白河藩が誕生しその領地となった。丹羽氏は小峯城を修築して城下の町割りをおこない、また「寛永十年矢吹村新田之掟」（『本資料編』矢吹会田宗太郎蔵）などから、領内ではかなり積

極的に新田開発がおこなわれた。寛永二十年（一六四三）長重の子光重のとき、二本松に同高で移封した。

かわつて上野館林から松平（榊原）忠次が入部し、十四万石を領した。同年九月領内に年貢諸役に関する「寛」（福島県史）8・五五三頁）を発し、元和枡を以て上納すること、物成増徴を申渡した。また寛永二十一年正月八日付の榊原氏の「御提案書」（白河市史資料叢書）第3）がある。

この榊原氏の入部以来、白河城は譜代の名門大名によって占められたが、白河が関東への関門として軍事的に重要であったためである。

(2) 慶安二年（一六四九）～寛保元年（一七四一）

江戸幕府の権力がゆるぎないものになり、幕藩制が確立、展開する時期である。白河には、榊原忠次の姫路移封にともない、慶安二年六月、譜代の名門本多忠義が白河藩十二万石を領した。本多氏は徳川四天王の一人本多平八郎忠勝を直接の祖とする名家であった。白河藩主となった本多忠義は、慶安三年（一六五〇）家老沢田九郎兵衛の進言にもとずいて領内総検地を実施し、三万七〇〇〇石を打出し、年貢所納は六ツあるいは七ツ・八ツにおよぶ取奪で、後世「民間の難儀のときよりなり」と「白河古事考」にも記されているほどで、試作したばかりの開墾地までも年貢の対象とするなど過酷な取奪がおこなわれた。

この時期が幕藩制の確立期とされている。

矢吹町の村々でも、慶安四年の検地帳が、中野目、大畑、三城目新田、明岡新田などに残っている。

年貢取納にあたっては、枡を大きくして入れ目を多くし、城

の蔵番給与を農民から高一〇〇石につき米一斗と錢二〇〇文の割で上納させながら、実際は城の米蔵の番を農民の義務とするなど、多くの付加税、雑税、夫役を課して、二重、三重にも年貢を取り立てた。

その子忠平は、寛文二年（一六六三）襲封にあたり、先に忠義が検地で打出した石高をもって、弟忠利に石川一万石、忠以に浅川一万石を分知したといわれる。

天和元年（一六八一）忠平が宇都宮に所替えするにあたって、青田刈を強行し、人馬労役など途方もない重課となった。白河領の農民は、天和元年十二月「白川領惣百姓訴願状」を提出して本多の苛政を訴えた。

本多氏にかわつて、宇都宮から松平忠弘が入部し一五万石を領した。松平忠弘は病弱でほとんどを江戸藩邸ですごしたが、城内では譜代家老奥平金弥と小姓から出世したといわれる家老黒屋数馬との間に権力争いがおこり、このことが將軍綱吉の耳にはいり、藩治不行届で出羽山形一〇万石に減転された。かわつて、元禄五年（一六九二）松平直矩が山形から白河藩主として移ったが、直矩は前後六回にもおよぶ転封によって藩財政は極度に困窮していた。直矩が元禄八年（一六九五）六月没すると次男基知が封を継いだが、藩は、元禄に象徴される消費文化の著しい向上に対応して支出は増大したにもかかわらず、歳入は極貧化した農村にたよらざるを得ず、やむなく幕府老中の許可を得て、元禄十四年から七カ年間を限って領内通用の紙幣を発行したが回復をみることはできなかった。家臣のなかには「潰」を申し出るものが多く、農民について過酷な年貢負担、また年貢の先納を命じられたことによる土地の荒廃が目立ち、

農民のなかには、耕地を放棄して白河城下や宿場に出るものがたえなかった。こうしたなかで、藩士早川茂左衛門（一二〇〇石）が宝永五年、十カ条からなる藩政改革を遂行した。早川の改革は、勸農政策をもって農民生活の安定をはかり、農業生産の高まりをまつたもので、武士の生活の基礎を確立しようとしたのであるが、藩内の抗争があつて早川は罷免され、早川と対立した土岐半之丞らが藩の実権を掌握し、農民へのきびしい年貢取立がおこなわれた。享保五年（一二二〇）二月領内に農民一揆がおこり、農民は城下に押し寄せ、早川茂左衛門の新法にふくせられたなど七カ条からなる要求をかかげた。藩はやむなく要求をすべてを受けいれ、土岐半之丞は御役御免となつたが、農民側には犠牲者はなかった。

一揆と藩内紛争にあぐれた松平（結城）時代も寛保元年（一七四一）十一月松平義知の姫路転封によつて終りをつげた。

(3) 寛保二年（一七四二）～慶応四年（一八六八）

この期は幕藩制の動揺と崩壊の時期にあたる。

矢吹町の村々は、寛保二年（一七四二）から白河藩の支配と新たに越後高田藩の支配をうける村とに分割され、この越後高田藩の分領は、寛政十年（一七九八）浅川騒動のあと、幕領あるいは旗本松平軍次郎の知行所に分割統治されて明治維新をむかえる。

白河藩には、松平定賢が一萬石で越後高田から移り、矢吹、矢吹新田、中畑新田、柿之内、松倉、三城目、明岡、明岡新田の各村は引き続き白河藩の支配下におかれた。一方越後高田藩主神原政永は、寛保元年十一月、姫路から越後高田に移り、一五萬石を領したが、その内八萬四〇〇〇石は、白河、田

村、石川、岩瀬の四郡にわたり、浅川に陣屋をおいて支配した。寛政十年（一七九八）には浅川騒動がおこり、文化七年（一八一〇）村替がおこなわれ、八萬四〇〇〇石のうち五萬石は幕領となり、越後高田藩預り地となった。文政三年（一二二〇）にいたつて、この預り地は、幕領に組み込まれた。

矢吹の村々で、寛保二年から文化七年まで越後高田藩の分領であつたところは、大和久中畑、神田、大畑、堤、中野目、須乗、須乗新田の八カ村である。その後これらの村々は、文政三年（一二二〇）まで幕領釜子陣屋の支配であり、文政三年から天保七年まで幕領浅川陣屋の支配をうけた。浅川陣屋の支配をうけた八カ村のうち、須乗、須乗新田、大和久の三カ村は、天保八年（一八三七）から境代官にかわり元治元年まで続いた。また天保七年（一八三六）十二月、旗本松平軍次郎康濟は、出石仙石（兵庫縣）騒動のあおりをうけて所特となり、中畑、大畑、堤、神田、中野目の五カ村と川辺・中野の二カ村あわせて七カ村五〇〇〇石を支配するところとなった。松平軍次郎は、中畑村に陣屋を新築した。天保十三年（一八四二）松平万太郎が封を継いだ、元治元年（一八六四）棚倉藩主となり、かわつて松平巨摩之助が中畑陣屋にはいつて、中畑、堤の二カ村二五〇〇石を支配したのである。

この時期は、先述したとおり、近世封建社会の崩壊の過程が天明凶作前後に顕著となり、白河藩主松平定信による寛政の改革がおこなわれ、養蚕織物などの殖産奨励や間引の防止新田開発などの諸政策がおこなわれ、農村の荒廃をいかに防止するかにつとめた。とくに白河藩の一特色であるところの編引制がおこなわれた。これは土地をくじ引で交替で耕作する制度で、領

主が一定した年貢を徴収することができ、農民もまた凶作の危険を分散するため生産の低い山間地や河岸地におこなわれた。

越後高田藩領は、白河藩、幕領など、と錯さうして複雑な支配を示すが、塙代官寺西重次郎のときなどには、間引防止、開墾奨励、また文化八年には、幕領、私領の郡奉行などが塙にあつまり農村振興策について協議した。奥州街道の宿駅を中心に助郷問題をめぐる紛争が幕末期にはいるほど激しくなった。また商品生産が進むにつれて農村の分化も一層促進された。やがて安政の開港、戊辰戦争へと進展する。戊辰戦争では壮烈な白河攻防戦が二カ月余にわたっておこなわれ、矢吹の宿もこのとき兵火で焼かれ、農民の多くは、東西両軍に軍夫役になり出された。

明治元年九月、会津藩の降服によって、本県内における戊辰戦争は終結し、新しい時代へと展開していくのである。

二 矢吹町史近世資料編の構成

矢吹町史近世資料編の構成は、すでに刊行されている「矢吹町史資料所在目録」（既刊二冊）に収録されているように、矢吹町の各地区また名主、問屋、旅籠などをおこなった家に保存されている近世^{近世}地方文書の調査をもとに、「福島県史」8近世資料1にも収録されている資料、「目で見る矢吹町史」に写真で紹介された資料をも検討し、近世矢吹町の領主とその支配、町や村の変化、さらに農民・町人の生活、闘争などについて、原資料をとおして描こうとしたものである。

矢吹町の村々は、寛保二年（一七四一）以後、白河藩領、越

後高田分領、幕領、旗本領などに分割支配されており、その資料の存在も村によってかなりの差がある。こうしたことから、資料を分類整理し、資料偏を構成するにあたっては、幕藩共通の資料分類構図を作成した。

矢吹町史近世資料分類項目

1、領主・代官

（会津藩八蒲生・上杉・再蒲生、白河藩、越後高田藩幕領八釜子・浅川・塙、旗本領）

2、法度・布令・五人組御仕置

3、藩政・幕政

（幕藩財政、幕藩改革、家中借上げ、御用金、才覚金、科借金、非常御困救、郷蔵、赤子養育、小兒御手当金、嫁取婿取金）

4、戊辰戦争

5、村と生活

①土地（検地帳、田畑高反別帳、御田地割付帳、分蘗替帳、新田開発）

②人口（人口増減帳、宗門人別改帳、宗旨手形、縁組離別届）

③年貢・諸負担

（年貢勘定帳、小物成役銭帳、年貢免定・割付状・皆済目録、定免領石代納願、諸高割金、諸役銭等）

④村の生活

（村指出帳、絵図、村入用、村定、村役人、村方出入、村事件、災害、質奉公、借金、地主と小作）

6、産業

① 農業

(植付反別改書、悪作田反別相調、凶作・大旱賊、堰用水普請)

② 山林

③ 産馬

(せり駒、駒付役銭、駒改、種駒)

④ 製造業

(酒造、煙草、瓦製造、水車)

⑤ 商業・金融

7、一揆・訴願

① 農民一揆

② 用水堰争論

③ 入会・秣場出入

④ 村方訴願

8、交通

① 宿駅問屋

② 助郷

③ 廻米

④ 水運

9、寺社

10、文化

以上のように区分している。また矢吹町史近世資料編は、資料番号、標題、原資料名、資料本文、それに資料所在地名、所蔵者、解説の順に配列してある。

三 矢吹町史近世資料の主要内容

矢吹町史に収録された近世資料のうち、主なるものは、次のとおりである。

1、領主・代官

ここでは、近世の矢吹の村々を支配した領主や代官の支配領域、領知高、支配の変遷等を概説する。

「近世支配変遷表」、「近世支配関係図」および「会津領主年譜表」、「白河藩主変遷表」は、先に刊行された『目で見える矢吹町史』に収録されているもので、矢吹町の近世領主の変遷を把握するのに便利なものである。

「文禄三年蒲生領白川郡、石川郡高目録」(国立公文書館内閣文庫「岩代古文書」より)は、天正十八年会津黒川城主となった蒲生氏郷が天正検地に引き続いておこなった文禄検地による領内の盛目録のうち、矢吹町に関係のある白川郡、石川郡の部分を取録した。

寛永二十年(一六四三)丹羽氏にかわって榊原氏が上野館林から白河城に移ったが、その後、白河歴代藩主は、幕末維新期まで譜代大名で占められていた。「寛保元年十一月松平大和守様御所替付万事覚書」は、松平大和守義知が姫路に移封するにあたっての覚書で、譜代大名の所替えの実際について知ることができる。

寛保二年(一七四二)以降、矢吹の村々は、白河藩の全村支配が終り、越後高田藩の支配を受ける村、さらに幕領、旗本松

平軍次郎の知行地になったりひんばんに交替した。

「(年不詳) 島田帯刀手付手代姓名書」は、天保七年(一八三六) 嫡代官領を預った代官島田八五郎(帯刀)の手付手代の姓名を書きとめたものである。

天保七年十二月、旗本松平軍次郎康済が、中畑村に陣屋を構えて五〇〇〇石を領したが、「天保十二年八月旗本領中畑陣屋役人転役ふれ」・「(年不詳) 旗本松平軍次郎知行白河郡神田村領主変遷」は、ともに中畑陣屋の支配下におかれた村の資料で、前者は中畑陣屋役人の動向を知ることができ、後者は神田村の領主変遷を知ることができる。

文政六年(一八二三) 三月松平越中守定永は、伊勢国桑名に転封になり、かわって武蔵国忍から阿部正権が就封し一一万石を領したが、慶応二年(一八六六) 六月阿部正静のとき棚倉に移され、そのまま明治維新をむかえるが、明治四年廃藩置県により、棚倉藩は棚倉県となった。同年九月旧棚倉藩の家臣禄高を調査提出したのが、「明治四年九月棚倉県調阿部氏家臣禄高」で、この調査にもとづいて新政府は、禄高を奉還する土族にたいして禄禄公債を発行することになるのである。

江戸幕府は、大名はもとより諸国の幕領代官の民政を査察するために、主として将軍代替いに諸国巡見使および御料巡見使を派遣したが奥羽松前に派遣された巡見使は、白河から会津街道を下り、会津領の巡見の手はじめに、その後、中山峠を越えて本宮、須賀川、小野、三春、二本松を巡見するのが慣例で、直接、矢吹の村々には来ていないが、巡見使通行にあたっては、各村から伝馬人足、その他に動員された。「天明八年五月諸国巡見使、御料巡見使御通行ニ付人馬割付控」は、徳川家斉が

第十一代将軍に就任し、将軍代替りの諸国巡見がおこなわれたのである。とくにこのときの巡見使には、地理学者古川吉松軒が随行し「東遊雜記」を著わし、奥羽松前巡見の概要を詳細にまとめ、ときの老中松平定信に献じたことでも知られている。

2、法度・布令・五人組御仕置

矢吹の村々を領した白河藩、越後高田藩、幕領代官、旗本松平軍次郎らが、領民支配のため発した法度、布令などを収録したものである。

「寛永二十年正月白河藩主丹羽光重代申渡覚」は、丹羽光重が二本松に移る直前の布令であるが、領内に申渡した覚である。

「寛永二十一年正月白河藩主松平忠次御触書」は、松平(柳原)式部大輔忠次が白河藩主として入部したとき、領内に申し渡した条目で、年貢の完納、キリシタン禁止、五人組の連帯責任、博奕、鳥獸捕獲禁止など十五カ条からなっている。「元禄六年正月磯多取締りと生類あわれみ触れ」・「元禄九年正月白河領内殺生禁断触書」は、元禄の悪法といわれた生類憐み令であるが、譜代藩である白河藩が、いかに幕法を忠実に領内に施行したかを知ることができよう。

寛保二年越後高田藩の分領が成立し、浅川に陣屋がおかれた。「寛保二年五月越後高田藩村方取締り触書」は、領内各村にたいして、年貢諸役は御定の通り滞りなく上納すべきことを厳命している。

「延享五年三月越後高田藩領百姓他所奉公停止の達」は、農村荒廃を防止する手段として領内各村から抜け出し他所へ奉公

する百姓を嚴重に取締つたのである。これと同様な御触れは、安永元年十二月にも領内に申渡している。『福島県史』8七五(五頁)。

「寛延三年二月徒党禁止の布令」は、寛延二年から三年にかけて、全国的にも幕領藩領を問わず農民一揆が激増した。本県内においても信達幕領、三春藩、二本松藩、会津藩、守山藩、幕領堀などで一揆が発生した。こうしたことから幕府は「徒党禁止令」を發布したのである。

天明飢饉後、農村の分化が一層促進され田畑の移動、欠落による荒地の出現など農村の荒廃がめだつた。白河藩主松平定信が老中に抜てきされ、寛政の改革をおこなうが、領内においては、質素儉約をはじめ間引の防止、新田開発を奨励するが、越後高田藩でも「寛政元年二月百姓風俗取締申渡」、翌二年九月「赤子養育御手当金ニ付申渡」などを領内に触出している。この時期、最も注目されるのは、堀代官寺西重次郎がおこなつた一連の民政である。なかでも「文化八年御料私領民風改正達書」は、寺西の発案で、堀に隣接する諸藩に呼びかけ、各藩の郡奉行らの役人を堀陣屋に招いて民風改正について協議し、先述のような「文化八年民風改正達書」となつたのである。今日の広域行政のはしりのようなものであるが、寺西の藩には、白河藩主松平定信の援助があつたといわれている。それによると百姓の農業出精、百姓奢侈の禁止、百姓新規商いの差留、吉凶事の人数制限、百姓ぜいたく衣類着用の禁止、神仏事における夫食米の買置・借米の禁止、西国四国巡礼伊勢詣りの差留、農作に限り芝居相撲興行を年一度に制限、酒売は本、脇街道筋のみとし農村内は禁止、各奢侈品の禁止、吉事に座頭などの祝

儀ねだり禁止、凶事の酒食禁止、吉凶給物は一汁一菜とする、博奕、弓鉄砲的の禁止、定遊日以外の休日は一カ月一日に限る。祝夫食の制限、百姓の貯穀奨励、小児養育先規のごとく大切に守る事、など十七カ条よりなるものである。御料私領にかかわらず農民の窮乏、農村の疲弊の共通課題をかかえ、財政の基礎となる年貢を確保するため、農民をあくまで土地に堅縛し、農村の分解を防ぐ必要があつたためである。

「天保八年三月幕領堀陣屋支配白川郡須乗村御仕置五人組帳」は、五人組員が遵守すべき法規、心得等で、庶民の日常生活万般にわたり、こまかに規定してある。「天保一四年八月旗本松平車次郎知行所御触書」は、中畑陣屋から触れだされたものである。

「(年不詳)白河領分村々名所田賦并古事伝説調べに付達書」は、白河藩主松平定信の時代、「白河風土記」・「白河古事考」・「集古十種」等の地誌類が編さんされたが、そのとき領内各村にたいして、今日の文化財調査のようなことを命じている。

3、藩政・幕政

領主が財政難から家臣あるいは領内から借金をしたり、才覚金などを徴した。とくに譜代大名のなかには、ひんばんに転封させられるものが多く、つねに財政難におちいっていた。「元禄七年十二月白河藩松平大和守借上覚」や「寛政五年九月高田藩領三城目組高懸才覚金覚」は、そうした財政窮乏の一端を示すものである。一方、領主側は領内農村から年貢を恒常的、安定的に徴収するにあたつては、「百姓は生かさぬように、殺さぬように」といわれたように、農民が逃散してしまつたり、欠

落者が多く荒地が多くなったのでは困るので、夫食米、田穀の貸付、拝借金、赤子養育・嫁娶贈金、貸付などの保護政策をおこなった。「享保九年二月白河藩大和久村夫食米拝借連判帳」は、享保八年（一七二三）白河藩は水害・風損による被害が甚大で領内農民は、夫食拝借を願ひたものである。

「文政九年四月幕領浅川陣屋支配大畑村飢夫食米料借貸付人別控」は、文政八年（一八二五）に全般に不作で減租夫食拝借を願ひ出る者が多かった。また生活困窮による拝借金も「嘉永三年十一月中大岡作拝借二十五カ年賦返納割合帳」、「安政二年十二月旗本松平軍次郎知行所大畑村柳蔵拝借金返納ニ付款願」等に見ることが出来る。

村内の人口減少を防ぎ、安定した年貢の確保をはかるため、「文化九年六月幕領大畑村出生養育金願」・「文政十三年十一月幕領大畑村嫁取金下附願」等、出生養育金、嫁取金などの貸付がおこなわれた。

4、戊辰戦争

戊辰戦争は、薩摩、長州、土佐など両国雄藩を主力とする西軍と会津、桑名など佐幕派諸藩との攻防戦ではあったが、慶応四年三月仙台上陸した西軍が仙台藩などを味方につけて会津討伐を命じる時期、会津藩の恭順款願が拒否され、閏四月十九日参謀世良修蔵が暗殺され、奥羽列藩同盟が成立する時期、白河、磐城平、棚着など激戦が展開される時期にわけられ、この間矢吹宿は兵火にあい、農民は東西両軍の軍夫役になり出されるなど、戦争の犠牲となった。

「慶応四年三月仙台中白川邦親公会津征伐の跡白河家旧臣

陣中見舞録」は、天正十八年秀吉の奥羽仕置によって、伊達氏とともに領地を没収された白川氏は、伊達氏の臣となって仙台に移った。戊辰戦争では、慶応四年三月十九日、仙台上陸した奥羽鎮撫総督九条道隆らが会津征伐を命じたことにより、仙台中としての白河邦親も出陣し、白河郡に土着していた旧白川氏家臣の子孫が陣中見舞をおこなった記録である。「慶応四年四月矢吹宿よりの会津征討についての藩調達金證書」、「慶応四年九月石川郡堤村軍夫役ニ付村方、人口、家数届書」などであるが、多くの農民や町民が戦争の犠牲となったことが知られる。

5、村と生活

白河・越後高田・幕領（釜子・浅川・塙）旗本松平知行所等の支配下におかれた矢吹の村々について、土地、人口、年貢諸負担および村の生活に関する資料を取録したものである。

①土 地 慶安四年、白河藩主本多忠義の領内総検地がおこなわれ、三万七〇〇〇石を打出したといわれ、このときの中野目村、大畑村、三城目新田村、明岡新田村などの検地帳を取録した。また中期以降、白河藩の土地制度の特色の一つに挙げられる地分け制度（縄替え）に関する資料を享保六年（一七二一）、寛政十一年（一七九九）、安政六年（一八五九）、慶応元年（一八六五）の大畑村田畑縄替帳を中心に取録した。新田開発については、「寛永十年矢吹村新田之掟」をはじめとして、元禄年間の新田開発、天明飢饉後の新田開発・荒地起返に関する資料を取録した。

また他領への飛地、田畑、持高名寄、水吞居屋敷帳等によって、農民層の分化、田畑の移動、欠落による荒地、村惣作の増

加など村内構造の変化についてもできるだけ、その実態を掌握できるようにつとめたつもりである。

②人　口　宗門人別改帳は、いうまでもなく幕府がキリシタンを禁圧するために、村ごとに農民の宗旨を調べ寺の認印を必要としたものである。

須乗村の場合「寛保二年宗門改帳」、「天明二年宗門人別天台宗御改帳」、「天保十三年須乗村人数増減相調書上帳」を、また「文政十年明岡村人数御改帳」、「慶応二年明岡村同新田村家数人別増減差引書上帳」などを収録した。また「延享元年から安永九年迄の白河領人口増減覚」あるいは宗旨手形、縁組離別届書により村内の人口移動の実態を知ることができる。

③年貢・諸負担　年貢割付状は、中畑村（元和元年～文政三年）十二通、明岡村（慶安二年～天保八年）五通、堤村（延宝三年～文政四年）六通、矢吹村（延享六年～明治二年）四通、それに皆済目録もできるだけ多く収録したが、これによって、村高の増減、年々災害の有無、年貢の変化、年貢率、検見取、定免の区別、領主・代官の交替などをとらえることができる。

年貢勘定帳、小物成勘定帳、年貢諸上納書上げ、御年貢米金一人別吟味帳、水堀、凶作悪作等により御用捨引割付帳、高掛金取立帳なども収録したが、年貢諸負担関係の資料がまとまって残っている中畑村岡崎家文書を中心にとりあげた。また私領、幕領とも年貢上納が容易でない村々からの種々の願書も収録した。「延享四年十二月越後高田藩提村余内金先納御免願」、「寛延二年十月越後高田藩提村年貢減免願」、「文政之年五月幕領村々石代金棚倉・石川・竹貫平均相場ニテ納入致度願」、「天保三年二月幕領提村定免願」、「慶応三年三月幕領浅川支配村々

凶作に付青米石代納願」等である。

④村の生活　ここでは、村の概況を知ることのできる村指出帳をはじめ、村政と村内の事件、村民個々の生活等についての資料で、村指出帳、村入用、村定、村役人、村方出入、事件、質奉公、借金証文、地主と小作とにわけて収録した。

村指出帳は、村明細帳、村差出明細帳、村鑑なども称され主として領主、代官の交替したとき、あるいは幕府の巡見使、普請役が廻村するときなどに、領主側で示した雛形によって、村方で作成提出するものである。「延宝九年十月白河藩大畑村指出帳」は、白河藩主として松平忠弘が就封したときのもので、元禄五年は、松平直矩が白河藩を継いだときである。また寛保二年は、白河藩主として越後高田から松平定賢が移ったときであり、同時に新たに越後高田藩分領が設置され、浅川陣屋がおかれた。中畑村、中野目村、須乗村は、高田藩領となり、矢吹村はそのまま白河藩の領地であった。いずれも領主の交替による村指出帳の提出となったのである。

村入用は、村の諸経費の明細を書上げたもので、年番名主の費用、陣屋の修理、大名上使、諸通行人人馬賃銭、諸運賃、年貢諸経費筆墨代、油代、炭代、諸国勘代、寺社支払い名主組頭小走などの給与、雑費等を主たる内容とするもので、すべて村民の負担でまかなわれた。「貫帳」とも称された。

村定は、村民の間で自主的に取り極められたもので、領主・代官から申渡された法度、布令を村の実状にあわせてとりきめたもの、あるいは村独自の申合せで定めたものもあり、これを守らなかった場合は、村八分にされる場合もあるわけで、とくに村役人の選出・給金等に関するもの。また農民の負担となる

潰百姓出現による村惣作の問題、博奕禁止に付いての村定などである。

村役人は、名主（庄屋）、組頭、百姓代（長百姓）いわゆる村方三役と称されている。

これら庄屋、組頭等の選出、給金、役割、村役出入、村役人不正等に関する文書を収録した。

村方出入・事件は、博奕・喧嘩、盗難、行倒れをはじめ不義密通、欠落などの事件、火災などの災害にいたるまで村民の日常生活のなかでおきる事件に関する文書を収録した。

質奉公人、借金証文、質地証文などは、村民生活の窮乏の状況を端的に示すものである。

これらの証文類は、ぼう大な量であり、紙数のつごうではんの一部を収録したにすぎない。

6. 産 業

矢吹町史近世の産業資料は、農業、山林、産馬、製造業、商業、金融に区分して収録した。

①農 業 まず田方植付関係の文書として、「元禄七年七月白河藩領中畑村早稲御改帳」をはじめとして、「寛政五年六月高田藩領中畑同新田植付届書」をはじめ田方植付、田方早稲・晚稲反別調帳があり、天明三年、四年、天保七年などの大凶作の万控、凶作、大旱魃対策、雨乞祈禱、田植ニ付馬借用一札、「天保十年中野目円谷家農業行事覚」のように農業経営の実態を知ることができる。

②山 林 「宝永七年八月白河藩領堤村居久根村山改帳」をはじめ、紙の原料となる栲の栽培に関する「享保十九年正月

白河藩栲植付触れ」、「享和二年八月越後高田藩領大畑村竹藪書上帳」等を収録した。

③産 馬 白河藩の馬政と産馬を中心として駒付役人、せり駒役とせり駒の実際、駒付役銭、種駒、出生駒改、種駒代金借用証書などを収録した。

④製造業 矢吹町の村々でおこなわれた製造業として、酒造、煙草、繰綿、瓦製造などに関する文書を収録した。

⑤商業・金融 「文政九年九月領内引立無尽仕法書」、「（年不詳）十一月頼母子講仕法書」など金融関係を中心に収録した。

7. 一揆・訴願

ここでは、農民一揆、用水堰争論、入会、秣場出入、村方訴願とに分けて収録した。

①農民一揆 農民一揆は、農民が領主の過酷な年貢徴収、勞役の過重負担、村役人の不正等を指摘して款願、訴願あるいは強訴打ちこわしなどの手段によって、要求を貫徹しようとしたことによっておきる。

矢吹町の村々が支配をうけた白河藩および越後高田藩領でおきた農民一揆を中心に収録した。「天和元年十二月白川領惣百姓訴願」は、白河藩主から下野国宇都宮に移封した本多忠平の過酷な年貢割付、諸役の減免を要求して十二カ条からなる訴願で、それに署名した庄屋は二〇七人、一八〇カ村にも及んだ。

白河藩奉行所に訴願してもらいがあなかったため、代表一九人が江戸に登って上訴したが、目的を達することはできなかった。白河藩においてはその後、享保五年（一七二〇）二月から

四月、享保八年十二月にも農民一揆がおきている（『福島県史』8 七三〜七二五頁）。「享保九年正月騒動不参加につき百姓請文」（中畑・岡崎家文書）のように脇組村々騒動いたすとも、中畑村からは参加しないことを取り極めたものである。

寛保元年から二年にかけての騒動は、白河藩主の所替え、あるいは新たに越後高田藩領が設置されて農民の動揺があった。

「寛保元年十一月所替に当り組々庄屋連印にて願書」は、『福島県史』第八巻（七二八〜七二九頁）にも収録され、白河藩主松平大和守の所替にあたつて、年貢延納、諸普請入用金反対等一七カ条からの要求を願書として提出した。寛保二年正月から三月にかけておきた農民一揆では、大庄屋宅など打ちこわしにあうほどであった。惣百姓代表が訴状を持参し、同年四月五日江戸幕府勘定奉行木下伊賀守に訴えた。越後高田藩分領では、寛政十年（一七九八）浅川騒動が発生している。「寛政九年浅川騒動前の年貢諸負担等」、「寛政十年正月から二月減川騒動之御触書」、寛政十年浅川騒動初期の願書、布令（抄）、「寛政十一年浅川騒動後の処置（抄）」等を収録した。

②用水堰争論 農民にとって水の問題は最も重要な問題で、農民の生活のすべてがかかっているといつても過言ではない。この水をめぐる争論も、初期から発生している。用水堰開鑿に關するもの、用水をめぐる村方出入等である。

③入会・株場出入 「安政二年七月、中畑村と白河藩泉崎村と釜ヶ入会野論出入」をはじめとする入会山論関係文書、株場出入では「点享五年六月白河藩領岡村松倉村株場出入」をはじめ「元禄三年白河藩領中野目村株場出入一件」「安政二年九月旗本領中畑村と泉崎村株場出入」などがある。

④村方訴願 村方困窮による訴願、庄屋、駒付役の不正、番太支配等に関する訴願等を収録した。「文政四年四月白川石川田村三郡困窮農民訴願」、「天保七年凶作ニ付款額」等、村方の困窮の状況を訴え、年貢減免、御国殺の払出等を訴えている。役人の不正では「天保六年七月駒付役不正款額」、「天保十三年六月各主不正ニ付小前一同より訴状」等があげられる。

以下8、交通9、寺社10、文化については紙頁の都合で第3巻に収録するものとする。

8、交通

交通関係では、宿駅問屋、助郷、廻米、水運に区分して収録した。

①宿駅問屋 奥州街道の矢吹宿、水戸街道（常陸太田街道）の中畑問屋、関街道（脇街道）の三城目荷物継立に關するもので、矢吹宿は天正六年（一五七八）に奥州街道の一駅として開設され、天正十八年（一五九〇）矢吹宿の町割が行なわれた。矢吹宿に關する文書としては、「（年不詳）蒲生秀行奉行満田内丞矢吹宿問屋ニ付安堵」があり、中畑村問屋に關しては「慶長十七年三月会津蒲生領中畑村問屋申達」、「慶安元年十一月白河藩中畑村問屋役申立書」をはじめ、関街道三城目村における荷物継立に問屋荷口銭等に關するもの。

②助郷 常陸太田街道中畑村助郷、矢吹宿助郷に關するもので、助郷割付、助郷一件申渡、助郷議定書、とくに荷物配分の不平、助郷減免款額、助郷・問屋運賃をめぐる粉争に關す

る文書を収録した。幕末・維新期に近づくにつれて増助郷・代助郷など助郷紛争が絶えなかった。「弘化三年七月白河領・越後高田領・中畑陣屋領・埴代官領助郷訴訟」、「(年不詳)仙台中小田川・太田川・踏瀬・大和久・四カ宿助郷出入」などは助郷紛争の代表的な文書といえよう。

③廻米 主に会津藩年貢米のいわき平潟廻米に関する文書が多く、「弘化二年十月会津廻米いわき出しに付上遠野郷下山口村より返答書」をはじめ、明治元年会津平潟間宿駅間屋調」などが貴重である。

④水運 いうまでもなく阿武隈川上流の舟運に関する文書ができるだけ収録した。

寛文年間、信達両郡の年貢米を漕送するため、河村瑞賢らによって福島から荒浜までの水路がひらかれたが、福島から上流の阿武隈川には、通船はひらかれなかった。ようやく幕末期になって、市右衛門(大和久)、茂平(明阿)、逸作(三春)らによって嘉永二年閏四月、阿武隈通船願いが出され、冥加金を収めて翌三年許された。嘉永から明治二年にいたる間の、阿武隈川通船に関する通船願許可状、仲間議定書、通船目論見帳、川筋検分吟味書、通船村継賃銭請取帳、河岸株、運賃、口銭定、乙字ヶ滝堀割工事、通船開始による街道宿駅との荷物出入、阿武隈通船荷物運賃など貴重な文書を収録した。

9、寺 社

寺社については、「慶長十四年五月聖覆院内跡裁許状」、「慶長十九年正月普化宗法度書写」、「寛文四年十二月修験社家取極書」等、修験、普化宗に関する文書をはじめ、矢吹町の村々に

ある寺院、神社の由緒社寺明細、祭礼、財産、普請、修葺、寺社出入、販込み等に関するものを収録した。

10、文 化

近世矢吹の人々の文芸作品、芸術作品等に関する資料、および主として奥州街道を往来し、矢吹宿にも足をとどめた俳人、歌人、学者等の紀行文等も収録した。

(菅田 宏)

所載資料目錄

口	繪	1080
第一編	原始・古代—考古資料—	1081
第二編	古代—記錄資料—	1084
第三編	中 世	1084
第四編	近 世	1089

口 絵

資 料 名

所在地 名 所 蔵 者

資 料 名

所在地 所 蔵 者 名

縄文式土器——柏山遺跡——

町教育委員会

景政寺供養塔C

須恵器——松倉——

八幡町 大場昭雄

明新供養塔A

かに沢瓦窯址

町教育委員会

大畑地藏尊供養塔

「寺」のへら書きのある布目瓦

矢吹袖ヶ城跡

中野目塚原供養塔I

国神館跡

三城目川原供養塔

中畑村絵図

中 畑 岡崎長成

寛政3質奉公人一件書

五本松の松並木

諸家様并御部屋様方同御家中様御休泊記録

街道常夜灯

慶応2悪作反別調書上帳

中畑根宿観音堂絵馬

天保年中助郷仰附

中畑根津権現社絵馬

天保年中助郷仰附

明新観音堂絵馬

天保年中助郷仰附

中畑根宿観音堂絵馬

天保年中助郷仰附

中畑根宿来迎院弘法大師像

天保年中助郷仰附

中畑観音山館跡遠景

天保年中助郷仰附

観音山館絵図面

天保年中助郷仰附

タカナシ館跡遠景

天保年中助郷仰附

タカナシ館絵図面

天保年中助郷仰附

伝中品晴辰の墓

天保年中助郷仰附

須賀川市相楽定邦

須賀川市相楽定邦

根 宿 区 有

中 畑 岡崎長成
本 町 佐々間光男
本 町 会田宗太郎
中 畑 小針弥太郎

第一編 原始・古代——考古資料——

4 旧石器		資料番号	資料名	頁
1	陣ヶ岡遺跡附近全景	1	陣ヶ岡遺跡附近全景	20
2	バックブレイド(ナイフ型石器)	2	バックブレイド(ナイフ型石器)	20
3	石刃接合状態	3	石刃接合状態	21
4	実測図	4	実測図	21
5 縄文				
5	下荒具C遺跡 土器片	5	下荒具C遺跡 土器片	22
6	越中山1遺跡 土器片	6	越中山1遺跡 土器片	22
7	越中山1遺跡 土器片	7	越中山1遺跡 土器片	23
8	柏山遺跡 土器片	8	柏山遺跡 土器片	24
9	打製石斧	9	打製石斧	24
10	土器片拓本	10	土器片拓本	25
11	土器片拓本	11	土器片拓本	25
6 弥生				
12	一本木遺跡 弥生式土器	12	一本木遺跡 弥生式土器	26
13	愛宕下遺跡 土器片	13	愛宕下遺跡 土器片	29
7 古墳				
14	萱山遺跡 管玉	14	萱山遺跡 管玉	27
15	土器片	15	土器片	27
16	谷中全景	16	谷中全景	28
17	谷中1号墳	17	谷中1号墳	28
18	金環	18	金環	28
19	金環実測図	19	金環実測図	28
20	谷中古墳群地形実測図	20	谷中古墳群地形実測図	29
21	谷中1号墳石室実測図	21	谷中1号墳石室実測図	30
22	鬼穴1号墳墳丘実測図	22	鬼穴1号墳墳丘実測図	31
23	出土遺物実測図	23	出土遺物実測図	31
24	鬼穴1号墳墳丘 北側	24	鬼穴1号墳墳丘 北側	32
25	鬼穴1号墳墳丘 南側	25	鬼穴1号墳墳丘 南側	32
26	玄関・玄室	26	玄関・玄室	32
27	鬼穴1号墳実測図	27	鬼穴1号墳実測図	33
28	塚の越古墳群全景	28	塚の越古墳群全景	34
29	出土直刀	29	出土直刀	34
30	甲三ツ段古墳群1号墳全景	30	甲三ツ段古墳群1号墳全景	34

53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41 ⁻²	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31
〃	〃	〃	行馬遺跡	〃	〃	〃	鉢内遺跡	〃	〃	〃	下荒具B-1遺跡	〃	〃	大久保遺跡	〃	弘法山古墳群	〃	久当山古墳群全景	沼和久古墳群全景	清水塚古墳群全景	下荒具古墳群全景	〃	甲三ツ段古墳群2号墳全景
円筒形土製品実測図	土器	一号住居址実測図	一号住居址	砥石	〃	〃	土器	実測図	提石	住居址	土器	甌出土状況	住居址実測図	住居址	奉行塚地内	弘法山地内	横穴				3号墳全景		

43	43	42	42	41	41	41	41	40	39	39	39	38	37	37	36	36	36	36	35	35	35	34	34
77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54
"	"	"	"	"	"	かに沢遺跡	"	"	"	"	"	"	国神遺跡	"	"	"	"	"	"	"	"	"	行馬遺跡
"	土器	瓦だめ	"	瓦窯址	住居址実測図	住居址	土製勾玉	土製勾玉出土状況	祭祀に使用したと思われる土器	実測図	1号住居址	実測図	2号住居址	甌実測図	壺底部拓本	壺実測図	碗実測図	杯実測図	碗実測図	土器	だ円形遺構実測図	配置実測図	一号住居址カマド実測図

53	53	52	52	51	51	50	50	50	49	49	48	48	47	47	47	46	46	46	46	45	44	44
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

78	狐石遺跡	2・3号住居址	55	102	寺山遺跡	ビット	67
79	炭化した壁面		55	103	実測図		67
80	砥石出土状況		55	104	土器(墨書)		68
81	井戸尻遺跡全景		56	105	土器		68
82	1・2号住居址		56	106	土器		68
83	堀ノ上遺跡	1・2号住居址	57	107	下荒具B-2遺跡	4号3号住居址	69
84	実測図		57	108	1号住居址		69
85	1号住居址カマド		58	109	2号住居址		69
86	2号住居址カマド		58	110	1号住居かまど		69
87	1・2号カマド実測図		59	111	1号住居址実測図		70
88	三峰森遺跡	住居址	60	112	2・3号住居址実測図		70
89	実測図		60	113	土器「王」の墨書銘		71
90	カマドとビットの出土状況		61	114	土器蓋黒色		71
91	出土土器		62	115	土器実測図		71
92	実測図		63	116			71
93	森郭遺跡	1号住居址	64	117			71
94	実測図		64	118			71
95	鉄製鍋		65	119			71
96	3号住居址		65	120			72
97	2・3号住居址実測図		65	121	太子堂遺跡全景	4号住居址出土須恵器長くび壺	73
98	森郭遺跡	紡錘車	66	122	「王」「申」の墨書銘のある土器		73
99	土器		66				
100	刀子		66				
101	寺山遺跡	工房跡	67				

第二編 古 代

— 記録資料 —

資料 番号	資 料 名	頁	資料 番号	資 料 名	頁
一	国造本紀 先代旧事本紀卷十	79	二	日本後紀 卷二十一	83
二	統日本紀 卷八養老二年五月二日条	80	三	類聚三代格 卷十八軍穀兵士鎮兵事	83
三	類聚国史 卷八十三免租稅養老四年十一月二十六日条	80	三	類聚三代格 卷十八閏并條候事	84
四	統日本紀 卷八養老五年六月十日条	80	四	紀日本後紀 卷五承和三年正月二十五日条	84
五	統日本紀 卷九養老六年閏四月二十五日条	81	五	統日本後紀 卷十承和八年正月二十二日条	85
六	統日本紀 卷十神龜五年四月十一日条	81	六	統日本後紀 卷十三承和十年十一月十六日条	85
七	統日本紀 卷二十九神護景雲三年三月十三日条	82	七	統日本後紀 卷十八承和十五年五月十三日条	85
八	統日本紀 卷三十六宝龜十一年十二月二十七日条	82	八	延喜式	85
九	日本後紀 卷五延暦十六年正月十三日条	82	九	倭名類聚抄	86
一〇	新抄格勅符 第十卷抄	83	一〇	義経記卷第一	87

第三編 中 世

1 文 書 資 料

資料 番号	資 料 名	所在 地	所 藏 者 名	頁
----------	-------	------	---------	---

(※本文中に写真掲載)

一	北条時宗下知状	秋田市	秋田県立図書館	91
二	関東下知状	古川市	熱海孫十郎	92
三	陸奥国司下文写		国会図書館	92

- 四 陸奥国宣案
五 陸奥国宣
六 結城白川氏建武二年以前新恩所領注文
七 石河義光若覺屋簷川頼道軍忠狀
八 散位某奉軍勢催促狀 彰考館本
九 足利尊氏袖判吉良貞家奉書 ※
一〇 足利義詮感狀 ※
一一 足利義詮感狀 ※
一二 結城顯朝讓狀写 白河古事考卷之三
一三 小笠原清順讓狀
一四 畠山国詮書下狀案
一五 足利滿員書下
一六 結城滿朝讓狀写 白河古事考卷之三
一七 仙道國人一揆連判
一八 足利滿直書下
一九 細川持之奉書写 白河古事考卷之二
二〇 細川持之書狀 白河古事考卷之三
二一 細川持之奉書
二二 足利義政御内書 群書類從二十三下
二三 足利義政御内書 群書類從二十三下
二四 会津塔寺八幡宮長帳裏書
二五 富塚仲綱書狀
二六 伊達晴宗書狀
二七 築田清助書狀

- 浦和市 結城 錦一 92
津市 結城 神社 93
内閣文庫 93
仙台市 宮城県立図書館 94
石川郡玉川村 川辺八幡神社 59
栃木県 皆川 庸一 95
津市 結城 神社 97
東京大学史料編纂所 98
石川郡玉川村 川辺八幡神社 98
古川市 熱海 孫十郎 99
秋田市 秋田県立図書館 100
古川市 熱海 孫十郎 100
京都府 西本願寺 101
会津坂下町 心清水八幡神社 102
石川郡玉川村 (故)首藤保之助 102
仙台市 宮城県立図書館 102
仙台市 宮城県立図書館 103

六 石川晴光判物

元 会津塔寺八幡宮長帳裏書

三 田村隆顯書狀

三 田村記 仙道田村莊央

三 会津塔寺八幡宮長帳裏書

三 平田常範書狀

三 佐竹義重感狀

三 田村清顯書狀 仙道田村莊央

三 会津塔寺八幡宮長帳裏書

三 田村清顯書狀

三 天正二年伊達輝宗日記

三 芦名盛興書狀

三 芦名盛興書狀

三 伊達輝宗書狀

三 芦名盛氏書狀 上杉輝虎公記

三 佐竹義重起請文

三 白川古事考 卷之四

三 芦名盛隆書狀

三 芦名盛隆書狀

三 白川義親書狀 彰考館本

三 片倉景綱書狀 写

三 伊達政宗起請文

三 伊達政宗書狀 ※

三 伊達政宗書狀 ※

内閣文庫

会津坂下町 心清水八幡神社

石川郡玉川村 (故)首藤保之助

会津坂下町 心清水八幡神社

米沢市 上杉隆憲

秋田市 秋田県立図書館

会津坂下町 心清水八幡神社

仙台市 仙台市立博物館

石川郡玉川村 (故)首藤保之助

秋田市 秋田県立図書館

矢吹町大池 伊藤光之祐

仙台市 宮城県立図書館

仙台市 宮城県立図書館

秋田市 秋田県立図書館

仙台市 宮城県立図書館

仙台市 宮城県立図書館

川和徳一

宮城県立図書館

宮城県立図書館

宮城県立図書館

宮城県立図書館

宮城県立図書館

宮城県立図書館

宮城県立図書館

宮城県立図書館

三	伊達政宗書狀	内閣文庫	116
三	伊達政宗知行目録写	内閣文庫	116
四	須田光頼書狀	内閣文庫	117
五	白川義親書狀写	内閣文庫	117
五	白川義親書狀写	内閣文庫	117
七	箭田野頭義書狀 松藩搜古	内閣文庫	118
八	石川昭光書狀 ※	伊藤光之祐	119
九	伊達政宗書狀 ※	角田市 矢吹知男	119
〇	角田神主板橋掃部助所蔵文書目録	玉川村 川辺八幡神社	120
一	小林家吉書狀	内閣文庫	120
二	中島村十五郎他二名連署寛写	須賀川市 相楽定邦	121
三	白河古事考 卷之四	内閣文庫	121
四	仙道記 統群書類從二十二上	内閣文庫	123
五	藤葉栄衰記下 統群書類從二十二上	内閣文庫	123
六	石川三芦城 巻卷	内閣文庫	123
七	白河古事考 卷之五	内閣文庫	124
八	白河古事考 卷之四	内閣文庫	125
九	白河古事考 卷之六	内閣文庫	129
〇	結城白川系図 結城宗広事蹟顯彰会「結城宗広」	須賀川市 相楽定邦	130
一	中島系図	須賀川市 相楽定邦	133

2 館城跡所在表

3 板碑供養塔所在表

4 館城板碑所在図

5 金石文(石造供養塔婆)

一	景政寺供養塔C(模刻)	嘉禎二年
二	寺内阿弥陀堂供養塔1	弘長元年
三	明新供養塔A	弘長四年
四	中野目塚原供養塔1	嘉元三年
五	三城目中町供養塔	延慶七年
六	三城目行屋供養塔	正和五年
七	大畑地藏尊供養塔	元享二年
八	本城館供養塔A	嘉曆二年
九	本城館供養塔B-4	元徳三年
一〇	景政寺供養塔A-4	元弘元年
一一	景政寺供養塔B-2	延元八年
一二	平鉢供養塔A-1	延元四年
一三	寺内供養塔3	貞和二年
一四	寺内天王山供養塔2	貞和六年
一五	寺内天王山供養塔3	貞和六年
一六	本城館供養塔B-1	応安七年
一七	寺内天王山供養塔	永和二年

第四編 近 世

1 領主・代官

資料
番号 資 料 名

所在地 所蔵者名

頁

一	近世支配変遷表	157
二	近世支配関係図	157
三	会津藩領主年譜	158
四	白河藩主変遷表	158
五	年不詳矢吹村領主変遷	159
六	文祿三年蒲生領白川郡石川郡高目録(抄)	159
七	寛保元年十一月松平大和守様御所替付万事覚書(抄)	163
八	年不詳代官島田帶刀手附手代姓名書	164
九	天保十二年八月旗本領中畑陣屋役人転役ふれ	165
一〇	年不詳旗本松平軍次郎知行白河郡神田村領主変遷	166
一一	明治四年九月棚倉県調阿部氏家臣録高	167
一二	天明八年五月諸国巡見使・御料巡見使御通行ニ付役付并人馬割付控	176

2 法 度・布 令

一三	寛永二十年正月白河藩丹羽光重代中渡覚	180
一四	寛永二十一年正月白河藩主松平忠次御触書	181
一五	貞享五年五月白河藩松平忠弘時代鄉村宛書	183

中野目 円谷 善人
中野目 円谷 善人
中畑 岡崎 長成

六 元禄六年正月、穢多取締りと生類あわれみ触れ

七 元禄六年、白河藩御条目

八 元禄九年正月、白河領内殺生禁断触書

九 寛保二年五月、越後高田藩村方御取締触書

一〇 延享二年正月、越後高田藩神原政永代公儀御条目

一一 延享五年三月、越後高田藩領百姓他所奉公停止の達

一二 寛延三年二月、徒党禁止の布令

一三 寛政元年二月、越後高田藩領百姓風俗取締申渡並惣百姓諸書

一四 寛政二年九月、赤子養育御手当金ニ付申渡

一五 文化八年御料私領民風改正達書

一六 天保八年三月、幕領塙陣屋支配白川郡須乗村御仕置五人組帳

一七 天保十年十月、松平軍次郎領省略令

一八 天保十四年八月、享旗本松平軍次郎知行所御触書

一九 年不詳、白河領分村々名所旧蹟并古事伝説調べに付達書

3 藩政・幕政

二〇 元禄七年十二月、白河藩松平大和守借上金寛

二一 寛政五年九月、高田藩領三城目組高懸才覚金寛

二二 享保九年二月、白河藩大和久村夫食麦拜借連判帳

二三 文政九年四月、幕領浅川陣屋支配大畑村飢夫食米拜借貸付人別控

二四 文政十年十月、白河藩岡村蔵々問取扣

二五 天保七年十二月、幕領浅川陣屋支配大畑村夫食代拜借貸附小前控

二六 嘉永三年十一月、中年大凶作拜借二十五カ年賦返納割合帳

二七 安政二年十二月、旗本松平軍次郎知行所大畑村柳蔵拜借金返納ニ付款願

中畑岡崎長成

中畑岡崎長成

中畑岡崎長成

中畑岡崎長成

中畑岡崎長成

堤吉田清作

堤吉田清作

中畑岡崎長成

大畑伊藤光之祐

須乗酒井正敏

須乗酒井正敏

中野目岡崎善人

中畑岡崎長成

大畑伊藤光之祐

大畑伊藤光之祐

中野目岡崎善人

大畑伊藤光之祐

大畑青木政義

中畑岡崎長成

大畑青木政義

大畑青木政義

大畑青木政義

元 文久三年四月非常御囲殺二カ年賦にて借用願
 元 天明元年十二月越後高田藩領堤村金八女房懷胎届
 四 文化九年六月幕領大畑村出生子養育金願
 四 文政十三年十一月幕領大畑村嫁取金下附願
 四 天保二年二月白河領明岡村出生養育金書上ケ
 四 年不詳幕領浅川陣屋支配中畑村小兒御手当金
 大畑 青木政義 232
 堤 吉田清作 233
 大畑 青木政義 233
 大畑 青木政義 234
 中畑 岡崎長成 235
 中畑 岡崎長成 235

4 戊辰戦争

四 慶応四年三月仙台中白河邦親公会津征伐の砌白河家旧臣陣中見舞録
 四 明治戊辰矢吹宿仙台中白河邦親公家臣猛虎隊組織仙台勢に加はり合戦覚
 四 慶応四年四月矢吹宿より会津征討に付仙台藩調達金証書 237
 四 慶応四年五月会津戦争に付郷夫人足議定書 239
 四 慶応四年九月石川郡堤村軍夫役に付村高・人口・家数届書 241

5 村と生活

(一) 土地

四 慶安四年四月奥州石川郡中野目村御検地帳 243
 五 慶安四年四月五日奥州石川郡中野目村田畑御検地帳 245
 五 慶安四年奥州石川郡大畑村田畑御検地帳 271
 五 慶安四年卯二月二十六日奥州白河郡三城目新田村御検地帳 290
 五 慶安四年奥州石川郡明岡新田村田畑御検地帳 306
 五 元禄十四年九月白河藩領中畑村新田検地覚 336
 五 文化六年四月大畑村西ノ新田御検地帳 337
 中野目 円谷善人 243
 中野目 円谷善人 245
 大畑 青木政義 271
 三城目 猪合正男 290
 中畑 岡崎重夫 306
 中畑 岡崎長成 336
 大畑 青木政義 337

天明二年七月明岡村御田地割符帳

天明五年九月拾軒、七軒新田反別書上帳

天明七年四月明岡新田村田畑反別帳

天保三年明岡新田村御他領江飛地田畑相調書上帳

天保三年三月明岡村持高名寄帳

六 弘化二年（安政元年）まで中野目村持高

三 文化十年十二月越後高田藩領中畑村小役割米せり田畑書分帳

文政元年十二月幕領中畑村小役米割せり田畑書分帳

文政十二年十二月幕領中畑村小役米割せり田畑書分帳

天保四年十一月幕領中畑村小役割せり田書分帳

元禄十二年九月中畑村水吞居屋敷帳

享保六年大畑村田畑耕種屋敷・屋敷代相改帳

六 享保十七年中野目村地方分々小前

安永四年八月中野目村燬方分緝禁

寛政十一年八月大畑村灯方綱寄附

寛政十一年七月大炊村綱引田雑賦

三 安政六年七月大炊村田方耕替帳

三 安政六年八月大炊村燈火騒替帳

慶應元年六月大畑村田方罷替長

宣統二年七月中國田賦引申文

文比八年七月大細村罷替二村中一札之事

文政十二年八月幕領大畑村田畑繩替屋

安政六年正月旗本額中畑村罷替之圖書

元禄十二年八月、中畑村田畑分ヶ相定之証文

宝永七年二月、白河藩領中畑村荒畑林村ニ付庄屋村人出入願書

寛保二年十二月、七軒新田百姓についての願書

天明八年三城目村の長々の余地についての一札

嘉永五年二月、大畑村もり子塚田にならず一札

文久三年八月、三城目村新田取替の一札

年不詳、岡村より中野目村との地境の件で口上書

寛永十年、矢吹村新田之掟

元禄六年七月、中畑村新田帳

元禄八年十月、中畑村亥之改新田覚

天明四年辰正月、三城目村荒畑打起反別帳

天明七年二月、三城目村沢尻ニ新田開発ニ付神田中野目両村納得済みにて着手願

寛政三年高田藩領三城目堤南村川欠立帰書上

文化十四年三月、三城目村開発年季之事

文政二年卯十一月、大畑村年々起返別相調帳

嘉永六年二月、大畑村差出申一札之事

嘉永六年七月、須乘新田村栄之助より為取替一札之事

卯九月、三城目村差上申御請書之事

文政六年二月、七軒新田入百姓入目渡方帳

(二) 人 口

延享元年より安永九年迄、白河領人口増減覚

寛保二年、中野目組須乘村宗門御改帳

天明二年、滑津組須乘村宗門人別天台宗御改帳

中畑岡崎長成	415
中畑岡崎長成	418
中町円谷重夫	419
三城目加藤忠一	420
大畑青木政義	420
大畑伊藤光之祐	421
中町円谷重夫	422
本町会田宗太郎	422
中畑岡崎長成	423
中畑岡崎長成	424
三城目加藤忠一	424
中野目円谷善人	426
中野目円谷善人	427
大畑伊藤光之祐	428
大畑青木政義	430
大畑青木政義	432
大畑青木政義	432
大畑青木政義	432
大畑伊藤光之祐	432
中畑岡崎長成	434
中野目円谷善人	439
須乘酒井正敏	441
須乘酒井正敏	443

- 一〇三 天保十三年須乘村人数増減相調書上帳
 一〇四 文政十一年明岡村人数御改帳
 一〇五 慶応三年明岡村同新田村家数人別増減差引書上帳
 一〇六 天保二年、天保三年大畑村宗門帳控
 一〇七 貞享四年石川郡中畑村人数馬數書上
 一〇八 享保十三年堤村宗門御改帳
 一〇九 嘉永七年八月矢吹宿大福寺字内人別帳
 一一〇 天保十二年十一月宗旨手形明岡村
 一一一 明和元年十月白河藩領中畑村縁組願離別居書

(三) 年 貢・諸負担

- 一一二 元禄十三年二月白河領三城目組御年貢勘定帳
 一一三 宝永二年三月白河領堤村御年貢勘定帳
 一一四 元禄六年五月白河領中畑村御年貢物成勘定帳
 一一五 元禄八年十二月白河領中畑村御年貢物成勘定帳
 一一六 享保十四年三月白河領中畑村小物成勘定帳
 一一七 享保十五年三月白河領中畑村御年貢物成勘定帳
 一一八 寛保元年三月白河藩中畑村小物成勘定帳
 一一九 寛保元年十二月白河領中畑村御年貢物成勘定帳
 一二〇 宝暦二年十一月白河藩納縄勘定帳
 一二一 天明二年十月越後高田領中畑村御年貢米金一人別吟味帳
 一二二 天明五年十月越後高田領中畑村年貢並連貫一人別割符帳
 一二三 寛政五年十一月越後高田領神田村御用捨引割符帳
 一二四 文化五年十月越後高田領中畑村高掛金取立帳

須乘	中町	中町	大畑	中畑	堤	本町	中畑	中畑	中畑
酒井	円谷	円谷	青木	岡崎	吉田	熊田	岡崎	岡崎	岡崎
正敏	重夫	重夫	政義	長成	清作	隼人	重夫	長成	長成
445	446	448	443	449	452	456	463	463	463

大池	堤	中畑	中畑	中畑	中畑	中畑	中畑	中畑	大畑
伊藤	吉田	岡崎	岡崎	岡崎	岡崎	岡崎	岡崎	岡崎	伊藤
光之祐	清作	長成	長成	長成	長成	長成	長成	長成	光之祐
465	467	469	471	473	476	478	479	482	483

- 一四 慶安四年白河藩領明岡村物成米之事
 一四 寛文八年白河藩領明岡村物成米之事
 一五 元禄十二年白河藩領明岡村免定之事
 一五 天保八年白河藩領明岡村免定之事
 一五 延宝三年白河藩領堤村御物成之事
 一五 延宝八年白河藩領堤村御物成米之事
 一五 元禄十六年白河藩領堤村免定之事
 一五 享保十七年越後高田領堤村免定之事
 一五 寛延三年越後高田領堤村免定之事
 一五 文政四年越後高田領堤村免定之事
 一五 延享元年越後高田領矢吹村免定之事
 一五 天明三年越後高田領矢吹村免定之事
 一六 明治元年矢吹村免定之事
 一六 明治二年割附
 一六 延享四年卯十二月越後高田藩領卯御年貢并小物成米
 一六 文化七年幕領釜子支配年々皆済目録控
 一六 文政十三年幕領浅川支配丑御年貢皆済目録奥州石川郡堤村
 一六 天保九年旗本領西御年貢皆済目録中畑村
 一六 明治二巳年三月辰皆済目録石川郡堤村
 一六 享保三年白河藩領津留より壳御法度御請判形帳
 一六 享保十七年子ノ九月三日大公儀様より渡良瀬川高割金帳
 一六 寛政四年六月高田藩領他所職人役錢ニ付触書
 一七 慶応二年七月幕領中野目組五ヶ村安石代請書
 一七 延享四年十二月越後高田藩領堤村余内金先納御免願

堤	大畑	中畑	中畑	中畑	堤	中畑	堤	中畑	堤	本町	本町	本町	本町	堤	堤	堤	堤	堤	中町	中町	中町	中町
吉田	青木	岡崎	岡崎	岡崎	吉田	岡崎	吉田	岡崎	吉田	熊田	熊田	熊田	熊田	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田	岡谷	岡谷	岡谷	岡谷
清作	政義	長成	長成	長成	清作	長成	清作	長成	清作	隼人	隼人	隼人	隼人	清作	清作	清作	清作	清作	重夫	重夫	重夫	重夫

641 639 638 631 629 627 625 623 607 606 603 602 600 598 596 595 594 593 592 591 589 588 587

- 一三 寛延二年十月越後高田藩領堤村年貢減免願
 一三 安永十年二月越後高田藩領中畑村年貢米未進百姓札明方願
 一四 寛政十年二月越後高田藩領堤村扶食農具代拜借願
 一五 文政六年五月幕領村々石代金棚倉石川竹貫平均相場ニテ納入致度願
 一六 天保三年二月幕領堤定免願
 一七 天保三年十一月幕領大畑村定免継統願
 一八 嘉永七年六月中野目神田堤大畑村青米石代納永統願
 一九 慶応三年三月幕領浅川支配村々凶作に付青米石代納願
 二〇 元禄五年十月白河領三城目組年貢諸上納書上げ
 二一 元禄八年より寛保元年まで三城目組免高寛書上げ
 二二 安永九年白河領中野目組年貢諸上納書
 二三 寛政三年〳五年高田藩領三城目組繩麦冥加米
 二四 寛政七年十月高田藩領三城目組御普請金上納因難書上
 二五 寛政八年二月高田藩領三城目組村諸上納有免願
 二六 文化七年十二月幕領大畑村年貢改メ覚
 二七 天保四年十二月大畑村貯穀書上げ
 二八 嘉永元年三月白河領岡村諸職人及役錢書上
 二九 嘉永二年七月白河領岡村自他諸職人書上
 三〇 嘉永六年十一月白河藩領岡村炭請払帳
 三一 安政三年正月岡村江戸屋敷地震大破ニ付御用金上納覚
 三二 年不詳中畑村醬油水車運上覚
 三三 延宝五年三月十九日三城目村田畠井御物成品々御改帳
 三四 文化二年十月越後高田城焼失ニ付中野目村板代金上納証文

中野目	大畑	中畑	中町	中町	中町	中町	大畑	大畑	中野目	中野目	中野目	中野目	中野目	大畑	中野目	大畑	大畑	大畑	堤	中畑	堤	中畑
円谷	伊藤	岡崎	谷重	谷重	谷重	谷重	青木	青木	円谷	円谷	円谷	円谷	円谷	青木	円谷	青木	青木	吉田	吉田	吉田	吉田	
善人	光之祐	長成	重夫	重夫	重夫	重夫	政義	政義	善人	善人	善人	善人	善人	政義	善人	政義	政義	清作	清作	清作	清作	

690 699 695 690 685 684 683 682 681 680 679 678 667 664 659 655 652 649 648 645 644 643 642

一六 文化二年二月高田領中野目村納糧皆済証文
 一七 天保十二年五月明岡村拝借米年賦返上請書

白村と生活

- 一八 安永六年十月三城目村享保絵図讀渡口上書
 一九 延宝九年十月白河藩大畑村指出帳
 二〇 元禄五年十月白河郡三城目組神田村指出帳
 二一 元禄五年十月白河領堤村指出帳
 二二 寛保二年二月高田藩領中野目村指出帳
 二三 寛保二年五月高田藩領須乗村指出シ帳
 二四 寛保二年三月中畑村指出帳
 二五 寛保二年三月矢吹村記録明細取調書上
 二六 文政六年四月白河藩領の明岡村指出帳
 二七 嘉永五年一月白河藩矢吹村当宿方家の覚
 二八 慶応二年十月白河藩領明岡新田村指出帳
 二九 享保二十年五月御尋ニ付品々書上帳
 三〇 寛保二年二月白河藩中畑村村役小役承知書上
 三一 文政四年幕領中畑村通貫割之帳
 三二 文化元年十月越後高田藩領大畑村万難入用割帳
 三三 文化六年已幕領大畑村万難入用割帳
 三四 天保五年三月白河藩領三城目村入用帳
 三五 天保十二年一月白河藩明岡新田村明岡村通貫帳
 三六 文久二年十二月幕領須乗新田村万難割之帳
 三七 宝永元年十二月白河藩領中畑村庄屋給分村定メ

中野目 円谷 善人 700

700

大畑 伊藤 光之祐 701

701

大畑 青木 政義 702

702

神田 藤井 英由 707

707

堤 吉田 清作 710

710

中野目 円谷 善人 716

716

須乗 酒井 正敏 722

722

中畑 岡崎 長成 725

725

本町 熊田 俊一 731

731

中町 熊田 俊一 734

734

本町 平山 寿満 738

738

中町 円谷 重夫 743

743

本町 熊田 俊一 751

751

中畑 岡崎 長成 754

754

中畑 岡崎 長成 755

755

大畑 青木 政義 760

760

大畑 青木 政義 761

761

三城目 加藤 忠一 764

764

中町 円谷 重夫 767

767

須乗 酒井 正敏 772

772

中畑 岡崎 長成 779

779

三三 享保二十年五月白河領中畑村御用捨高にて身売人請返し書上付

三二 元文元年十二月身売立返り人御用捨引願

三四 延享三年十一月越後高田藩領中畑村身売男女書上

三五 宝曆六年九月出生俸共々御奉公許されたことに付差上申一札

三六 宝曆十二年正月身売奉行人新百姓取立のため金子拝借願

三七 寛政五年九月高田藩領三城目組奉公人夫人給金覚

三八 寛政七年十一月白河藩中野目村質物請狀

三九 寛政九年十二月越後高田領中畑村質物請狀

四〇 享和元年越後高田藩分領須乘新田村より白河藩御家中へ身売奉公願

四一 文化六年十二月給取奉公人証文

四二 文化十三年七月年季奉公証文

四三 年不詳三城目村質物添証文

四四 安永九年三月越後高田領堤村火葬場一件出入

四五 寛政元年二月行倒人有之番太申立書

四六 寛政八年六月高田藩領中野目村百姓博奕科料申付書

四七 文化七年二月幕領大畑村川辺村嘉藤次不行跡一件

四八 文政五年六月七軒新田村長右衛門並家族行衛不明ニ付届出

四九 文政八年二月村役人に不埒の筋につき村替えとなった百姓立掃勘弁に付一札

五〇 天保八年二月凶作欠落人立掃り正福寺へ駆込託入に付御聞濟下されたく差出申一札

五一 天保八年四月幕領中野目村火災状況

五二 安政六年八月巳之吉女房つると吉蔵倅吉右衛門密通一件

五三 元治元年三月旗本領大畑村郷藏貯蔵米盗難一件

五四 慶応元年五月大畑村欠落女房取扱一件

五五 慶応元年九月幕領大畑村疹流行ニ付奉納芝居仕度願

中畑岡崎長成

中畑岡崎長成

中畑岡崎長成

大畑伊藤光之祐

中畑岡崎長成

中畑岡崎善人

中畑岡崎善人

中畑岡崎善人

須乘酒井正敏

中野目岡崎善人

中野目岡崎善人

大池伊藤光之祐

堤吉田清作

中畑岡崎長成

中野目岡崎善人

大畑岡崎長成

中畑岡崎長成

中畑岡崎重夫

中畑岡崎長成

中畑岡崎善人

須乘酒井正敏

大畑岡崎善人

大畑岡崎善人

大畑岡崎善人

大畑岡崎善人

大畑岡崎善人

812

816

816

820

621

821

822

823

824

824

825

826

827

828

828

829

830

831

832

833

835

838

839

839

839

839

- 三六 明治二年矢吹町盆踊喧嘩一件
 三七 子四月梓家出届
 三八 寅二月欠落の女村立婦りに付御有免願書
 三九 年不詳七月三城目村追放百姓婦村願
 四〇 戊正月地付山村木盗伐一件
 四一 年不詳明岡村不許可鉄炮扱蔵入被仰付勘弁願
 四二 安永八年十月上納金に差支い須賀川長祿寺金借用証文
 四三 安永十年三月堤村百姓肥シ代借用証文
 四四 天明四年十一月領内組々年貢金借用証文
 四五 天明五年三月百姓相統件借金証文
 四六 寛政二年十月山抵当借用証文
 四七 文化五年十二月村方より代官所借金証文
 四八 文政四年八月水吞屋敷借用証文
 四九 天保十年三月中畑村上納金ニ差引半田銀山備金借用証文
 五〇 天保十二年三月七ヶ村連帯借金議定書
 五一 年不詳八月光明院扱い借金出入一件
 五二 年不詳十二月鍛錬取金年賦上納受取証
 五三 享保五年八月白河領三城目新田村質地証文
 五四 享保六年二月白河領堤村庄屋敷家作用材下附願
 五五 宝曆二年十二月白河領三城目村屋敷譲証文
 五六 安永六年六月白河領堤村田買証文
 五七 安永九年十月白河領三城目村畑買証文

6 産

業

本町	熊田俊一	840
大池	伊藤光之祐	843
大池	伊藤光之祐	843
三城目	加藤忠一	844
中畑	岡崎長成	845
中町	岡谷重夫	845
堤	吉田清作	846
堤	吉田清作	847
中野目	岡谷善人	848
堤	吉田清作	849
大畑	青木政義	849
中畑	岡崎長成	849
大池	伊藤光之祐	850
中畑	岡崎長成	851
中畑	岡崎長成	852
中畑	岡崎長成	853
堤	吉田清作	854
大池	伊藤光之祐	854
堤	吉田清作	855
大池	伊藤光之祐	856
堤	吉田清作	857
大池	伊藤光之祐	858

(一) 農 業

- 三八 元禄七年七月白河藩領中畑村早稲中稲御改帳
 三九 享保十九年正月白河藩緒植付触れ
 四〇 享保二十年三月野火御横目巡村ニ付差上証文
 四一 宝曆三年九月白河領中畑村と拾軒、七軒新田村植稲反別改書
 四二 天明三年ノ四年凶作につき万控
 四三 寛政五年六月高田藩領、中畑、同新田植付届書
 四四 寛政八年十月高田藩領中野目村新百姓取立願
 四五 寛政三年四月高田藩領中野目組雨乞祈禱願
 四六 文化四年九月高田藩領大畑村惡作田反別相調査上帳
 四七 天保七年八月白河藩領矢吹村天保七年大凶作万喰物覚
 四八 天保七年十一月白河藩矢吹村大惡作諸田畑控帳
 四九 天保九年九月白河藩領矢吹村惡作反別相調査上帳
 五〇 天保九年八月旗本領大畑村早稲方御檢見内見合付帳
 五一 弘化二年八月当已田方早稲晚稲反別相調帳
 五二 弘化四年五月旗本領堤村田植ニ付馬借用一札
 五三 嘉永六年十月旗本領大畑村大早魁田方御檢見引方割合帳
 五四 宝永七年八月白河藩領堤村居久根地付山改帳
 五五 享和二年八月越後高田藩領大畑村竹藪書上帳
 五六 天保十年中野目円谷家農家行事覚
 五七 安政六年八月秣場借地一札の事
 五八 文久三年旗本領須栗村山村宛渡証文
 五九 慶応元年七月鎮守八幡祭礼獅子舞奉納願

中畑岡崎長成	須乘酒井正敏	中畑岡崎長成	中野目円谷善人	大畑青木政義	堤吉田清作	大畑青木政義	大畑青木政義	本町熊田俊一	本町平山壽満	本町平山壽満	大畑青木政義	中野目円谷善人	中野目円谷善人	中畑岡崎長成	須乘酒井正敏	中畑岡崎長成	中畑岡崎長成
859	860	859	860	898	898	894	982	885	882	879	869	868	868	861	860	859	859

三〇 寛保三年十月越後高田藩領中野目村駒上利金年賦証文

三一 宝曆九年正月白河藩領三城目村馬借証文

三二 天明二年四月御用馬種駒貸附につき申渡

三三 寛政四年越後高田藩領中畑村種駒代金借用証書

三四 寛政七年十二月高田藩領中畑村種駒ニ付覚

三五 寛政十年四月せり駒代金請取帳

三六 文化六年十月駒付役銭の儀につき願

三七 文化十三年白河領明岡村追駒金拝借願

三八 文政十一、十二年駒付勤役願書

三九 天保三年八月白河領明岡村老馬下附願い

四〇 天保十一年九月白河領明岡村お預駒駄ニ付願書

四一 嘉永二年八月白河領明岡村お預種駒覚

四二 安政二年三月白河領明岡村御貸駄駒出生届

四三 慶応三年二月旗本領中畑村二才駒改書上帳

四四 年号不詳中野目組村々種駒貸付控

四五 延宝八年十一月白河藩馬口旁口銭ニ付触書

(二) 製 造

三六 宝曆十一年十月白河藩領三城目村酒造株譲渡証文

三七 寛政五年九月中野目円谷家煙草立金延納願

三八 享和三年白河藩領三城目村酒造石高申立

三九 文化十二年四月幕領中野目村繰綿代金年賦証文

四〇 嘉永三年八月越後高田藩領中野目村酒造株譲請願

四一 元治元年十月幕領中野目村酒造株譲渡証文

中野目 円谷 善人

大池 伊藤 光之祐

中畑 小針 弥太郎

中畑 岡崎 長成

中畑 岡崎 長成

中畑 小針 弥太郎

中畑 小針 弥太郎

中畑 岡崎 長成

中畑 岡崎 長成

中畑 岡崎 長成

中畑 岡崎 長成

中畑 岡崎 長成

中畑 岡崎 長成

中畑 岡崎 長成

中畑 岡崎 長成

中畑 岡崎 長成

中畑 岡崎 長成

大池 伊藤 光之祐

中野目 円谷 善人

大池 伊藤 光之祐

中野目 円谷 善人

中野目 円谷 善人

中野目 円谷 善人

914

916

918

917

918

918

920

920

921

921

927

928

929

931

931

932

933

933

934

934

935

936

937

三三 慶応三年四月幕領堤村瓦製造願出
三三 年不詳白河藩領三城目村水車建設願

(二) 商業・金融

三三 天明六年十月白河藩領三城目村荷物糶立貸銭一札
三三 寛政六年四月越後高田領三城目煙草荷糶送リニ付一札
三三 寛政十一年正月越後高田藩領中野目村穀物仕切帳
三三 天保十四年十月より繰綿仕入打揚控帳
三三 申正月三城目鉄荷糶立ニ付御伺
三三 年不詳二月中野目村会津荷取扱ニ就キ
三三 寛政十二年十二月二本松藩へ御用金用立ニ付代米証文
三三 文政九年九月領内引立無尺仕法書
三三 文久元年十二月青木家貸付金控
三三 年不詳十一月頼母子講仕法書

7 一 撰・訴願

三三 天和元年十二月白川領惣百姓訴願
三三 貞享二年十一月白河藩中畑村役人給金訴訟
三三 享保九年正月騒動不参加につき百姓請文
三三 寛保元年十一月所替に当り組々庄屋連印にて願書
三三 寛保二年正月諸上納物返済につき願書
三三 寛保二年二月白川領百姓騒動
三三 寛保二年二月余内金延納につき願
三三 寛保二年二月百姓騒動につき申渡覚

堤 吉田清作
大池伊藤光之祐 938 937

大池伊藤光之祐 939
大池伊藤光之祐 940
中野目谷善人 940
中畑岡崎長成 945
大池伊藤光之祐 949
中町岡谷重夫 950
中野目岡谷善人 952
中町岡谷重夫 952
大畑青木政義 961
大畑青木政義 956

中畑小針弥太郎 963
中畑岡崎長成 988
中畑岡崎長成 969
中畑小針弥太郎 969
中畑小針弥太郎 970
中畑小針弥太郎 971
中畑小針弥太郎 972
中畑小針弥太郎 972

- 四〇 天保四年九月中野目村神田村被免検見願
 四一 天保四年凶作ニ付夫食御救石置米願
 四二 天保七年十月凶作ニ付數願
 四三 天保六年七月駒付役不正歎願
 四四 天保十三年六月名主不正ニ付小前一同よりの訴狀
 四五 弘化二年八月早稲方の分刈り取り願
 四六 嘉永六年九月中畑村庄屋不正出入ニ付庄屋返答口上書
 四七 安政三年七月幕領二十八ヶ村駒付役不正訴願・その他
 四八 卯九月中畑村二郎左衛門倅久兵衛親不孝託証文
 四九 慶応三年十月大畑村多吉木挽職願書
 五〇 年不詳大藏院信峯等修験と神職出入

中 畑 岡 崎 長 成	大 畑 青 木 政 義	中 畑 岡 崎 長 成	大 畑 青 木 政 義	中 畑 岡 崎 長 成	中 畑 岡 崎 長 成	中 畑 岡 崎 長 成	中 野 目 円 谷 善 人	中 野 目 円 谷 善 人	中 野 目 円 谷 善 人	中 野 目 円 谷 善 人
----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

1063 1063 1062 1052 1051 1050 1049 1048 1046 1430 1042

本巻資料提供および協力者

三重県	結城神社	郡山市	成田克俊	矢吹町中畑一七六	岡崎長成
京都府	西本願寺	国見町	町史編纂室	中野目	円谷善人
東京都	国会図書館	須賀川市	市立図書館	神田	藤井英由
〃	東京大学史料編纂所	〃	市立博物館	〃	熊田俊一
埼玉県	岡崎完樹	〃	相楽定邦	〃	仲島西吉
〃	結城錦一	玉川村	川辺八幡神社	〃	大場昭雄
栃木県	皆川庸一	〃	(故)首藤保之助	〃	渡辺福松
秋田県	県立図書館	坂下町	心清水八幡神社	〃	加藤忠八
山形県	上杉隆憲	いわき市	川和徳一	〃	
〃	米沢市立博物館	矢吹町中畑三一六	円谷重夫	〃	
宮城県	県立図書館	〃	会田太三郎	〃	
〃	仙台市立博物館	〃	熊田隼人	〃	
〃	熱海孫十郎	〃	会田宗太郎	〃	
〃	矢吹知男	〃	佐久間光男	〃	
福島市	石川俊直	〃	平山寿満	〃	
〃	県教育庁文化課	〃	伊藤光之祐	〃	
〃	県文化センター	〃	青木政義	〃	
〃	歴史資料館	〃	吉田清作	〃	
〃	鈴木啓	〃	猪合正男	〃	
〃	村川友彦	〃	酒井正敏	〃	
〃	藤田定興	〃	小針弥太郎	〃	

矢吹町史編纂関係者（順不同）

矢吹町長 仲西 藤次

収入役 近藤 正三

教育長 小林 重孝

矢吹町史編纂委員会委員

委員長 小林 重孝

委員 小針 弥太郎 文化財保護審議委員

円谷 善人

鈴木 栄

藤井 隆繁

広瀬 昌弘

佐藤 隆

菊地 啓二

井上 正博

水戸 豊子

佐久間 春雄

蛭田 忠良 教育委員長

佐藤 政信 教育委員

星 祐聖

藤田 二郎

幕田 耕郎 中央公民館長
藤井 森正 公民館三神分館長
野崎 直吉 中畑分館長
仲西 昌弘 矢吹分館長

矢吹町史編纂専門委員

監修 ○小林 清治 福島大学教授

委員 ○宗像 喜代次 元県史編纂室長

○石井 亘 元泉崎第一小学校長

○目黒 吉明 県文化センター

○永山 倉造 須賀川市立博物館

○星 圭之助 町教育委員会社会係長

○田中正能 県文化財保護審議委員

○鈴木 安信 須賀川市文化財保護審議委員

○菅田 宏 県文化センター歴史資料館

○岡崎 長成 矢吹町郷土史研究会員

阿部 常三郎 国士館大学国史研究室部員

戸石 清一 県立須賀川高校教諭

金子 誠三 県立白河高校教諭

仲西 正次 元矢吹町長

石田 豊秋 矢吹教護園長

鎌田善治 前公民館中畑分館長

会田安 県郡山農業改良普及所

永山祐三 民俗学研究者

井戸沼俊 前中央公民館長

渡辺誠 獅子舞保存鎌倉会長

(○印本巻執筆者)

幹事

水戸亥三郎

松井文雄

遠藤一男

室光夫

小林董聡

芳賀博

円谷正

上田晴一

加藤政義

岩谷好克

草野博夫

大沼重一

川上重俊

室活夫

薄葉兼吉

野木三良

坂路富郎

小林晃

国馬正三

青木修一

星圭之助

藤田正雄

円谷善人

伊藤吉恵

(前任者)

編集委員(故)浅川和茂

(故)矢内正大

横川清

小林栄

荒明喜代亥

鈴木三己

幹事

鈴木新一

編集室

鈴木栄

あとがき

矢吹町史編集委員長 小林重孝
矢吹町教育委員会教育長

憶えば昭和四十八年一月、編集委員会が発足、二年後に「目で見える矢吹町史」を発刊、そして昭和五十年度に町史編集室を設置、本格的な態勢を整え、以来資料所在目録二集の発刊、そして今度の資料編の上梓の運びとなりました。申すまでもなく資料編は、今後発行いたします通史編の基礎資料となるものであり、また広く研究者、同好の士の便に供し、かつ資料保存に大きな意味をもつものと考えます。ただ残念なことは紙数の関係で貴重な資料全部を収録することが出来ずごく一部に限られてしまったことです。

史書は真実を伝えてこそ科学的価値をもつもので単に地域の物語であってはなりません。わが町の生い立ちを解明する手がかりとしてこれがより多くの人々の閲覧に供されることを望みます。

編集にあたっては、地域の多くの方々の御協力をいただき、門外不出の貴重な古文書の数々を借用いたし、又埋蔵文化財についても発掘、整理などに多くの方々の手をわずらわせ一応の収集と整理が進行いたしました。全般的御指導をいただいた福島大学教授小林清治博士をはじめ、監修、執筆、編集に当たられた町内、外の専門委員や職員の方々にあらためて深く感謝の意を表する次第であります。

この書が町の歴史を知るよすがとして新しい時代の推理と発展に役立てば望外の喜びとするところです。

昭和五十二年九月

矢吹町史（第二回配本）

第二卷 資料編Ⅰ

原始・古代・中世・近世資料

発行日 一九七七年九月

編集発行 矢吹町
福島県西白河郡矢吹町字一本木三

製作 歴史春秋社

印刷 北日本印刷

会津若松市門田町中野